

刑 政

第 九 卷 第 十 二 號 第 十 二 號

成人教育に一步を	不定期刑論	日本の現實と前途	刑 獄 聞 集	聞きたい眼	精神病犯罪者の運命	今日の新聞	映画及映画時代	天長節祝日をとして	少年犯罪の考察	鼠の評眼	海外時報	諸案諸説、大體小體、讀者のページ、家庭のページ、叙任辞令、刑務令規、行刑統計、其他、雜論數種
卷 頭 言 2	泉 二 新 熊 10	鹿子木員信 33	香 川 生 65	福 原 俊 丸 76	アシャフェンブルヒ 4	太 田 正 孝 49	近 江 春 彦 82	28	吉 田 敦 靈 60	A 生 58	20	

附録 刑務作業の研究

正 木 亮

財團法人 刑務協會 發行

(月一十三) 會大武演官務刑國全

General Athletic Meeting of Prison Officials of the Country.

Oct. 31 1926



(手選區一第者勝優部道劍)

The Winners in "Kendo" (the 1st Section team)



(手選區五第者勝優部道柔)

The Winners in "Judo" (the 5th Section team)

歳末の御挨拶

◇大正十五年もはや暮れてゆきます。わが『刑政』を通じて見たわが刑務界も、可なりいろ／＼の記録を遺しましたことをお互に回顧して見ませう。

◇展二行刑局長並に四部警吏官の歐米視察によつて得られたプランは、ほんの一部分より實現してはゐないでせうが、當局の施政としてあらはれた幾多の事項を拾つて行くと、そこに新鮮な、そしてかなり効果的なものが見出されます。

◇教化の方面より觀ても、教務主任會同を催して、音楽、文書、映畫、スポーツの方面に更に進んだ充實を見、また施設の上から云つても、訓練所やクリニククの應用、特殊受刑者の收容所の新設、作業工場の整理擴張、受刑者の簡易保險加入等々。殊に『人』誌の旬刊發行によつて受刑者の生活指導の實を擧げ、今や『人』は彼等と離る可からざる關係に至つたことは注目すべきことである。

◇更に刑務事業の中樞を爲すべき刑務官の養成訓練については、練習所の充實、全國演武大會の開催、『刑政』誌の解放による文書の蒐集、意志の疏通、知的教育と云つた方面に著々進んで来た筈であります。

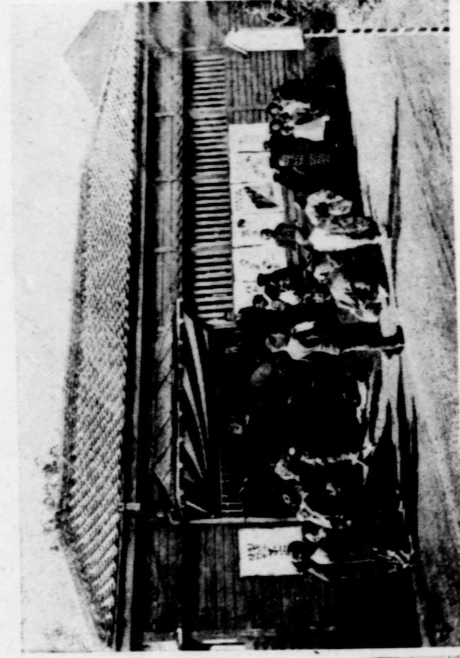
◇本誌は幸に識者並に讀者諸彦の甚深なる後援によつて、いくらか雜誌らしいものになり来りつゝある。これも歳末の所感として吾等同人の悦びと感謝を覺ゆるところであります。

◇どうか、來るべき年を期して益々刑務事業が社會の進運に貢獻するやうに適當な試をやつて見たいと考へてゐます。では益々御健勝にして幸多き新年を迎へられんことを祈つて歳末の御挨拶にかへます。(K生)

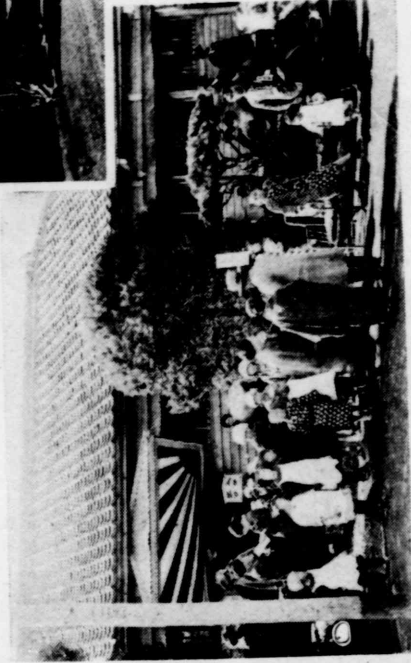
刑 政



第三十九卷 第二十二號



The Sale of Prison Products
in the Sugamo Penitentiary



十月三十一日天長節當日
を以て巣鴨刑務所内で
東京附近の刑務所製品の
即賣會を催しました。
寫眞で御覽の通りの社會
化ぶりであります。



成人教育に一步を

刑務所が學校であり、行刑が教育だと謂うことは單なる空言でなく實際漸次その色が濃くなりつゝある。

世界の文化は大戦争を一時期として特に目まぐるしい位急遽な進展を見せつゝ、尙ほ少時も熄まぬ躍進を續けて居る。昨日の知識は今日は通用せぬ否な極端に言へば一時間前の知識は今は既に陳腐に屬すると謂つた様な状況に居る。昔は普通の學校教育を終了すれば社會人として十分なものとせられて居たものが、今では學校教育を了へたのみでは不十分なものとなつて、校門を出たところの既に一人前となつた所謂成人にも學校以外の社會教育又は成人教育と謂うものが必要となつて來た。

學校の教育は一程度の知識獲得乃至は職業習得の手段たるに止まるが、成人の教育は、既得の知識の完成であり、自己職分完成の爲の知識技能の練磨であり、公人としての權利義務の完全なる行使履行、或は一家内の經濟保健問題より少女教養の問題とか生活の美化藝術化等にまで及ぼすべきものである。



らねばならぬ、如斯仔細に觀察する時は近代人の必要とする知識の範圍程度は極めて廣汎にして、且つ複雑に亘るべきものとなつて來た。それで成人こそは正に一層教育を必要とすべきものであり、重要視すべきものであるとして、終生の教育なる言葉を強調する様になつて來たのである。

普通一般の成人に對する教育の必要如上の如し、社會の落伍者であり、生活の弱者なる收容者に尙ほ一層此種の教育の必須不可缺なることは勿論言ふを俟たぬ處である。萬一是等の人々を單に社會より隔離して漫然拘禁するのみであるならば、それこそ名稱は刑務所となつて居るとしても實質は昔ながらの牢屋と何等擇ぶ處なしと評さねばなるまい。

實際現在の行刑に於て行はれつゝあることは奈何？ 成人教育は閑却せられて居るか？ 否な！ 職業訓練を主要なる目的とする作業は勿論、映画、定期刊行物「人」講演等主として教誨用として採用されつつあるも、一方に於て所謂成人教育用としても認めらるゝことは疑を容るゝの餘地なき點で、此點に關しては百尺竿頭更に一步を進めて成人教育の旗幟を鮮明にして堂々と、行刑の教育であり、刑務所の社會的の學校である所以を闡明しなければならぬと考へる。(常生)

The Fate
of
the mental-diseased
criminal

精神病犯罪者の運命

(Das Schicksal der geisteskranken Verbrecher)

ケルン大學教授

ドクトル・グスターフ・アシヤフエンブルヒ

(von Prof. Dr. Gustav Aschaffenburg, Köln.)

数多い我が國邊の刑法の條文中、精神病者の犯罪責任無能力を規定した、第五十一條ほど周知知られてゐる條文はあるまいと思ふ。精神病學者が一般公衆から嫌はれるのは此の條文のある爲めである。アンゲルスタイン、ハールマン、フレツサ事件に於ける場合の如きは、一派の人々は、精神病學者が責任無能力を主張するについて尙ほ努力が足りないと思ふものと責めるものがあるかと思ふと、他の一派の者にとつては——この派の人が非常に多いのである——精神病醫は恰も凡ての犯罪者のための亂暴な守護神でもあるかの如く思はれてゐるのである。若し精神病醫が第五十一條に従つて被告の無罪を主張せんとする時は、恰かも彼が之に由て犯罪者のために『狩獵免狀』(Jagdchein) を作製し、犯罪者をして爾後何の顧慮する所なく法律の保護の下に同類に危害を加ふことを得せしむる者の如く視るのである。茲に根本意見の相違が生れて來るのである。我等精神病學者に對しては、如何なる處置が取らるべきかを問ふべきではないのである。只だ、第五十一條の意味に於ける責任無能力

を認定するために、法文に精密に定められてゐる條件が具備してゐるかどうかを問ふべきであるのだ。其以上を我等は答へる義務はないのである。法文の適用に關する決定は裁判官の任務である。我等はその相談役に過ぎないのである。裁判官は自己の責任で決定を下すものであるから、若し彼にして『檢証の權利』を以て我等の鑑定を棄却するならば、それは我等の力の及はない處である。と同時に、若し我等精神病學者にして、宣誓により『良心に従ひ』(„Nach bestem Wissen und Gewissen“) 自己の鑑定を爲すより以外の事を幾分たりとも爲すならば、我等は重大な過誤に陥るわけである。此の場合唯だ心すべきは目的に副ふや否を慎重に商量することである。

とはいへ、裁判官と雖、決してのんきな立場に在るのではない。一方では、同じ人間(犯人)を保護すべき必要に迫まれ、他方では法律上の規定で固く束縛せられてゐるのである。裁判官は——多くの場合無罪を宣告することは彼にとつて甚だ困難になるのだが——彼は、しかしながら、自分の無罪を宣告したものや又は公訴を取消した精神病者の運命を、更らに一步進んで如何ともすることはできないのである。そればかりではない、余の経験した或る場合のように、無罪を宣告したものに、已に没收した凶器を再び返還せしめなければならぬ苦しい立場にさへ立つのである。余は明かに白狀するが、自分がその凶器を引渡さなかつたために、形式上ではあるが詐欺取財の罪を得たことがあつた位である。

茲に立法上の缺陷があるのである。しかも此の缺陷は今更初めて發見されたわけではないのである。既に、五十五年の名譽ある長壽を保有した我等の現行刑法の可決さるゝ際にも、第五十一條の修正案として次のような決議が採擇せられたのであるが、不幸にして可決せらるゝには至らなかつたのである。それは、

「精神狀態ノ所取ヲ以テ無罪ヲ宣告セラレタルモノニシテ、アインゲフェールリヒ 社會ニ危險ヲ及ボス虞ノアル場合、之ヲ慎重ナル監視ニ付スルヲ

といふのであつた。

もつとも、行政官廳は大抵の場合、無罪を宣告されたものにして社會に危険を及ぼすの虞あるときは、直ちに其者をイルレンアンスタルト（癲癲病院）に收容せしむべき取計らいはするのである。然しながら行政官廳が此の事を等閑に付した場合は、又は當該精神病者の病勢の衰へたるかため病院から放たれる場合及び法律上の規定によりて放たれなければならなくなつた場合が不斷生すのであつて、此時に至つて社會公衆の感情は極度の緊張を帯ひて來るのである。しかも、それはまた當然な事と云はなければならぬのである。

二

原來、處罰に値する一箇の重大な行爲が法果なくして終るといふことは、法律といふものに對する感じを損ふこと甚しいもので、解すべからざることである。且つ又た、精神病のために罪を論ぜられざりしもの、恐らくは是れは直ちに再犯者となるのであるが、新たなる犯行に對して公共の安寧が十分に防衛せられないといふのは非常に憂慮すべきであるに違ひない。固よりかゝる状態を以て悉く精神病醫の責任に存するものとするのは、全く其當を得ないものであるが、然し又た、若し今日現行の古臭い刑法に取つて代るべき新しい獨逸の刑法草案によつて、一層良好な法律上の保護の與へ得られる見込があるとすれば、之に由つて將來無罪を宣告された精神病者が、迄のように社會に危害を加へることなきに至るべき、其の利益の主なる部分は、我等精神病醫の努力に付つものではなからうかと思ふのである。

此の問題は、實際になると、傍で見てゐる人の想像する通りに、然る簡單に解決はできないのである。徹底的

第五十一條によつて無罪を宣告されたものを悉く永続的に、又は只だ長期に亘りても監置することは、當然に不能な事に屬するのがある。更らに又た、例へば、チフス熱に浮かされて自分の子供を意から投げ出した女は、平癒して見れば全く所餘性はなくなつてしまふもので、また、腦軟化の場合の如く、病勢の進んだために病者か全く無害になれば、其上にも之を監置することは無用なのである。之に反して、イルレンアンスタルトに在る多くのものは心の好い變し易い病人であるのであるが、一度自由な生活に置かれると、熟練しない看護のためからか、はた又たアルコールの影響の下に在つては、直ちに危険性を帯ひて來るものがある。尙ほ、凡ての精神病者は、イングランドで言ふように、『陛下、御意に召す間』（During his majesty's pleasure）監置するわけには行かないのである。吾人の草案にも明かに、監置（Unterbringung）は唯だ命令の目的が要求する期間を限り繼續すべきものであると規定してゐるのである。

三

更らに、一層重大な問題は、如何にして精神病者が手當せらるべきやといふことである。近代のイルレンアンスタルトなるものは素人の考ふるようなものでないのである。ドイツの癲癲病院にも已に十年以來緊衣やゴム張りの病室などは用ひられないのであつて、其の中にゐる勞働者が病人であるといふ點のみで異つてゐるだけで大體昔時封建時代の大きな莊園（Rittersitz）に似てゐるのである。であるから、高い塙もなければ鐵の格子もないのを特色とするかゝる施設と、社會に危険を及ぼすような精神病者の安全な監置とは相一致しないと云はなければならぬ。然しながら、一般的に危険性を有つてゐる精神病者といふのは、將來裁判所によつてそう宣告せらるゝ人々に限るのである。しかも、家族のものから振り上げた白刃を奪はれ、直ぐに一も二もなく或る病院へ移

された。箇の精神病者は、既往の所行から裁判上の手續で精神病者と認められたものと同じくゲマイングフェー
リシヒなのである。

かゝる患者はそう餘り多くはないが、やはり同じ様に適當に手當を加へなければならぬのである。是れが
爲めに實際には凡ての病院では其他では十分な運動の自由を與へてゐるに拘らず、必要な設備をして患者の危険
な状態に十分の監視を與へ得るような病棟フロアを設けなければならぬのである。然し、かゝる設備さへ
も一々の異つた場合の患者に對しては不十分なので、過ぐる十年來、獨逸の多くのプロンピンツPrunpinz（州）では、別
に監置場Bevollzugsanstalt（*Bewahrungsanstalt*）を作らざる必要に迫らるゝに至つたのである。しかし、此の監置場は不幸にも屢々
刑罰を執行する刑務所Justizanstaltと類似するもので、高い壁と、堅固な格子と、嚴重な錠前とが逃走と騷擾とを防いで
ゐるのである。此等のベワールングスハウスは、特に危険な、精神病のため罪を論ぜられなかつたものや、拘禁
中精神病にかゝつたものと共に、法律に觸れはしないが、しかも其者の特種な状態が周圍の社會に重大な危険を
及ぼす虞のある精神病者が收容さるゝのである。

以上はドイツに就いて言つたのであるが、それは到處同じといふわけではないのである。他の多くの國には、
一部は獨立の病院として、一部は刑務所に附屬したものである。刑事癡狂院Kriminalasylとも稱すべきもの
が設けられてゐるのである。余がイングランド（ブロードムリア）、スコットランド、アイルランド、及びイタ
リヤに於ける有名な此種の施設を見た所から判斷して、此等のものに比して我が獨逸の施設の遙かに勝れること
を、余は確信するに至つたのである。此等の施設は全く病院の性質を失つてしまつてゐるのである。且つ此
等の施設には重態の患者を多數に收容してゐるので、それらの患者に仕事を見出してやる事が全く不可能に
なつて、それが爲めに患者の焦燥性が著しく増し、従つて危険の度も非常に高められて來るのである。かゝる關係
で、スウェーデンでは近頃に至りて Vinbo の監置場を廢止してしまつたのである。

四

最後に力説したいのは、社會の防禦せらるべきは必ずしも宣告せられたる精神病者に對してではなく、精神病
に近い境地に屬してゐる種々の病者であるといふ事である。是に就ては、我等の刑法草案が精神病者に對するよ
りも常習飲酒癖あるものに對して手輕な規定を設けたことは、余は等閑に付してをくことはできまいと思ふの
である。實は、病癖の治癒してゐない常習飲酒癖者を放つてをくのは社會にとつて永久の危険といはなければな
らないのである。

吾人があらゆる種類の一般危険性者から（矯正不能の常習飲酒家からも）保障せらるべきことを、我等の將來
の刑法から是非とも要求せんとするならば、他方に於ては監置せらるべき者も亦た誤認から保障せられなければ
ならない。此の問題については、國際刑事學協會（Die Internationale Kriminalistische Vereinigung）の獨逸
支部がインスブルックに於ける去年の總會で、熱心な徹底的な討論を戦はした時で、かなり重要視されたもので
あるが、此の問題を解決するのはそんなに困難な事ではないのである。それは、監置と屢々行はるべき試験
的の解放とにつき決定を下すべき委員を設けて、何人も故なくして監禁せらるゝことなきよう注意
せしむべきである。此の場合には、醫師のみにて決定を下すべきでない、本人及びその病状を知悉する醫師の意
見は當然重きを置かるべきであらうが、然し乍ら、責任を避けるわけではないが、我等醫師は、困難なる決定の
場合には裁判官並びに醫師ならざる素人の委員も共に之れに與かることを切に望むものである。と同時にまた、
かゝる決定を下すには是非とも國民の信用がなければならぬのであるが、不幸にして國民は此の重大な問題に
は全く門外漢なのである。で、余は、先づ凡ての問題を周く社會公衆に知らしめ、由て以て更に議會に於て期
待せられてゐる草案の説明に向て素地を作つてをく必要があらうと、余は信ずるのである。期待せらるべき箇の
新しい立法の結果、即ち法律による社會保安の増大といふことは、刑法學者及び精神病學者の間斷なき協力の道
義上の結果であるといつても、敢て過言ではあるまいと思ふのである。（完）

不定期刑論

……不定期刑……少年保護……

法學博士 泉一一新熊氏談

◇不定期刑と豫防拘禁

先づ保安處分と不定期刑の關係から申上げやうと思ひます。不定期刑は常習犯人に對する處分として豫防拘禁と效用を同じう致します。従つて先づ此兩者の關係を述べざる必要がありません。保安處分は伊太利の刑法案でも認めては居りますけれども他の諸國に於けるが如くに保安處分と刑といふものは、全く性質目的が異なるものと認めて、之を併せて科する事は全く考へて居らぬのであります。刑も應報といふ觀念を離れてしまつて、さうして従來の犯罪其の他の經歷等から犯人の個性を詳査し、之に對して將來の犯罪を豫防するに適當なる手段を講ずべきものであるとしたならば、他の社會防衛手段と目的に於て異なる所はないのであるから、刑罰を一つ科してこれに加ふるに保安處分、殊に豫防拘禁といふものを更に命ずることは意味を成さぬと思ひます。併ながら刑罰といふものは矢張りどこ迄も應報的の性質を有すべきものである。犯罪事實といふものと離れてはならぬといふ考を持ちましたならば、どうしても刑罰は實害、或は其の實害の目的とされる法益の對照等に依つて刑の實際の輕重を定むべきものである。それ以上に刑の量定をする譯に行かぬ。だから其刑罰を越して拘禁の必要があれば豫防

拘禁といふ別個の處分を以て社會から犯人を隔離しなければならぬといふ結論になることが當然と思ひます。所がそれは伊太利では全く應報刑といふ觀念を離れて處分をしやうといふことになつて居りますから、英吉利その他の歐羅巴諸國で、刑罰後の豫防拘禁を爲すべき場合に不定期刑ですつと行つてしまふのであります。尤も不定期刑も被害、法益の對照を全く見ないといふのではない。輕い犯罪の場合でありますと、相對的の不定期刑を言渡し、重い犯罪に就いては絶對的の不定期刑を言渡すことになつて居ります。要するに他の諸國の無期刑であるとか或は有期刑に加ふるに豫防拘禁といふ制度は、伊太利の案に依りますと不定期刑の制度ですつと貫いて行かうといふのであります。

◇常習犯人と不定期刑

不定期刑は其の效用の方面から申しますと、先づ常習犯人に對する所の處分として、最も必要であります。何となれば常習犯人に對して短き確定刑を以て社會を保護するに足りないからであります。我現行法が此制度か若は豫防拘禁の制を採用して居らぬのは缺點であります。尤も我が現行法では御承知の通りに刑法第五十六條、五十七條、五十九條等に依りまして再犯及三犯以上の者、同じく長期の二倍まで刑を加重することが出来ることになつて居りました。有期刑は結局二十年まで行くといふことになる譯でありますから、之を假釋放制度と結付けようまく利用すると、豫防拘禁であるとか不定期刑であるとかいふものゝ精神を實現せしむることが出来るのであります。之が立派に應用せられないのは主として再犯と三犯以上とを同一に取扱ふと云ふ規定に弊因があるのではないかと私は思ひます。之を歐米諸國の立法例に徴しますると、英吉利では三回の前科があり、今度四度目であるといふ時に常習犯人の言渡が出来ることになつて居る。他の大陸諸國は二回の前科があり、更に今度科

刑をするに際して「ゲマインゲフェールツヒ」であると認めらば三回目から常習犯人とする。而して其取扱を嚴重にしやうといふのであります。斯やうに常習の程度に至つたものに重きを置くことが必要であると思ひます。尤もそれには常習の認定に付て注意を要します。我國では賭博の常習の如きは、前に何回以上確定判決を受けたからといふことになつて居りませぬ、裁判上に於て前科が一度あれば二度目は常習といふことに取扱はれて居りますが、此の常習の認定に就ては確實な材料があつて、即ち前に確定判決が二度も三度もあるとかいふ場合に此認定をするといふことは一番確實である。併しさういふ風に確定判決が前に二つか三つある場合に限つて常習を認めるといふことは理想から云へば適當でない。理想としては日本のやうにそんな形式的の條件を置かない方が宜いと思ひます。併しさういふ風に認定を自由にして、前の二回若くは三回以上の確定判決を條件としないで常習を實際に認める場合に於ては餘程鄭重な審査をしなければならぬと思ひます。十年以上も経過した賭博の前科に因て常習と認めたといふ例がありました。斯うなると矢張り歐風に法律で決めなければならぬやうに爲つて来るのであります。殊に此の度の暴力行爲等の處罰に關する法律では、御承知の通り刑法第二百八條、第二百二十二條、第二百六十一條及警察犯處罰令第一條第四號等の罪に付て常習者に對して特別加重の規定を設けたのであるから、之が認定は一層注意を要する問題に爲りつゝあるのであります。

之を要するに慎重なる審査考査に依て常習犯人であるといふことに認定したならば、其の處分にては社會防衛といふ點に立脚して、適當なる立法をするの必要のあるは勿論、我國の如く其不備な所では現行法を此立場からうまく利用することが必要ではあるまいかと思ひます。殊に日本でいふと前の寄場の制度や現今歐羅巴で言つて居るやうな強制勞役場の制度といふものは、現在ありませぬけれども、さういふ場所に送致せらるべき原因となる所の浮浪、勞働懈怠、醜業等に由て墮落に墮落を重ね、犯罪生活を營んで居る者に對する處分方法などは、社

會防衛の上から見て餘程考へなければならぬことではなからうかと思ひます。

少年刑事處分と保護刑

不定期刑の效用の第二の方面は保護刑としての作用であります。御承知の通り従前に於ける刑罰は應報觀念「フェルゲルトウングス・イデー」のみに基いて居たのであります。今日では「シュツツストラーフエー」保護刑といふ觀念があるのであります。殊に少年に對する刑罰は保護刑である。元來刑罰に必要缺くべからざる所の使命はどうしても社會の保護といふことに在る。此意味に於て當然に保護刑の觀念を認めなければならぬのであります。併し乍ら少年に對しては特に此觀念が一種の深き印象を吾々の腦裡に刻み込むのであります。即ち少年に對する處分は所謂特別の保護處分は勿論、刑罰も亦特に保護精神でなければならぬ。之が又同時に國家社會保護の最も實い手段であると云ふことになるのであります。此の趣旨は既に少年法にも現はれて居ります。

少年法は少年に對する所の保護處分といふものが第四條に規定されて居りますが、是は刑罰でなくして特殊の保護處分であるといふことは明かでありませぬ。併ながら御承知の通り少年法には特に少年に對する刑罰處分の規定がありませぬ。普通の刑法と著しく違つて居るのであります。先づ一番大きな點を考へて見ますと、普通の刑罰では刑罰を應報刑と見やうと、或は改善刑と見やうと、何れにしても今日の成年に對する刑罰に於ては、其刑罰執行の後、人の資格に關する法令上の制限、即ち社會的法律的制裁といものが随分澤山ある。それは従前の公權停止、公權剥夺等で、現行の刑法から取り除かれて居るけれども、各種の法令では矢張り此制限が現存して居ります。之に付ては始めからさういふ資格の制限を廢したら宜いではないかといふ議論もありませんけれども、それは矢張り刑罰の効果として或時期まで存続せしむることが一般社會防衛上から見て必要であると考へます。併し斯かる

身分上の効果が人の一生に著き纏つて之を迫害するといふことは人道上からも社會防衛の見地からも等しく排斥すべきことであります。殊に少年時代の犯罪に付ては例外を認むる必要があるのであります。我少年法では既に刑の執行の終了免除と同時に此資格制限を取つてしまつたのであります。この事は少年法第十四條に規定されて居ります。茲に於て少年保護刑の精神が先づ第一に現はれて居るのであります。

それから少年に對しては刑法の七十三條、七十五條、二百條の場合の外十六歳未満時の犯罪に付て死刑や無期刑を科しないと規定してある、是も矢張少年保護刑の精神が現はれて居るのであります。更に有期刑に處する場合に於きましても今云ふた三ヶ條の場合以外に成年に對して死刑又は無期刑を科すべき場合であるならば、少年に對しては十年以上十五年以下に於て確定刑を言渡すべく、其の場合であると十年を越ゆる刑を科することを許さないとといふことになつて居るは御承知の通りであります。

其外少年に對しては少年審判所に於ける手續に準じて刑事事件の手續をすることを認めて居ります。それから更に刑事事件でありますと公開禁止は無法の規定出來ませぬけれども、其事件を新聞等に公にすることを許さぬ。審判手續と同じやうにすることを少年法の末條に規定して居ります。これらの點を見ましても、同じ刑事處分ではあるが保護刑であるといふ大精神の現はれて居ることは云ふを俟たぬのであります。

少年不定期刑の精神

殊に少年法は第八條で不定期刑のことを定めてありますが、保護刑の效用が之に依つて完うせらるべきであります。亞米利加に於ては、各州の立法でありますけれども殆ど總ての州に於て少年に對する所の不定期刑を認めて居ります。歐羅巴諸國ではまた之を認めて居ない、少くとも此の少年法が出来る當時に於ては認めて居なかつたのであります。

日本の少年法は歐羅巴に對して此點に於て先鞭を打つた譯であります。また餘り亞米利加以外の諸國に於て實施されて居なかつた爲に、我が少年法に於て始めて此の不定期刑を採用することに就きましたは非常に議論のあることであらうと思ひましたが、少年法が保護刑であるといふ大體の精神に理解を持つて居る人が幸に多かつた爲にむづかしい問題にならないで通過したのであります。

少年法は不定期刑は保護刑の趣旨でありまして、狹義の保安處分の趣意ではないのであります。併し乍ら保護刑を立派に運用することは即ち社會の秩序を保護する所以でありまして、社會防衛上に於て保安處分と同じ作用を爲すのでありますから、此所に併せてお話を申上げるのであります。

少年法の不定期刑は短期と長期とを定めて言渡すのでありますが、一に之に依つて速に改善の目的を達しやうとするのであります。執行の終了は改善の時期如何に因て左右せらるゝことを少年に自覺せしめ、自己改善の努力を促して一日も早く目的を達するのが本旨であります。之が爲には長期は成るべく長くし、短期との間に成るべく長い開きを置くことが必要であります。之に因て彼等の努力が一層緊張するのであります。長期を長くするのは已むを得ない場合に備ふるの所以でもあるけれども、少年に對して此緊張味を啜つて、可及的に速かに改善の結果を得やうとするのが眼目であります。此點は保安處分と趣を異にすると同時に、判決で此用意を缺いたならば少年不定期刑の精神は滅却せらるる譯であります。

不定期刑と假釋放

不定期刑には假釋放を結付けることが亞米利加の立法例に爲つて居ります。我國では此點に付て疑問が起つて居ると聞きますが、それは寧ろ遺憾に存する次第であります。少年法には假釋放を爲すには、既に刑の短期三

分の一に達したならば許可が出来るといふ明文があります。然るに此場合には假釋放は短期の到来と共に當然終了して、刑が消滅するのではなからうか。又短期到来後は刑務所長が適當の時機に不定期刑の執行を終了して確定釋放を爲すべきであつて、假釋放を爲すべきものでないのではないかと云ふ様な疑問があるやうであります。不定期刑の大精神は先づ出来るだけ規律正しき勤勉なる習慣を養つて、合法的の生活を爲すことが出来るやうに教育をして行きまして、大體是で宜いと云ふことを見込んだならば假釋放を致しまして、そこで試験(テスト)をやる。而して其假釋放中のテストに依つて是ならば大丈夫と認め、後に始めて確定的に刑の執行を終了することに存するのであります。我現行刑法の假釋放、是は一の恩恵に過ぎない、假釋放しやうとしまひとは構はぬ。無論不定期刑でも假釋放を許すことの出来ないやうな場合には不定期刑の長期迄執行して行くより外ないが、併ながら出来る限り此假釋放を刑の執行の階段とし之に保護觀察に依る指導方法を結付けて、眞に改善の實を擧げてから確定釋放にするのが本旨であるから、寧ろ短期に達してから後に假釋放を許すと云ふことが、原則であつて、之を否定するのは少年法の精神に反するのであります。これらは申す迄もなく法律の大精神に立脚して解釋をすること云ふ考があればそんな疑問は出て來ない譯であります。少年法で短期三分の一に達すればもう既に假釋放が出来ると規定してあるのは、假釋放の時期をそこ迄早め得ると云ふことを示したのであつて、短期到来後に假釋放を認めないと云ふ精神ではないのであります。加之少年を本當に改善しやうと云ふには相當の長い時間を要する。従つて不定期刑の短期が少し長く量定される場合でなければ、其三分の一で假釋放を爲し得る場合がないのであります。

それから短期に達した後確定釋放をすべきものには非らずやと云ふ點であります。是は抽象的に申しますと

然りと云はなければならぬ。併ながらそれには矢張色々な注文がある。現行法で此注文條件が認められて居るかどうかと云ふと、是は問題であります。無條件に之を肯定することは寧ろ失當であります。元來亞米利加の制度に依りますと不定期刑に付て假釋放をする時に非常に大事を取つて委員會を設けて、其委員會で假釋放を宣言する。其假釋放から何箇月、場合に依つては六箇月とか一年とか決めてあります。其期間が経つて無事であるならば當然確定釋放に爲ることを認める法律もありますが、更に確定釋放をするかどうかを決定すると云ふのもあります。而して其決定に付てはガバナ一の許可を要すると云ふ規定を設けて居る所もあります。兎に角不定期刑に付て假釋放、確定釋放の時期を決めるには餘程大事を取つて居るのであつて、單に刑務所長の一存に任せてある所はないのであります。それが然るべきものと思ひます。我少年法では未ださう云ふ特別の機關を定めずして、單に假釋放の特別時期を定めたる外、第十一條で假出獄中に假出獄前と同じ期間が経過したならば其刑の執行は終了したものと看ると云ふことを規定して居ります。是は即ち我が現行少年法に於ては長期到来前に於ける確定釋放の唯一の方法であります。だから若しも短期の三分の一に達した時に、假釋放をすることが出来たとしまするならば、例へば短期が二年であつて、その三分の一八箇月経つて假釋放をしたとすれば、其後更に八箇月経つと此十一條二項の規定に依つて刑の執行が終了する。即ち短期に到達せぬ前に刑期が終了すると云ふことがあり得るのであります。之に反して例へば三年の長期である場合に、二年経つて假釋放をした。さうすると今度は後二年はない。一年だけで長期が盡きる。而して刑の執行は此長期の盡きることに因つて當然終了するのであります。斯くの如く長期が終了するか或は其假釋放前と同一期間が経過すると云ふことに因つて、刑の執行が確定的に終了すると云ふことが、現行少年法の立案の趣意であります。換言すれば刑務所長の一存で以て確定釋放をやることと云ふことはどうしても許さぬ考に外ならぬのであります。何れは刑務委員會を組織して、其委員

會に依つて是が假釋放の時期を決める方が宜からうと云ふことは立案の當時から大體豫定されて居つたのであります。尙ほ附言致しますが、同じく司法大臣の管理に屬する矯正院送致、少年法に依つて矯正院に送致する場合がありますと二十歳乃至二十三歳までも不定期に執行を繼續し得るのであります。而して矯正院法を見ますと假退院は、矢張少年審判所の許可を受けて許すのである。それから矯正院送致の執行の目的を達したと認むる場合には審判官の許可を得て確定的の退院をさせることが出来る。是は矯正院法の第十二條に規定されて居ります。斯くの如く何か特別の鄭重なる方法を取ると云ふことの必要は内外の立法が認めて居ります。それ故に今日我が少年法の解釋としても不定期刑の適用上、刑務所長限りで短期が到達したならば、何時でも確定釋放が出来ると認めないのが至當であります。

少年不定期刑に對する其理解

此序に更に一言すべきことは不定期刑に對する少年の心理状態の問題であります。彼等は矯正院送致と同じやうに不定期刑の處分と云ふものを何處までも嫌ふ。刑罰は二箇月か三箇月で済むのに少年法の處分を受ける保護と云ふ名の下に長く拘束されるからとても堪まらぬと云ふ苦情を申すのであります。親も苦情を言ふ。是は外國も同様であります。良薬は口に苦し、忠言耳に逆らふで、立法者が應報と云ふ考を離れて少年を良くしてやる爲に相當に時間を長くすることの出来るやうにした不定期處分の精神を彼等は諒解し得ないのであります。併し是非とも是は自覺させてやらなければならぬ。矯正院や少年刑務所の職員、裁判官、檢事、彼等の處分に關係するものはどうしても之を理解して行かなければならぬ職掌を執つて居るものであらうと私は信じて居ります。少年法の實施以後我國の裁判所では大抵一年以上三年以下の言渡をする例であります。彼等の改善に付ては此邊の所が適當であります。英國では従前ボースタル・インスティテューション送致の期間を一年以上二年に

限つたのであります。それが、それだけの期間では改善の目的を達し得ないと云ふ經驗を得ました。それで是はどうしても其期間を延ばさなければならぬと云ふので、法律で一年以上三年以下執行することになつたのであります。本當に墮落しきつた所の少年に規則正しい生活習慣を訓致し、職業訓練等に依つて將來の生計を保護してやらうと云ふのには、六箇月とか一年とかで其目的を達せられると云ふことはない。通例少くとも二年を費やさなければならぬと思ひます。従つて一年以上三年近くになつて假出獄をすることは決して無理なことをやつて居るのではないと思ひます。併ながらそれは本人及職員の努力次第で、場合に依つては一年か或は一年未満でも立派に其目的を達する事がないとは限りませぬ。初めからさう云ふ考を持つて本人も努力し職員も努力しましたならば、其目的を達し得られるかも知れませぬ。それゆゑに長期は止むを得ざる場合に備ふる所以であると考へ、成るべく速に假出獄の出来るやうにしてやるのが肝要であります。乍併之に付ては改善の意義を誤つては爲りませぬ。唯溫和しくて居ると云ふのが能ではない。本當の合理生活に満するやうに彼等を訓練するのが必要であります。紀律的習慣と職業技能の養成に於て見るべき所がなければなりません。此點は曩に大臣から刑務所長に對して御訓示になつて居ります。然るに少年等が單に溫和しくさへして居れば短期一年で刑の執行が終はるものと誤解し、最初の一年間は猫を被り通すが、其注文通りに行かないと爲ると不定期刑の不都合を主張し、苦情を訴へるのは眞の理解がないからであります。又若し此苦情を聞いて同情を示す人があるとするならば、それは眞の慈悲を辨へないからであります。亞米利加では私の滞在中十七八歳の娘の殺人罪に付て、五年以上拾五年以下の不定期刑に處すと云ふ言渡しをした實例を見ましたが、大に参考とすべきことであります。(完)

(附言) この稿は本誌前號所載「保安處分に就て」の續稿として讀まれたならばよく御了解なす。

ライン—ウエスト フワールンかんどく 協會百年祭

— Hundert Jahre Rheinisch-Westfälische
Gefangenin-Gesellschaft —

獨乙に於ける釋放者保護事業の嚆矢として、眞に人類愛の結晶とも曰ふべき此協會の紀念百年祭は、去る六月十八日デュツセルドルフで舉行された。尊い目的のために盡した犠牲的なこの協会の努力は心から認めなければならぬものであつて、實に現在獨乙に存在してゐる六百のゲフエングニスフエライン(かんどく改良に關する團體)は直接又は間接に總てこの協會から生れて來たものなのである。

そも、此の協會の起原は、一八二六年六月十八日にカイゼルスウエルト(大戦後佛軍の一時占領したりしデュツセルドルフの北)の教區の新教の牧師たりしテオドル・フリードナー Theodor Flicner, 1800—1852) が數人の同志と共に英國のプリズン・ソサイエティ(かんどく協會)に倣つて自分の教區内に創立した

ことができたのである。而して更らに協會では、平時に於ても釋放者は忠告と扶助とを欠いてはならないといふ趣旨で、ライン・プロビンツ及びウエストフワールの兩州に多くの保護會(Hilfsverein)を設立したのである。

紀念祭には諸方より官邊からも寺院側からも、遠くは和蘭のゲフエングニス・ゲゼルシャフトからも心からの祝辭が寄せられたのである。プロイセン聯邦の司法大臣からは紀念祭に列席した代理を通じて一萬マルクが協會に寄附された。會合終つて後、カイゼルスウエルトでフリードナーの紀念の爲めに質素な祝宴が催された。このカイゼルスウエルトには、嘗つてフリードナーが初めて釋放者を收容した教會の庭園内のガルトンハウスがドイチランドに於ける釋放者保護事業(die Entlassenenfürsorge)の搖籃として今日も尙ほ保存されてゐるのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung,
den 15. Juli 1926)

のに始つたものである。フリードナーは一八二三年に英國及び和蘭に赴いて親しく刑事情を視察し、特に英國にては彼の有名なる女流、かんどく改良家エリザベス・フライと親交を結んだのである。創立當初の彼の目的は、當時言ふべからざる悲惨な状態に在つたドイツのかんどくを改善せんが爲めに秩序と監視と作業(當時の受刑者は全く何等爲す所なく懶惰放縱の獄中生活を送つてゐたのである)とを感化手段たらしめんがために、新たに教師と教誨僧との職を刑務所内に設けしめんとするにあつたのである。今日此のゲゼルシャフト(協會)の奉仕する三大綱領——(一)刑務所の改良(Verbesserung der Gefangenenanstalten)、(二)刑餘の保護を具備せる受刑者の感化(Sittliche Besserung der Gefangenen mit Entlassenenfürsorge)、(三)犯罪の防止(Verhütung und Vorbeugung von Vergehen und Verbrechen)——は、實に此の初一念から生れて來たのである。特に此の終りの二つの領域に在つては、協會は、如何に刑務所が改良せらるゝも同時に釋放者に對する保護の完きを得ざれば、決してその感化力を發揮することを得るものにあらず、といふ主義に従つて努力した結果、喜ぶべき成績を擧げる

ニューヨークの 刑政改革

(To Tighten the Screws on Criminals)

シカゴと相並んで、スカイ・スクレーパーと共に犯罪率の高きを誇つてゐるかのように見えたニューヨークも、四方からの非難攻撃に堪えずして、終に最近の州議會で刑法の改正案を可決し、いよ／＼七月一日より新刑法が實施されるに至つたのである。

アルバニー ニュース紙の曰ふが如く
今までは豪邁な辯護士が多くのクライミナル(悪漢)をして巧みに法網をくゞらしめてゐたのであつた。假釋放は只だクライナルの拘禁と解き更らに多くの犯罪を行はしむるの具たるに過ぎなかつたのである。容易に許可された保釋は一箇の災禍とさへいふべきであつた。控訴に手間のとれたのも更らに他の災禍を加ふるものであつたのである。然しながら刑政の改正の行かれた今日、強盜殺人に對するセンチメンタルなたは言もなくなることと思ふ。」

ニューヨークのマーチヤンツ・アツソシエーション
(Merchants' Association)の發表したステートメント
「NEW YORK」

新刑法の効果は、刑事司法手續を簡捷ならしめ且つ強固にし、州立刑務所に於ける刑期を増加し、保釋の弊害を除き、保釋に在る再犯者の無差別なる釋放を制限し、更らに、犯罪記録並びに犯罪に關する智識を蒐集して之を公衆に傳布するを得るに在る。

のであつて、この最後の目的のために新たに五萬弗の豫算が宛てられたのである。刑法の改正についてニューヨークタイムス紙は、

「改正にかゝる此等の諸點は刑政の機關の崩潰を來すのみならず實にアメリカの社會生活の健全を疑はしむるものである」と曰つて居る。

最初にニューヨーク州の刑法の顯著なる缺點を指摘してその改正を主唱したものは、ニューヨークのブルックリン・イーグル紙で、之に促されて、終に州の上下兩院聯合の調査委員会 (Joint Legislative Investigating Committee) が設けられ、上院議員ボームズ氏その長となり一ヶ年の調査が行はれたのである。

次でチャブマン及びホイットモア兩事件の發覺あり東部一帯にわたつてガンマン(ピストル強盜)及び殺人業者の幾箇かの組織立つた黨類 (gangs) の存在の證據が擧つたのに驚かされて、ニューヨーク州の議會は

始することを得ることになつてゐたのを、今回「六十日以内」と改められたのである。

共犯者として同時に檢擧せられたるものは今後は裁判所の自由裁量で各別に又は共同に審理せられ得るのである。

刑事被告人は從來の如く一年以内でなく、三十日以内に控訴しなければならぬのである。且つ、期間が裁判所により延長せられざる限り、凡ての上訴は九十日以内に提起せらるべきこととなつたのである。

今後裁判官の刑の宣告は賦課せられたる通り執行せらるゝ答である。賠償 (Compensation) の制を廢し、刑の輕減を許可する度數を減じ、之に代ふるに減刑を一ヶ月五日に制限するによりて確定刑を十六パーセント乃至六十パーセント増加するの結果を見るわけである。終身刑者に対しては今後賠償及び減刑は廢止せらるゝのである。

州立刑務所 (State Prison) に於ける實際の刑期は將來一年より少なきを得ることとなり、しかも此の刑期は決して減ぜらるゝこと能はざるものとなるのである。

凶器を所持せるものにより行はれたる重罪の刑期は、初犯者の場合に於ける五年より、四犯者の場合には二十年又は終身にさへ増加せらるゝこととなるのである。而して、凶器を所持せるものは初犯者たりともプロベーションに付せられ又は其他刑期を短縮せらるゝが如きことはないのである。

一級犯の夜盜 (Burglary in the first degree) の刑期は十五

ボームズ氏の報告の決して政派的臭味を帯ぶるものにあらざることを認め、刑法の改正に着手したのである。而して此改正に反對したものは、「議會の内外に在る刑事の辯護士であつた」とはニューヨーク・ウォールド紙のアルバニー (ニューヨーク州首府) 特派員の報する所である。

然しながら、とにかくにも此改正は果斷な改正である、とは前記のニューヨークのマーチヤンツ・アンシェーションのステートメントの言ふ所、之によると改正の最も重要なものは次の諸點である。

「警察官及び刑務所の員數によりて、指紋 (Fingerprint) 及びベルテイロン氏鑑定法 (人体測定) 等の如き犯罪記録を全州に亘りて蒐集し、且つ右の智識材料を合衆國官憲並びに他の州及び外國の警察官と交換するの規定を設けたのである、犯罪記録につきても、その有無は、重罪 (Felony) 又は七箇の列記せられたる微罪中一つを犯したるの嫌疑を以て檢擧せられた者に保釋の許可せらるゝ以前に立證されなければならぬとなつたのである。尙ほ裁判所は此等の微罪の一つを犯したるの嫌疑にて檢擧されたる者に保釋を拒むことを得ることとなつたのである。

從來は保釋金の沒收を命じたる裁判所の閉廷の後、檢事は「何時にても」 (at any time) 保釋保證人に對し手續を開

年より短からざるべく、一級の強盜 (Robbery) は十五年乃至二十年の刑が科せらるゝのである。將來に於ては終身刑は從來の如く十年の最短期又は不定期刑と同一のものを意味するのでなく、必ず終身刑となる答である、重罪四犯の宣告を受けたるものは今後は終身刑に服さなければならぬのである。

原審にて初犯の宣告を受けたるものにして以前刑の言渡を受けたることの發見せられたる場合には、原審の宣告を取消し更らに改めて判決を下さるゝのである。贓物の收受は其の多少を問はず重罪となり、最長刑期は二十年の禁錮に至るのである。

世論は一齊に此の果斷な改正を歡迎してゐるのである。「吾人はブリズンで受刑者を甘やかす必要はない。さばきの席に引き出された惡漢に涙をそそぐ必要はない。吾人は一切の卑しむべき惡むべき手段を一掃すべきである。馬鹿々々しい狂氣の申立や、辯護士の濫辯や、裁判官の無氣力や、惡漢に保釋金を供給する金貸會社や、容易に行はれるパイドン (州知事の釋放許可) や、濫用さるゝ假釋放や、わずらひしい控訴や、一切の犯罪に關する誤まられたる感傷主義を除き去るべきである。

モントゴメリー (アラバマ) のアドバタイザー紙によれば

「殺人犯の多くはアメリカでは知事によつてパトソン(赦免)された犯人によつて行はるゝのである。危険な犯人は屢々僅かに獄禁せられたる刑罰の一部に服したる後赦免さるゝのである。赦免された犯人が殺人を行つたといふ例は大都市には頗る多いのである。

或る州に於ては、知事の赦免権が屢々濫用されてゐたのである。若し赦免権が慎重に行はれたならば、合衆國に於ける殺人犯率は非常に減ずることと思ふ。」

ワシントンのポスト紙は、「初犯のものは保釋の自由を許されても差支ないが、札付きの犯人は別に考慮を加へる必要はない。」

と曰ひ更らに同市のスター紙は、

「死刑は犯罪に對する社會の戦ひに武器として必要である。殺人を行ふべく凶器を所持し、且つ實際何等良心の呵責なくして殺人を行つてゐる彼等惡漢團は、有罪と決した以上、直ちに死刑に處すべきである。

審理の手續を簡捷にし、刑罰を嚴ならしめよ、然らば犯罪はルージングゲーム(損な仕事)となるのである。此の目的を達する確實なる手段の一は、凶器を所持して犯罪を行つたこととの判決を下されたものは悉く死刑を科するの法律を制定するに在る。」

と信じてゐる。

最近合衆國ノース・カロライナ州のスタンリー郡の道路工事に使用されてゐる連鎖囚(chain gang)の監督(Dog)が二人の黒人受刑者を死に致したといふ嫌疑で公判に付せられたが、之について、クリーブブランド(O'Hoer)のプレッス紙は、「エヂプトのピラミッドやローマ帝國の軍用道路を造つた殘忍な野蠻な方法は、今日の開明な時代に受刑者の道路工事に使用せられ得る方法ではない。」と曰つてゐる。

監督のネビン・シー・クランホードは、二人の黒人の死亡は日射病に原因したものであるといふ醫師の證言で、無罪放免になつたのであるが、「此の公判はノースカロライナ州の連鎖制に好影響を與へるだらう」と公判に列席したバルチモア(ノリーランド)のサン紙特派員は曰つてゐる。

この州で最も多く讀まれるラレー市のニュース・エンド・オブザーパー紙は、「若しクランホードに對する不利益な證言の半ばが眞實であるとしたらば、どんな刑罰でも彼の罪を贖ふことは出來ないのである。」とさへ公言してゐる。

公判に列席したバルチモアのサン紙通信員は、この州の連鎖囚の外役について次の如く語つてゐる。

然しながら此の點についてニューヨークのウォール紙は警告を發して、

「刑の嚴酷ならんよりもむしろ確實ならんことが望ましいのである。札付きの常習犯罪者には執鞭の必要はないのである。直ちにプリズンに投すべきである。然しながら悔悟したものは場合に當てて寛大の處置が殘されてゐなければならぬ。

我が州が犯罪の増加に對して怒を發するのは當然であるが、之が爲めにバロールとコンミニウチーソン(減刑)の權限が不當に制限されてはならないのである。正義と慈悲と、そのいづれに對しても自由の手が拘束されてはならないのである。愚癡の手續が濫用されてゐたとすれば、その實行の機關を改修すべきで、受刑者を改善するがために設られてゐる刑罰の運用を限つてはならぬ。」

(Literary Digest, June 26, 1926)

3

合衆國

ノースカロライナ州の

連鎖囚(外役)問題

—North Carolina's Chain-gang System—

「クランホード事件に於ける證言を聽いたものは、受刑者が馬車の挽草や、くろみのスタツキ其他手當り次第の器具で警署に限らず管打(Whipping and beatings)を加へられてゐたことを拒むものはあるまい。凡て此等の證據は、クランホードが監督としての二十年間、此の制度が繼續して行はれてゐたことを示すために州の當局者によつて提供されたものなのである。

クランホード自身は證人席には立たなかつたが、彼の證人の一人なる以前の監督助手は、受刑者がホイップ(尻を併つ)され、自分も時々手縛つたことを不承々に承認してゐた。クランホードが死に致したといふ二人の黒人の死亡に關係のない限り、管打の慣例があつたかどうか、といふことは決定する必要がないのであるから、陪審官はクランホードが二人の黒人の死に對して無罪なることを決定するについて、殘忍な慣例の有無の問題には評決(verdict)は下さなかつたのである。

實際、受刑者の此のクランホードに所謂「苦役」(hard labour)をやらせようとするには、管(whip)を用ゐる外に道はない。虚見を發表したのもあるのである。然しスタンリー郡の人々は大部分被告に同情を持つてゐるのであるが、チエオンガングに對して行はるゝ慣例は州及びスタンリー・カウンティに對し、評判を與へたもので、もつと人道的な方法が受刑者の命運に用ひらるべきであるといふ感情を抱いてゐるのである。

去年の秋豫備後直ちにスタンリー、カウンティの道路局(Highway Board)はチエオン、ガングの使役を廢止したので

ある。しかしながら州の百に餘る部の半数以上は今尙ほ此等の
ガングを使用してゐるのである。

元來、ノース、カロライナには二箇の行刑制度があつて——
一つは州立刑務所 (State Penitentiary) で、此處では受刑者
は工場 (factory) 又は農場 (Prison Farm) に使役せられ、或
は州の看守がついて道路工事受負人に貸出されるのである。二
つには部のチエーン、ガングである。此の二者の間には何等の
聯絡なく、州の行刑局はチエーンガングの上何のに権限をも有
つてゐないのである。

長期刑者は州立の刑務所 (Prison) に送らるゝのであるが、五
年以下のものはガングに送られる。彼等は有罪の宣告を下され
た裁判管轄區域内の何れの部にでも働かせらるゝのである。

チエーン、ガングの制はその起源は南北戦争後に在つて、以
來引きつゞきあらゆる殘忍な慣行が行はれて來たのである。

州の百箇の郡には六十乃至七十のロード、キャンプがあつて、
二千乃至三千の受刑者をチエーン、ガングとして使役してゐる
のである。

一年前ノースカロライナのロツキ、マウント、キャンプ事件
の裁判に裁判長となつたシクラー判事其の法律家はステート
ト、ベニチンシャリーにホイップシタ (笞打) の廢止された以
上、郡の當局はチエーン、ガングに無差別な笞打を加へるの許
可を與へる權限はないと主張してゐるのである。右については、
州知事は、笞打を廢止して、州の新慣例に則るようにとの書面を

各郡の當局に發したのであるが殆んど顧みられなくて、チエー
ン、ガングのボスは一般に自分の監督に必要と考へたあらゆる
手段に訴へてゐたのである。

州のキャンプに於けるチエーン、ガングのボスが今尙ほ笞と
棒とを使用してゐることを否定するものは少ないのである。こ
れといふのも、州の行刑制度に政治が混入してゐるためなので
ある。

同じく州のアッシュビルのタイムズ紙は此の事件に關
して次のような説をなしてゐる。

「スタンリー、カウンティの當局の道德感はこの事
件のために大に覺醒さるゝことと思ふ。必ずやかゝる
蠻行を許してゐる行刑制度を改革しないでは已まない
であらう。

我が州の受けてゐる野蠻な處遇方法に對する風評の
悲しむべき點は、クランホード事件はこの種のものの
最初のものではないといふことである。過ぐる二年間
こゝろいふ状態が一般なものであるといふ疑ひを周圍の
人々の心に強めるに足るだけの多くの事件が発生して
ゐたのである。悲しい事には、かゝる事件は、餘りに
一般的なのである。

受刑者のボスや看守が法律の下にあつてかゝる亂暴

な處遇をなす權限を與へられてゐる以上、早晚彼等が
之を加へることは確しかなことである。州の刑務所の
官吏は已にホイップシタを廢してしまつたのであらう
が、しかも彼等は尙ほ十分完全な紀律を維持すること
ができたといふことである。世界の凡ての行刑當局は
已に懲罰の具としての笞打を廢止したのである。一八
六八年以來ノース、カロライナの判事は懲罰のため
に受刑者を笞打せしむる權限を有つてゐないのである。
然るにキャンプの受刑者の監督が受刑者の紀律に關し
て裁判官より以上の大きな權限を有つてゐるといふこ
とは至當と云へるだらうか。」

ウインストン、サレム市のチャーナル紙は
「チエーン、ガングのボスをして紀律を維持するがために、
野蠻な行爲を行はしむるゝが如き行刑制度を廢止するは州
職員の義務である。」と主張し、ラレーのニュース、エンド、
アドバタイザー紙は、「何故にかゝる殘忍なる慣習が今日
まで寛容せられてゐたのであるか、吾人の解するに苦しむ所
である。」

と曰ひ、更らに筆を進めて曰ふ。
「スタンリー、カウンティに於けるチエーン、ガングのボスに
對する裁判では、彼が二人の黒人を殺したりといふことを陪
審官に信ぜしむるに足る證據は擧げなかつたが、ノース、カ

ロライナの良民をして赤面せしめずにはをかない體面の存在
してゐたといふことは明かになつたのである。

先週スタンリー、カウンティの法廷に於ける證人席に立つて
年來行はれてゐた暴行の眞實なることを證據立てた人は多か
つたのである。彼等は自ら親しく目にした殘忍な行爲につ
いて語つたのである。廣く公にされた證言の数々は此の州はか
りてなく、他の州の人々をも驚倒せしめたのである。證言の
中に現はれた怖ろしい事實は、長く繼續して行はれ、廣く世
間の口の上つたものである。
何故に彼等は今まで沈黙を守つてゐたのが、如何にしてかゝ
る恐しむべき事實に對して平静な態度が保たれてゐたのであ
らうか。如何にしてスタンリー郡と州との當局者は此等の事
實に對して無關心であつたものであらうか。」

(Literary Digest, August 14, 1926)





天長節祝日を卜して

榮えある表彰
龍攘虎搏の演技

◆勤績皆勤表彰◆

昨年、協會から二十五年以上の勤績者と、十五年以上の皆勤者を表彰した、それに倣ひ本年は更に範圍を擴げて勤績者の方も前年は看守以下であつたものを、判任官以下何職たるを問はず然して職名は何であつても刑務に二十五年以上執筆した者といふ事にし、それと十五年以上皆勤者の方とを表彰し、以て刑務界に貢獻せられた功勞に對して聊か乍ら慰勞の意を表すことにした。それには各刑務所長を煩はして之れが調査を行ひ、査察の上表彰状を呈したのは左の諸氏であつて、この傳達をお目出度い天長節祝日に全國一齊に行

つた。

◎二十五年以上勤績者 (九十七名)

- | 刑務所別 | 現職 | 氏名 |
|------|------|-------|
| 豊多摩 | 看守長 | 川添敬三 |
| 同 | 同 | 大島徳治 |
| 同 | 同 | 西岡三郎 |
| 同 | 同 | 峰岸三郎 |
| 同 | 看守部長 | 上野良彦 |
| 同 | 看守 | 米川巳之助 |

神	同	同	同	同	同	大	京	同	長	甲	警	同	同	前	字	同	水	同	千	同	横
戸						野	都		府	同	同			橋	宮	戸			葉		濱
看守長	看守	同	同	同	同	看守長	看守長	同	看守	看守長	同	同	同	看守長	小使	同	看守長	看守部長	看守部長	同	看守長
江	小	福	眞	大	内	伊	堀	正	内	島	大	高	永	井	西	關	押	郡	島	岡	松
澤	林	本	野	江	内	伊	堀	木	山	崎	渡	島	井	上	村	根	久	司	野	本	野
組	寅	榮	間	幾	田	勢	見	志	山	崎	市	藤	井	吉	直	保	源	野	本	八	八
組	吉	吉	楠	治	三	三	正	賀	常	大	太	太	太	次	五	十	初	九	三	浦	藏
組	吉	吉	楠	治	三	三	正	賀	常	大	太	太	太	次	五	十	初	九	三	浦	藏
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
池	崎	山			江																
看守長	看守長	看守	看守	看守	看守長	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守	看守
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井	堀	山	金	林	波	田	井	吉	同	高	賀	渡	井	上	伊	河	近	美	藤	出	堀
井	堀	山	金	林	波	田	井	吉	同	高	賀	渡	井	上	伊	河	近	美	藤	出	堀
武	正	本	子	乙	邊	村	上	田	同	橋	内	邊	上	清	藤	合	藤	村	澤	口	口
利	治	龍	五	五	重	富	清	萬	同	松	利	藤	清	次	助	儲	典	弟	津	政	政
利	治	龍	五	五	重	富	清	萬	同	松	利	藤	清	次	助	儲	典	弟	津	政	政

第三段 佐々木 久(山形)	第三段 月 谷
第二段 伊藤嘉三郎(札幌)	初段 高山 水
初段 森 義雄(同)	二級 清 藤
初段 加藤 源助(福島)	二級 松 永
初段 加藤 實八(同)	初段 加藤 永
朝岡 晴光(山形)	二級 堀 藤

◎第五區對第二區戰

第三段 甘 田	二級 吉 田
二級 中 島	同 藤 田
初段 當岩 本	一級 高 山
初段 久 横	二級 瓦 井
初段 枇 保	初段 上 野
一級 枇 保	同 川 尻

◎第四區對第一區戰

二級 田 中	二級 佐々木 藤
初段 安 保	二級 伊 藤
初段 柴 田	初段 森 藤
二級 柳 田	初段 加藤 藤(源)
同 柳 田	初段 加藤 藤(實)
二級 中 村	三級 朝 岡

一等 二十四點	第一區
二等 十七點	第二區
三等 十五點	第五區
四等 九點	第四區
五等 八點	第三區

となつた、よつて第一區對第二區の決勝戦に入つた

◎第一區對第二區決勝戦

初段 佐々木 吉	二級 藤 田
初段 伊藤 高	二級 山 田
初段 森 瓦	二級 井 野
初段 加藤 上	初段 川 尻
初段 加藤 川	初段 川 尻

あつた。が遂に勝は老功朝岡氏に譲らざるを得なかつたのは止むを得ない處であらう、そこで優勝旗は第一區の手に落ちたのである、次に

◎個人決勝

一級 高山 源八 (水戸)
二級 吉田 忠次 (全)
三級 佐々木 久 (山形)
全 朝岡 晴光 (全)

の四氏の點取試合であつたが、最初に高山氏が二本共吉田氏に取られ、次で出た佐々木、朝岡二氏は亦見事に全氏に勝を制せられ、個人賞は水戸吉田君のものとなつた。是れが禔ると審判員

◎高野範士は

御見事な試合を拜見して愉快に堪へない、實に眞面目であり眞劍味を失はない點は結構である。其の演技の上にも甲乙なく日頃鍛練の程も偲ばれる、この機會に一々講評を述べて極く大詰した處で述べて見たい、それで各自にお考へ下されば會得されようと思ふ、その一は打込む場合に、崩式、腹式、逆式の三呼聲の中の脚の引く足で打つた者がある、それで後の太刀が取れ

ぬ、連続の技が利かぬ、これは十分心得て置くべきである。二には自分の打たうとする處に目を注ぐのは不利である、相手に直ぐ覺られる、目は相手の全体を見て居なければならぬ。三には受けることも、打つことも、別々のやうに考へて居らるゝ方があるやうに見受けた、劍道には受ける技は無い打つて拂ふものである、それと何時も同じ氣合で居なければならぬ、氣合を抜くから技が連続せぬ、又構えに五通りあるが中段の構えは攻防共に都合よく、これを普通の構えとして居るが其の構えが法に叶ふて居らぬ者が多かつた、尙ほ劍道は敵の打つ處を利用することを工夫せねばならぬ即ち後の先を取ることである。此方面の練習を必要とするやう感じた。

と實地指導と共に適切な講評をされた。時に既に正午を過して居たので休憩して饗餐をとることとなつた

午食をすませると

◎柔道部に

移つた、劍道の型は時間が尠ないので中止したのは遺憾であつたが是非がない。審判員は

範士 三船 久藏

菅 健次郎

二氏で、開始に先立ち、三船範士は

試合に對しては講道館審判規定によることとその内の

特に理解し置くべき事項を注意して演技にかゝつた。抽籤によつて組合された處とその戦績は

◎第二區對第四區戰

×三段 皆川 民(千葉) ×二段 田原 岸夫(岡山)
 第二段 三浦 甚衛(小菅) 第一〇同 井上 八十雄(同)
 〇初段 島山 泰次(同) 同 小松原 光男(同)
 〇二段 長 金之助(千葉) 第一級 松本 時一郎(高知)
 〇二段 稻垣 泰助(同) 區 同 井上 徳馬(同)
 ×二段 佐々木 友治(横濱) ×二段 渡邊 亦郎(神戸)

◎第三區對第一區戰

×二段 松田 源九郎(名古屋) ×二段 佐藤 七藏(秋田)
 〇初段 鈴木 彌之助(同) 第一級 三浦 末吉(同)
 ××同 平松 藤兵衛(同) ×三級 濹澤 金五郎(同)
 〇一級 杉野 太市(滋賀) ×同 四乘 雄助(桐走)
 〇同 小森 重次郎(同) 區 同 櫻田 久太郎(同)
 〇同 南場 元次郎(新潟) 二級 渡邊 長八(山形)

◎第五區對第四區戰

×初段 長沼 勇見(岡山) × 田 原
 二級 樋口 治七(同) 〇 井 上(岡山)

×二級 西 利夫(同) 第一〇同 小 松 本
 〇初段 山田 一郎(三池) 區 四 井 上(高知)
 〇同 河野 仁三郎(同) 區 三 渡 邊
 ×三段 納身 五郎(熊本) ×

◎第二區對第三區戰

〇 皆川 三 浦 川 第一〇同 松 本
 〇 三 浦 山 第一〇同 井 上
 〇 長 山 第一〇同 井 上
 〇 稻垣 泰助(同) 區 同 井上 徳馬(同)
 〇 佐々木 友治(横濱) ×二段 渡邊 亦郎(神戸)

◎第一區對第五區戰

× 佐藤 七藏(秋田) × 長 沼
 × 三浦 末吉(同) × 三浦 末吉(同)
 × 濹澤 金五郎(同) × 濹澤 金五郎(同)
 × 四乘 雄助(桐走) × 四乘 雄助(桐走)
 × 櫻田 久太郎(同) × 櫻田 久太郎(同)
 × 渡邊 長八(山形) × 渡邊 長八(山形)

こゝに於て得點を調べると

第一區 八點 第二區 五點
 第二區 六點 第五區 五點

三等 四點 第三區
 四等 二點 第四區
 五等 〇點 第一區

の船となり、そこで第二區對第五區の決戦となつた。双方よく戦ひ觀者は手に汗を握つたが左の得點によつて優勝は第五區に決したのであつた。

◎第二區對第五區決勝戰

〇 皆川 三 浦 川 第一〇同 長 沼
 × 島山 泰次(千葉) × 三浦 末吉(同)
 × 長 山 第一〇同 井上 八十雄(同)
 × 稲垣 泰助(同) 第一級 松本 時一郎(高知)
 × 佐々木 友治(横濱) 區 同 井上 徳馬(同)
 × 納身 五郎(熊本) ×

因に柔道部は記名の逆順に試合を行つたのである

◎個人決勝

は審判員の選定により左の四氏試合の結果、得點頭晉の如く河野氏が月桂冠を得た。(昔川對山田は引分けとなり抽籤により昔川勝、河野と決勝を行ふ)

〇〇 全 河野 仁三郎 (三池)
 〇〇 全 島山 泰次 (千葉)

× 三段 皆川 民(千葉)
 〇 山田 一郎(三池)

次で千葉、神田久太郎君(四段)の十人拔試合あり三段二段初段どころを十人僅かの時間で破る、引續き投業裏の形(相墨四段、由井四段)極の形(伊藤四段、朝川四段)五の形(相墨四段、神田四段)あり、最後に模範稽古として三船範士(七段)は伊藤、朝川、白井、神田各四段並芳賀三段を相手に投業、捕業を以て恰も舞ふが如く操るが如く、選手のために鮮かに技の極意を示された。さうして

◎三船範士は

更に投業裏の形十五本を分解説明し、業をかけられてもこれを直に我に利してよく倒すこの技の研究と練磨を希望し、これに加ふるに本日の演技は眞面目に行はれ、そして各自が武道家としての態度を保つたことを賞揚し、益自重され立業より投業に、投業より立業に何れとも自由用ひ得るよう熱達すると共に型の研究をなし以て試合に當りその機を漏さぬ用心を願ふと述べた。

これで演技を終つたので、泉二會長は劍道優勝者第一區選手柔道優勝者第五區選手に對し優勝旗並に表彰狀を、個人優勝の

劍道 二段 看守 吉田 忠次(水戸)
 柔道 初段 看守 河野 仁三郎(三池)
 に銀製「カッパ」を授與し

○簡單に訓示

を述べた。
 文事あるものは武事がなければならぬ。然るに勤もすると文弱に流れ易い、此秋に當り諸君は職務執掌の傍日夕武道に精勵されることは喜ばしいのである。本日は天長節祝日での目出度き日に全國刑務所から武道選手を集めてこの大會を開くに至つたことは國家の僥福すべく次第である。諸君は最も勇敢に而も専怯な振舞もなく、武道の精神に副へる奮闘をなし、一切勝負に拘泥せざないところは實に美はし點である。諸先生からは諸君が任地では到底聞くことを得ない有益な話を拜聴し且つ講評のみに止めずお手を煩はして模範指示されたことは感謝に堪へない、私からも諸先生に御禮を申上げる、特に三松先生のお話の中に、刑務官として心に銘すべき金言があつた、それは「敵の攻勢に順應してその敵を制する鐵鏡をして置かなければならぬ」といふことで、よく味ふべきである。諸君は常に困難な人間に接觸して居る、これには武道の精神を以てし敢て力を以てせず、彼の成す處に順應して抑制し或は感化を施すべきである、この金言を體し歸任後は其職に盡瘁あらんことを希望する。這路御苦勞でありました、折角自重自愛をお祈致します。



明るき心

法學博士 山岡 萬之助

人間が、その心を清め、明るき生活を保ち、それが、宇宙の正しき活動に一致することを理解する所に宗教気分が、存するのである。明るき心、それは何人と云へども、努めて意らざれば、之を持つことが出来るものであつて、心と對立する物の世界と、大いに異なるものである。物の世界は千差萬別で、人の身體に就て考ふるに、男、女、老、幼、病、などの別がある許でなく、天より與へられたる各人の持分は、人ごとに差別を存する。食物の味の如きも、健康の度に従て大なる差がある。人間の物的生活は、到底差別の境涯であ

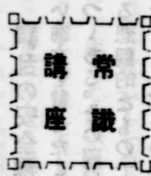
これで終了を告げるが、諸君と共に、本日の佳節を壽ぎ萬歳を三唱致したい、御唱和を願ふ。
 天皇陛下萬歳 々々 々々
 時に午後六時を過ぐる十分、間路を歸途に着いたが以て盛會を想像することが出来やう。

○

今後の演武大會に就て更に左の追加文書が、後に發せられたから序に掲げて置く。
 大正十五年十一月十五日

刑務所長殿 刑務協會々長泉二新編
 拜啓時下愈御清潤奉賀候陳者過般演武大會開催ノ際決定シテテ選手資格其他ノ要項別紙ノ通りニ有之候處尙ホ左記事項追加スヘキコトニ決定致候間自今各區ニ於テ開催セラル、演武大會ニ在テモ凡テ之ニ準據シ今後全國刑務所演武大會ニ出席スル選手選出方等組織セサル様御取計相成度此段及御通知候
 左 記

一、選手へ引續き三回以上出演セシメサルコト
 (別紙重複ニ付略)



日本の現實と前途(下)

文學博士 鹿子木員信氏談

國運の致命傷 今日に於ては堅實なる都會の建設は單に都會人士の問題でなく、日本將來の安全と發展に取りて、その中心的關心事たるべきものである。これを思ひ、彼を想ふ時私は日本國民のあの維新當初の直覺と精力とは、大正の現代に至りて強弩の末力盡きたるにあらざるかの感を深うせざるを得ざるものである。

而かもこの缺陷は、若し單に缺陷を以て空しく過ごし去るならば、將來日本國運の致命傷たるものかと思はる。蓋し日本は將來到底永く農業立國を持續することの出来るものではない。その狭小なる上に耕地少き國土は、今日既にその國民に食をさへ供し得なくなつて居る。然るに人口は年々五十萬乃至七十萬づゝの増加を見つゝあつて、我が國の人口が一億を突破するものこゝ五十年を出でないと思はれるのである。

然るに我が現代の日本國民は上下相率ゐてすべた女郎の厚化粧然と淺薄空疎な平和主義の白粉をつけて一時を糊塗し、外に向つて發展膨脹の策を講ぜず、内近代的都會の建設に依りてその生活を緊縮集約しようともせず、放漫無策、上下を

つて、平等は得て望む能はざるものである。従つて物に對する欲望を平等にせんとするが如きは、一つの奇麗なる夢に外ならぬ。

之に反し、明るき心は何人も平等に之を信ず得る所のもの、而して之より強き信念を立し、自他の差別を辨へ、平穩無事の生活に到達し得る。故に人間は何處までも天地の大道を信じ、心を見がき、宇宙全一體の思想に到達することが肝要である。心は一つにして二ならず、綜合によつて之を覺知し得べく、分拆によつて之を認め得ないものである。私は全一主義によつて、民衆の心を一に歸し、堅實なる社會を組成し、國民の意向を歸一し、以て國家社會の隆昌繁榮を圖りたい。今日の如く芬資相争ひ、政争また甚だし、兄弟塔にせめぐ状態は、我が民族の發展上、甚だ遺憾にたへぬ。相争ふは可なり、それが全一體を強大ならしむるにあるならば、敢て妨げなく、否な、之によつて全一體の繁榮に何かを貢獻することがあるであらう。なれども、一方が他を排斥

し、之を滅亡に導かんと努むるが如きは、まことに低級物なる思想から出發するものであると云はざるを得ぬ。(宇宙)

他は是れ我に非ず

新井 石 碑

美里猜忌嫉妬なき境地は、常に安靜にして、苦惱を脱却して居る。世の闘争に交つて苦惱なく、天日の威烈に遭つて苦熱を感ずるところがない。「心静かなれば便ち身涼し」更に熱惱される所がない。

支那に文化が榮え、禪が最も隆盛を極めた宋朝の時代、天童山に一老僧があつて、炎天下に、一笠を頂かず、背骨弓の如くなる老福を意とせず、腹上に笠を戴して居つたのを、偶々入宋された道元禪師が之を見て、「貴僧は御老體であるのに、何を苦しんで、この炎天のさなかで、笠をばして居られる、そんなことは若者でもさせたら宜しいでせう。」といはれた。道元禪師はこの時二十四

擧げて徒らに同胞相闘ぎ、相食むの思想を鼓吹し、且つこれを實行しつゝあるのである。思へばこの上もなく心許無き次第と云はなければならぬ。

目前に迫る問題 併し如何に今の日本に時めく大小の學者、思想家、政治家、官僚が相率ひて自他を欺き、一時を糊塗する誤魔化し思想と誤魔化し政策を以てこの國を支配し、この國を導かうとも、日本國民に猶ほ一國民としての生命の存する限り、日本國は凡ての國を支配する國家發展の法則に従つて、その運命の存するところに籌進するより外はない。國家發展の法則とは、凡ての國家はその政體の如何に拘らず、その存する限り大ならんとすると云ふことである。而して并は例を露西亞に取りて見れば、そのツアリスムスたるとコムニニスムスたるとに拘らないのである。この法則の支配を脱する時、その國を俟つものは最早平和な存在でなくて亡國なのである。

かく看來れば、日本の現状はその物質的、社會的現實の方から云つても又思想の方から云つても、決して前途を望み洋々たるものではない、寧ろ人口、食料の問題から云へば行き詰まりであり、これをその精神的意氣と云ふ點から云へば、強弩の末力遂に魯縞を穿つ能はず、敢て進んで目睫に迫る問題の解決を回避するかの感なき能はぬものがある。

禍乱の安全辨 嘗て伯林の一新聞紙が『日本の安全辨』と云ふ題下に少し長い論文を載せたことがある。その主旨といふのは『日本國は今行詰りの状態に陥りつゝある。その國民は年々五十萬の増加を示して居る。然るにその對外的關係は頗る悲觀的なものであつて、日本は今外に向つて膨脹發展を講じて居ないし、講じたところがその膨脹發展を遂げ得る見込みは甚だ少ない。かくて日本今日の現状は凡ての出口を鎖した汽罐のやうだ。罐の中には既に可なり高い氣壓が蓄積して居る。而かもその氣壓を高める熱火は減退するとも見えない。益々強くなる一方だ。従つて氣壓は強が上にも高くなる。然るにその安全弁は悉く鎖されて居る。若しこのまゝにして推移すれば、この汽罐はいつか内から爆發するより外仕様がないだらう。日本は今若しどこかに安全弁を開いてその氣壓を緩和しない限り、必らず内から爆發する。内から爆發するとは非常な社會的争亂に陥ることである。』

然るにこの獨逸の記者は世界の政局に於ける日本の地位を非常に重く見積つて居る人と見えて、次のやうにいつて居る。『而も日本がかかる自爆を起して千九百十七年の冬から數年に亘つた露西亞のやうな混亂状態に陥ることになれば、その影響するところは直ちに全世界に及ぼし、その深刻なる禍亂はアングロ・サクソン今日の繁榮の基礎を揺がすに至るであらう。アングロ・サクソンは袖手日本の危機を傍觀して日本を自爆に至らしめ、延いてその立國の根底を揺がせられるよりも、寧ろ自ら進んで日本の爲めに安全弁を開いた方が結局その利益である。英國は宜しく日本の爲めに濠洲を開放すべきである。』

自爆の慘劇起らん この獨逸記者の所論は極めて簡潔ながら、如何にもよく日本の現状を穿つたものだと思はれる。私共の眼にも、このまゝでの無爲、無策の推移は永くは不可能と思はれる。どこかに、外に向つて何等かの方法に依りて發展の策を講ずればよし、退嬰苟安、一日一日の安逸を貪り行けば、いつか來るものは自爆の慘劇であらう。自爆の慘劇が私共日本國民にとりてこの上なき如何なる苦痛缺乏にも増して不幸であることは申すまでもない。

識、學識に於て、究められるところは、深かつたのであるけれども、神の行履に於ては、未だ徹底せらるゝところがないか、この一言を發せられた。此の時、老僧禪師を顧みて、「他は是れわれに非ず」と言ひはなつた。是は人を使つてやつたのでは自分の務むべき仕事を、つとめたといふことにはならぬ。自分には自分の行すべき行があり、他人には他人の打すべき行がある。」との意である。

此の老僧の如き信念と意氣の存する限り、人は、二六時中爲すべきを爲し、行ふべきを行ひて、他を羨望し、猜忌し、嫉妬するやうなことはなく、常に玉の如き、澄みきつた心持を、保持することが出来る。事あれば事あるにまかせて、愈々清徹した清淨なる行持を、保持される。玉は火中向つて焼くとき、轉た潤ふ。」

〔禪の生活〕

法律の道德化

最近の新判例

ある新築子の家用訴訟事件につき大審院長横田博士はこういふ珍らしい新判例を開いている。婚姻は夫婦の共同生活である以上お互は誠實になければならぬ、もし之に反すれば婚姻契約の違背となる。妻が夫に對し貞操の義務あると同時に夫も亦妻に對して同様の義務がある。法律上では男子の養育を所屬せぬが之は古來の因襲に歴然する特殊の立法政策に屬する規定であつて、之れあるが爲に妻が民法上天に對し貞操の義務を要求する妨げとならぬと。

道德が時代の制度や人類の意識の變動によりて常に其の目標をかへねばならぬ如く、法律も亦法文のみにかちりつかず其の實質を社會事情に適應せしめ進化してゆかねばならぬ。而もその爲には因襲の衣をかなぐりすてねばならぬ事さへもある。法律の道德化が必要な所以である。

即ち法の適用はたゞ法文にあてはめて事件の歸結末をつければそれで済むものでない法律の短所を條理で

然るにこの獨逸の記者は、日本に取りて最も惨めな自爆そのものにさへも、全世界を震撼するの威力とアングロ・サクソンの世界覇權を壊つだけの可能性を認め居るのである。これ何に基くからであるか。他なし、彼が日本の世界史上に於ける可能性に對して一隻眼を持つて居たからだと思はれる。かくして私はこの講演の最後に當りて、少しく皆様の前に日本の偉大な可能性を展開して見ようと思ふ。

ラツチエルの觀察

今から二三十年前獨逸の學界に一人異彩ある學者が出た。その名をフリードリッヒ・ラツチエルと申す。ラツチエルは元來地理學の畑から出た人であつて、後に至つて人文地理、歴史地理、地理學的政治學と云ふやうな、當時未だ多く開拓されて居なかつた學問を創建した人である。

このラツチエルが今から二十六年前に『民族の偉大の源としての海洋』と云ふ小さくはあるけれども有名な著述を出して居る。この小さい書物の中に彼は世界的強國建設の二つの要素を指摘して、『世界の權力の樹立に向つて努力し得る唯一の偉大なる政策の理想は、大陸的動機と海洋的動機の結合に存する』と。ラツチエルはこの思想を以て獨逸國民を教育し、覺醒しようと思ひ、獨逸國民はチルビッツ及びチルビッツに率ゐられて居た海軍部内の一部を除いては、十分にこの眞理に醒めなかつたやうである。これが又獨逸の大戦に於ける失敗の一因であつたやうに思はれる。

而してこのラツチエル自身は、直接日本に論及すること殆ど皆無にして、僅かに海が如何に短時間の間に一國を強大ならしむるか云ふ一例として日本を擧げて居るに過ぎぬが、彼の宿論であつた『世界の權力の樹立に導く大政策は、大陸

的動機とを結合したるものでなければならぬ』と云ふ思想は、饒て彼が學問の繼承者であるハウスホフエルをして、自らその注意と興味を日本に向けしむるに至つたものゝ如くである。

天與の神の國

ハウスホフエルはその研究、その述作の大部分を日本の事に捧げ、今迄に既に『大日本』『日本帝國』『日本及び日本人』『太平洋の地理學的政治家』等を出し、その畢生の專業を、日本の研究と日本の讚美に捧げて居ると云つてもよい位である。而してハウスホフエル及び彼の流派の人々の日本讚美と、日本の研究は、無論日本の過去の文化、日本の過去の歴史にも向つて居るが、而かもより以上の熱情と興味を持つて日本の將來、即ち日本の有する偉大な可能性それも日本の地理的、歴史的、國際的關係から生れ来る客觀的とも申すべき可能性に向つて居るのである。

實際一度日本を去つて冷かな客觀的な眼を以て日本を顧みる時、世界の中で日本位有利な偉大となるべき要素を多量に含んで居る地位に置かれて居る國は少ないのである。この點に於て日本は實に天與の神の國と云ふことが出来るやうに思はれる。かくして私は少しく立ち入つてこれ等の點をしらべて見たいと思ふ。

文化の建設と海洋

第一にラツチエルの指摘して居るやうに、國を成すに方つてその立國の力の源たるべきものには種々あるけれども、その中最も力強いものは海である。歴史を案するに、古來偉大な國家と帝國と文化を建設せる國にして、その主なる力の源を海に汲まない國は少いと言つてもよい。古代に於けるその最も好い例はギリシヤのアテネである。アテネの權力と文化とはその源を八分通りは海に仰いで居るのである。

補つて時々道徳的判斷の力をかりねばならぬ。成文法はどうしても缺陷もあり時代遅れになり易いから法文のみを対象としての法の適用は常に正義的をそれる事が多い。

もと／＼法律と道徳とは春中合はせのものやうに世人は考へてゐるが、それが已に大なる誤りである。法律は決して道徳と相容れぬものではない、共に社會生活の規範として相依り相助け融合すべきもので、それにより始めて現代文化の下に於ける法律の意義及び價值が明にされる。(讀賣)

道とは

法学博士 松井 茂

道とは何であらう即ち自らの爲めにする利己主義ではない、社會の爲に何か役にならなければならないといふ社會奉仕であると私は思ふ。今日の時代は社會の爲に公益の爲にする社會奉仕といふことが道ではなから

うか。所謂人間が自覺に醒めた所の生活が生きて居るのである。所謂生きて居るといふのは自覺に醒めた生活といふのである。然るに世の中に引つけられて居る、感情に支配されて居る、感情に支配される爲に責を感情に歸して居る、自分は其の社會の一員である以上引つけられないうちに一つ自立心を有つて居らなければならぬ。なかなか今日の時代は混雜して居る、これが爲めに此頃は自己の責任を忘れて、僕が感ひのぢやない、社會が悪いのだといつて責を皆社會に歸すが、これは悪い、ゲータは貴方は自分が押すといふけれども焉ぞ知らん人に押されるぢやないかと言つた、これは海に名言である。此の事情が非常にあるのである。今日経験のない人間が悪戦苦闘をするのに押されざるを得ぬ、それを押されぬように我が生さんとすることは重大なる問題である、非常な修養を要する、故に生きたる道徳生活を行ふことも亦難いかなである、悪戦苦闘をしなければならぬ、これは内省の問題は所謂理想を本にする

而して中世紀に於けるベネチア、その競争者であつたゼノアの繁榮と強大とは實に全然海に依つて贏ち得たものであつたのである。而して進んで今日英吉利が世界を覆ふ大帝國を建設し得た所以のものは、歐羅巴大陸を脊にして、同時に大西洋、北海、バルチック海、地中海の殆ど環流の形跡の地にありて、加之その國民の大膽、勇敢、よくこれを利用したからである。

蓮花一朝の榮 翻つて私共の日本に致しても、若し日本にして亞細亞大陸の東海に地位して、太平洋、支那海に開け延いて印度洋、地中海、大西洋に通ずる海國でなかつたならば、如何に日本國民の明敏果敢を以てしても、最近數十年に見たこの發展はあり得なかつたのである。而かも第二に翻つて考へるに、凡て水に浮ぶ寶は不安定な寶である。所謂浮沈常なきものである。例へば海上權力の弱りて形を成せる艦隊に就て見ても、その運命には極めて果敢なき或る者が内在して居ることを見逃すことば出来ない。如何なる大艦隊と雖も、これを他の優秀な艦隊を以てし、天の時と地の理と人の和を得れば、一朝一夕にし、殲滅し得るものである。

この故に純粹にその國の富源を海外貿易にのみ求め而してその權力をたゞ偏に艦隊にのみ託せる國は、總て蓮花一朝の榮の歎きを経験せざるを得ないのである。

大英帝國の基礎 例へば希臘のアテネの如き、追がに力強く榮えに榮えたるの帝國的權力も、その主艦隊がエタエソボタミにリユサンドロスの率ゐるスバルタの小艦隊の奇襲するところとなり、敢なく全滅の悲運を見ると共に、一夕の裡に没落し去つた如くである。近くはネルソンの爲めに永しへにその國運を封ぜ

られたデンマルクの如き亦その一例である。さう云ふ譯で世界的權力を長く保つが爲には、どうしても海に據ると共に、堅く深く而して廣き地盤を陸に植ゑ、海國的政策と共に大陸的政策を兼ね併せて行かなければならぬ。

かゝる海陸併行政策の最も卓越した強國の一例は英吉利である。英吉利は當初その國力の七分を海に浮かべ、かくして浮かべた艦隊に依りて世界の四隅にその權力を樹立すると共に、間もなく亞米利加、印度、濠洲等に大陸政策を併用して今日の大英帝國の基礎を置いて居るのである。ラツチエルも言つて居るやうに、海は畢竟道に過ぎぬ、豊富な資源と偉大な領土に到る道に過ぎぬ、英吉利は最もよくこの間の消息を會得してこれを實行した國かと思はれる。今日の英國を以て單純な海國と見るのはその一面にのみ偏した見方かと思はれる。

日本の可能性 かくの如き考察の上に立ちて日本を見ると、日本位偉大なり得べき地位に置かれて居る國は少いのである。蓋し今日の日本は既に單なる島國純粹の海國でなく、朝鮮半島に依つて大陸的な國となつて居るのである。而かも私共の奥に横がつて居るその大陸たるや單に亞細亞大陸ばかりではない、實に西比利亞を経て歐羅巴大陸に通つて居る大陸なのである。佛蘭西の巴里からバイカル湖畔に至るまで殆どトンネル一つなき連続せる平野である。ウラル山脈はたゞ少しく持ちあがれる丘陵に過ぎないのである。僅かにバイカル湖畔に到つて始めてその岬角の迂曲に多少のトンネルを潜るばかりである。而してバイカル湖を後にし、興安嶺の極めて低いなだらかな丘陵を過ぎると、朝鮮に入つて了ふまで打ち續くものは又滿洲の沃野千里なのである。直にこの世界最大の大陸である歐亞の大陸に連つて居る日本のその中央部たる日本々島の面するといろは實に世界に於

のである。理想の爲道の爲には自分
は討死する覚悟を要する。故に眞の
自覺したる生活があるのではなから
うか、而して吾々が所謂人生の爲に
生きるといふ事情はどうしても永遠
の生活をやらなければならない、一時
的のもではない、武士道に謂
ふ所の名は末代といふのはそれで
ある、佛法に謂ふ所の永遠の生活はそ
れである。故に普通選挙の時代に於
ては國民に尊いも卑しきもない、職
業は神聖であるから其職の爲に犠牲的
に神聖であるから其職の爲に犠牲的
に一つ大に盡すといふ所に人生があ
らうと思ふ。孟子も言つて居るで
はないか、生きるといふことは自分の
欲する所である。義といふことも自
分の欲する所であるが、若し彼に二
つのものが相容れない時には自分は
生を棄てても義に就かなければなら
ぬ」といふことを言つて居る、故に
道がある、唯生きては何にもならぬ
のである、道の爲に先づ一つ生死を
分別するのである。ネルソンが死に
臨んで「神に謝す我は人間たる義務
を盡した」と言つて感謝した。人間

の人間たる義務を盡すといふ所に社
會奉仕がある、而して吾々は此の中
に生れ、以上には此の世の中を改善
しなければならぬ、吾々の祖先々
輩が此の文明を作つて吾々に與へて
居る、吾々は又先賢に對しても更に
新しい所の世の中を造り上げる義務
がある、そこに吾々の生命がある。
(私道)

生活の改造

松本君平

唯だ働く事を以て大なる道徳と考
へて来た古い思想は、確かに人間を
墮落せしめた。唯だ働くことは道徳
でも何でも無い。生活の眞の意味を
解し、人間生活の價値を考へる事に
於てのみ、働く事(労働)が道徳的意
味を持つてくる。唯だ働く事だけで
はそれは牛馬の労働と少しも異なる處
はない。

働いてもふけた金、年から年中無
性に働いて溜めた財産、それは人間
生活には何の價もない。人間の墮落

ける最も廣大な海洋である太平洋である。而して太平洋の彼岸は即ち南北の亞
利加大陸である。

國土の罪にあらず これを他の言を以てすれば、日本は實に總ての國民を偉
大ならしむる偉大の源泉たる海洋、それも凡ゆる海洋の中、最も偉大な海洋に浴
し、而して海洋に依りて得る寶を所謂泰山の安きに置き得る大陸を持つて居るの
である。若し將來日本に何等見るべきの偉業と文化を生むことがないとするれば、
それは日本國土の罪でなく、明かに日本民族の墮弱低能がこれを然らしむるので
あると信ずる。

世界に於て日本に近い形勝の地を占めて居る國を他に求むれば、或る程度まで
英吉利がそれであろう、而かも英吉利は昔からその對岸に西班牙、佛蘭西、白耳
義、和蘭、獨逸、丁抹等その人口に於ても、その富と文化の程度に於ても何れも
英吉利と拮抗する文明強國を控へて居たのである、然るに吾々の日本は、西北に
向つては殆ど無人と云つてもよい曠野が無限に開けて居る。我は人口の過剰に惱
んで居るのに、彼は人口の少きに苦しんで居る。而かもその土地は、嚴冬の恒寒
と云ふ一點を除いては極めて健康地帯であり、その地上、その地下は未だ開發さ
れぬ無限の資源を藏して居るのである。

而して二千年來の我が隣邦である支那現時の状態は、全然動搖崩壞の有様にあ
つて、何時になれば秩序統制ある一國家になるのであるか殆ど豫測し難いやうな
有様にある。僅かこれ等の僅少なる事實の指摘に依つても、日本國の可能性が如
何に大なるものであるかを感知することが出来るかと思はれる。

國家百年の大計 然るに翻つて考へるに、世界史上に於ける日本の可能性と

は取りも直さず私共日本國民に課せられた天與の課題、實に私共當面の天與の事
業に外ならないのである。而して進んでこの天與の課題の解決に努めず、退嬰自
屈、たゞその一日の苟安を求むるにのみ汲々であることは、日本國民自らその日
本國民としての存在の意義を抛棄して、自らを聽ては來る滅亡の手に委ねること
に外はない。

日本の世界史上に於ける可能性に就ては、向後私共お互に、極めて慎重、周到
な研究調査をしなければならぬと思ふ。かう云ふ見地からしても、先年後藤子
爵が提唱された國勢國策大調査機關設立の如きは或は所謂今日の急務ではないか
も知れぬが、明日の大計を樹つる所以かと信ずる。

文化に自覺せる心 然らば我等何を爲すべきか。私共の仕事は無論その事業
の大であればあるだけに、萬端多様多岐であることは言ふまでもない。たゞ若し
この際に於ける私共の心組の根本的なものを取り出して語る事が出来るるとす
れば、それは恐らく次の如くであらう。

精神的には私共は先づ空疎な、皮相淺薄な徒らなる歐米追隨を止めなければなら
ぬ。寧ろ去つて深く日本の歴史に沈潜し、そこに私共の心を過ぎし日本の優れし
文化に依つて培ひ、育て、具體的に文化なるものに眼ざめなければならぬ。一たび
私共の心が日本文化に培はれて、文化なるものに參到する時、私共の心は文化に
自覺せる心である。而して一たびこの文化に自覺せる心を以て西洋の文化に對す
る時、西洋の文化は今までは全然異つた姿して、私共の前に現れて參るであ
らう。

進むべき道は一つ その時西洋の文化は必ずしも單に機械の術に止まらず、

だ。寧ろそれは罪惡だ、人間が財産や金銭の奴隷となるのだ。人間とゆふ深い靈が物質を作る道具となり、物質に隷屬するからである。これは皆んな今まで教へられた誤った思想から起つてくるのだ。人間生活の眞の意義が理解されないのが、どんなに人類の不幸で、その向上と進歩の邪魔になるかも知れない。

生活改造の根本原理は、先づ生活そのものを善い美しいものにせなければならぬ。生きるに價値あるものにせなければならぬ。働かぬものは苦痛ではなく、楽しい仕事そのものでなければならぬ。もしも働く仕事为重荷であり苦痛であり、厭ふべきものであるならば、生活は決して美しい好いものとは云へない。今日の産業組織は、まだ奴隷制度の域を脱していない。それは勞働が虐使であり、生産が不自由であるからである。而して現代の怪しめな社會生活がその行詰つた産業の制度から、生れて来たのは深く怪しむに足らない。生産を自由ならしめ、勞働を自己表現たらしむる事に於て、産業制度を打開するは、即ち社會生活を改造する所以である。(政友)

寧ろその機械の術さへある獨特な高き深き心構への生むところであることを知るのである。かくして始めて又私共はこの西洋機械の術をも盡すことが出来るのである。小楠流に單に堯舜孔子の道を明かにして居るだけでは、百年の學習尙ほ能く機械の術を盡すことが出来ず、常に彼等の後塵を追ふのみならず實に拜するに終始するだらうと信ずる。

西歐の文化も物心兩面に亘つて把握し得るものは、たゞ全體としての文化に沈滞參到せるもののみこれをよくすると思ふ。而して今日の如き日本にありて、西洋文化と接觸交渉して進むべき道は唯一つ、徹底的に而して全體としての西歐の文化を了得し、この了解の上に、彼我文化のより高き綜合に向つて努力する一事あるのみかと思ふ。

大膽なる國策の樹立 而して經濟的にも、政治的にも、以上の如き大膽なる當面の事實の直視と、事實の争む課題に對する勇敢なる解決の努力こそ私共の指針たるべきものと考へられる。即ち年々五十萬乃至七十萬づゝ殖えて行く日本國民の發展と云ふ事實は、退嬰無爲を事とする日本現代の政治家に取つては或は極めて厄介な事實であるかも知れぬが、而かも私共はこの事實に眼を瞑りて一時を誤魔化すべきでなく、寧ろ生存の必要に直面して、内には國民的生活様式を組織することに依つてこれを單純、簡易、堅固ならしめ、外には國家發展の法則を明視して、その認識の上に適確な事實に基いた、事實に基けるが故に又大膽なる國策を樹立しなければならぬと思ふのである。(完)

誌上講演



今日の新聞(下)

電知新聞副社長 太田正孝氏談

◇地方版と改版

現在の出來事の報道機關である新聞が、地方版中に於て汽車の關係交通機關の不便なる關係などにより、非常に矛盾して居ることは前に申したが、新聞社としての努力は相當に致して居る。それはどういふことかと申すと、皆様方は一つの新聞は夕刊と朝刊と二種しか作らないとお考になつて居るか知れないが、さに非ず。夕刊を二種作る。第一版と書いてあるのは田舎へ行く夕刊で、それは、假に晝の十二時に締切ると、一時半になつてもう一遍締切ると、それが第二版若くは新聞によつて市内版と書いてある。夕刊が出来てしまふと朝刊に移る。よく兩國、上野、新宿、飯田町、東京驛等の汽車の關係その他總ての關係を調べて置いて、行先へ行く一番新しい記事を書き得るだけのものを印

刷して其汽車に積込ますやうに新聞を作つて行く、夕刊を假に第一版第二版とすれば之を朝刊の三版とする。即ち、たとへば、北海道へ行くのに一番新しいものを載せ得る新聞を第一に締切る、是が第三版。今度は第三版の中に又新しい記事を入れて青森へ行くのに一番新しい記事を書き得るものを作る。それが第四版。更にもつと新しいものを入れて仙臺、更に新しい記事を入れて静岡、長野、千葉、埼玉、横濱、更に新しいものを入れて今晚の二時に締切つて皆様の手に届ける市内版といふものを作る。これを改版と云ふ。かやうに、一日に地方へ行く新聞を十八種類も作り、其上に十幾種類も改版して居るから、一日に作る新聞の種類といふものは二十數種に上るといふことになつて參る。是は汽車の時間やいろ／＼複雑な關係になつてゐるのであつて、非常に興味のある問題である。

◇現役主義

かやうに時間毎にやつて行かなければならぬといふ意味に於て、此仕事をする人は現役主義でなければならぬ。編輯長とか社長などが其場に居らなければ新聞記事を作る事が出来ないかと申すとさうではない。實例でいふと、いつぞや地震の前であつたが、歌や杖座が焼けたことがあつた、朝の八時頃で社へ来る給仕が見て来て告げたのである。所が無論をらう方は来て居らぬ。宿直の編輯の人は、給仕が云つたときに是は號外を發行すべきものと思つたので、社長編輯長の命令を受けずとも直ちに工場に命令して號外を出さしめたのである。總て現在の出来事を報道する新聞の使命は、一にこの現役主義といふことにかゝつてあるのである。こゝが普通の仕事と違つてゐるところである。其時は名前や肩書などは關係ない、普通は社長の権能編輯長の作る所であるが、電話もかけず便宜の處置をぞんざんやる。もう一つ時間と新聞とのことについて申せば北白川宮殿下の御遊藝遊ばした時のことであるが、確か電報が着いたのは一時頃であつたと記憶する。もう締切まで三十分しかない。もう原稿はどん／＼活字

◇餘裕記事

新聞の中に於て廣告の分量とニュースの分量とは、約半々で、而しそれはよい新聞についてのことである。記事の中に於て現在の出来事を報道せざる所の部分がある。荒本又右衛門が刀を振上げた講談がある、川島武雄と浪子といちやついた新しい小説もある。將棋も碁もある。かういふものは外國に於ては佛蘭西語でフューイトンと申して居るが、私は餘裕記事と申して居る。世間ではかやうなものを入れるのは賣る爲めと申されるが必ずしもさうではないと思ふ。新聞は社會の鏡で社會の状態を寫すものであつて、國民の餘裕生活に應ずるやうに社會をうつしてゐるのが餘裕記事である。一體わが國で趣味の生活をする餘地がお互にどれ位あるであらうか、毎日帝制を見に行くだけの金はない。活動寫真を見る金位は餘裕所得として國民の懐にあるものもあるが、毎日行けるといふほどはない。ところで私共は夕刊にある荒本又右衛門の小説などによつて、世習辛い此世の生活に幾分でも潤ひをつけてゆくのではないかと思ふ。詰り國民の餘裕生活がかゝる講談を掲げるべく然らしむるのではないかと思ふ。

場へ送つて新聞は出来上りかゝつて居る。御遊藝の電報がいつた時に、無論外務省へは何等報道は来て居らぬ、宮内省へも来て居らぬ、あの日が丁度外國でそのときあふ日であつたので、談話に打て来たのではないかと思つたのであるが、併しそれが事實であつて報道すべきものとしたならば、今までの新聞を皆作り變へねばならぬ。即ち、大決心をもつて、いまいで作つて居た記事をほとんど全部取拂つて北白川宮殿下の記事で埋めて行つたのである。三十分しかない。其の日は丁度皇后陛下が學習院へ御成になつたことであるから、陛下にも言上致しますし、北白川宮の御附武官であつた將校が名古屋の聯隊に居たから名古屋の換約電話を利用して記事をつくる。さういふやうにしていろ／＼か記事を加へ寫真も入れて先の新聞とは全く仰もない程に變へてしまつた。さういふことは殊に非常時に於て皆様方御覽下さると私共の平生のやり方が分るのであるが、興味もある代りになか／＼苦心もするつて來るのである。かやうに新聞は現在の出来事を報道するものであるが、實は一つ嘘がある。それを少し上る。

此點は獨逸の新聞を見ると科學の議論が多く、フランスの新聞イタリーの新聞を見ると藝術の記事が多いといふやうに各國共さういふ傾向があるが、新聞本來の目的は現在の出来事を報道するといふことにあるのである。

◇新聞の性質

新聞の性質のお話はこの位にして、是から新聞の作り方をさつと申上る。新聞の記事といふものは三つの性質のものから出来て居る。一つは政治記事、一つは經濟記事、一つは俗に三面記事即ち社會記事である。政治記事と申すのは、之を出来る場所からいふと、内閣であるとか、各省即ち大藏省、内務省、陸軍省等それから貴族院、衆議院、各政黨本部などから出る記事である。經濟記事は新聞社によつて違ふが、私共の方では私經濟の記事を多く掲げて居る。従つて公債を發行するといふやうなことは大藏省で發表するが故に政治記事の取扱をして居る。而し其公債の利廻が幾ら、幾らに賣渡されるといふことは私經濟の關係になつて居るから經濟記事になつて居る。米が幾ら取れるとかいふ豫想は農林省の發表する所であるから政治記事に

なつて居り、今年は氣候等の爲取れ方が少くよつた、何萬石位は輸入しなければならぬといふやうなことは、經濟記事の取扱にして居る。銀行、取引所、船會社、商業會議所といふやうな所から得るのである。三面記事は、皆様御承知の通り、火事だ、どろぼうだなど、いふ世間一般の出来事を掲げるのである。かやうに三つに分れて居るが、地方に於てもさういふことが起る。静岡縣の縣會に起つたことは静岡地方における政治記事、茶の記事は静岡縣における經濟記事、沼津における兩陛下の御模様を申しあげるといふことは静岡縣におけるやんごとなき一つの社會記事である。同様に外國の記事にも同じことがある。イギリスの保守黨内閣に於て、財産税をどうするといふやうな事をチャアチルが云つたとすれば、それは外國に起つた一つの政治記事として取扱ふ。イギリスの炭坑にストライキがあつたといふことはイギリスに起つた經濟記事であり、フランスの郊外に於て北白川宮殿下の御遊覧あそばされた記事は外國におこつた三面記事である。さういふやうに三色の形になつて来るが、其三色の形が地域を別にして遣入つて来る。地方新聞といふ言葉は日本に就ていふと、東京の記事の盛り方と地方の記事の

事が入つて来る。それに引續、傍と申すべき論議といふものがついて新聞の内容を成して居る。所が新聞の中に於て非常に變をつくとかいろ／＼なとを言はれるけれども、出来るだけの調査はするのである。調査部といふものが其爲に設けられて居る。アメリカではライブラリーと申して居るが、どういふことをするかと申すと、普通の圖書館と違ふて、新聞特殊の關係に於て藏書の整理は勿論であるが、毎日の出が事々調査し人別、事件別乃至歴史別によつて訂正分類して行くのである。男爵の人が子爵になつたときにそのカードを改めるとか、總理大臣になつたら變へる。例へば加藤さんなら「か」といふ所をひくと何年に生れて何年にどうしたといふことが直ちに分る。従つて先程申した北白川宮殿下と朝香宮殿下との宮中のお取扱はどうか、内親王殿下の方を先にお書き申すか下へお書き申すか、さういふことを見る時には調査部へ行つて調べることになつて居る。……かやうにしていろ／＼な記事が出来た所へ、廣告といふものが紙面の半分ちかくを埋めに遣入つて来る。廣告は本社の社員によつて取る場合と廣告の取次を業とするものから遣入つて来る場合とある。廣告取次、矢張さきに申した通信社の仕

盛り方との關係であつて、大阪市にも立派な發達した新聞がいくつもあるが、その記事の四分の三近いものは東京の電報若くは電話によつて作るもので、やはり地方新聞と申さねばならぬ。併し地方新聞が良いか悪いかといふ問題とは別問題である。而して、此政治、經濟、社會の記事を本社の社員によつて取る場合と、さういふ材料を賣るのを業として居るもの即ち通信社から取る場合とある。通信社は大分たくさんあるが、我國に於ては日本電報通信社、帝國通信社が大きいものになつて居る。けれどもそれは俗に通信種と申して、大きい新聞社に於ては第一位を自分の社員でとつた記事に置いて、通信種は第二位にしてゐる。編輯室へ行くと、捨てられた通信種が堆くやつて居る。同じやうな記事が各新聞に出ることがあるが、あれは通信種である。尙ほ『種』の關係で申すと、非常に幅狭する場合と、シリー・シーズンと申して、霜枯れの時がある。皆様が悪いことをなさる時には政治時節などに爲さるゝ結構である。議會の記事が載る時にはちつとは悪いことがあつても載らない。大きな事件が発生した時は別であるが……それから、さういふやうな三つの性質から出来た記事以外に、先程申した所謂私の論議記

事になつて居る。大體申すと、通信社は實して商賣をして居つて、通信の方では無論議をして居るのである。此所で一つ申したいのは日本の新聞記者といふ者は随分妙なものであつて、役所とか大きな銀行とかに行くと、甲の新聞からも乙の新聞からも丙の新聞からも行つてゐて、夫々綱を張つてゐる。こんなにして女闘で出るいはゆる玄關種を取す爲に高い月給を取る人間がたくさん居るといふことは馬鹿氣なことである。是は通信社の領分を大きくしなければならぬといふので、總てのものをシステマチックにやつてゐるドイツに於ては、通信種を尊重して居る。而し通信社の材料によつては、通信種を尊重して居る。例へば大蔵省に於て公債を發行したといふ材料があると、テレライタ、といふやうな同時電話で、各新聞社に通じてやらねばならぬので、順序をつけて各社に通報するやうなことは出来ぬ。一つ通信社に就て考へなければならぬのは海外關係である。是は經濟上の點に於ては政治特に外交といふ立場に於ても考へなければならぬ問題である。イギリスのルーター或はフランスのハーバース、ドイツのウォルフ、アメリカのユナイテッド・プレスといふやうなものが網のやうに世界に通信網を持つて居

るからである。わが國には海外關係としては漸く此の五月から、日本新聞聯合社が出来て、これらに對抗する準備が出来たに過ぎない。それはさておいて、かやうにして毎日新聞になるものとならざるものもあり、ならざるものは棄て、置く。成るべく現在の出来事を取つてそれに潤となるべき餘裕記事や論説などを入れて一つの文章が出来上る。

◇印 刷

寫眞が出来る。出来た文章と寫眞をどういふ風にしてゆくかといふことは工場の問題になる。寫眞の方から片つけて申すと、寫眞は、日本の新聞は紙質が悪いので普通の網目ではよく寫らぬ。普通の寫眞は一時の中に百五十以上の線が這入つて居るが、普通新聞では一時の中に六十の網目を使つて居る。紙が悪いから普通の網目では眞黒になるからである。寫眞は三十分で銅板が出来上るのであつて、これを「製版」と申して居る。出来上つた記事の方は何處へ行くかと申すと、工場へ行く、工場では原稿を幾つかに割いて、甲の人乙の人皆に分ける。其の人々が第一に字を拾ふ。それを「文撰」と申して居る。——文撰職工といふものは、

て、それから印刷仕上るまでの時間は、號外などに於ては十五分で出来るのである。

◇印刷紙と機械

わが國に於ける製紙高は三億二千萬封度である。紙はポンドで計算して居つて、三億二千萬封度の紙は主として王子製紙會社・富士製紙會社で造られて居る。王子・富士以外に於て九州製紙・中央製紙等があるけれども大したものではない。矢 折半の形に於て王子と富士がやつて居る。三億二千萬封度の紙はどの位になるかと申すと、標準であるが、十頁紙にして六百萬部ばかりになる。即ち、日本で十頁新聞を一日六百萬部以上は出して居らぬ。私共製紙會社等に就て調べた所によると、六百萬部のものが、京を中心とした新聞界即ち静岡から北海道樺太に至るの新聞と、濱名湖以西の名古屋、岐阜、岡山、四國、九州の方に至る新聞とに分たれて居る。其比較をすると、東京を中心とした新聞界が約半分より少し多くなつて居る。假に東京が三百二十萬部と大阪が二百八十萬部位の割にならうか。但し大阪の方に於ては、二つの大きいものがまつて他はあまり勢力がないやうであるが、兎に角各新聞

各國のストライキの歴史を御覽になるとわかるが、常に新しい文字を見、新しい思想に投するので、ストライキは文撰職工から起つて居るとまでいはれて居る。——字を拾ひこれを植付ける。之を「植字」といふ。今度は更にかうして集つたものを文章に組む。之を「小組」といふ。一つの文章だけを組むのである。さうした時に校正する。字の間違つたのを直す。之を朱でなはずから「赤字」といふ。小組が出来るとさういふいろ／＼な文章をはめ込み寫眞などが這入る。さうして紙面大にすることを「大組」といふ。さうしますと、これが新聞の大きさに出来上つた譯で、その出来上つたものをどうするかと申すと、この丁度紙面一頁大に組まれて居る大組の面へ紙を叩きつける。其の紙は鉛の熱さに接しても熔けないやうな、いろ／＼の藥品を入れて作つた紙であるが、活字の方が高くなつて居る所へ叩きつけるから出来たものは低まつて居る。之を「紙型」といふ。其の紙型が出来ると其上へ鉛を注ぎ込む。さうすると第一に出来た大組の面の活字と同じ凸凹になつて居る。之を「鉛板」に取るまたはステロタイプするといふ。それを輪轉機にかけて印刷するのである。で、編輯から文章が出来てを撰して植字をし、小組し

社が宣傳する程の發行部数はない。それは戸數の關係でも分るのであつて、大阪市内に三十萬部假に出ると假定すると、元の小大阪といふものは人口が百五十萬として五人宛の家族と見て三十萬戸になるので、三十萬部出たといふことは一戸残らず新聞を取つたと言ふことになる。さういふことは有り得る現象ではない。わが國に於ける紙の消費量は一人一年十一封度、アメリカは丁度十倍の百十一封度である。日本では軽い紙を使ひ、外國では厚い重い紙を使ふから一割といふ比較に出来ないが、外國の方でも一つの都市一軒残らず取るといふやうな例はないから、大阪市内に三十萬部出るといふ議論は、私にはどうも了解出来ない。それは別問題といたして、日本の新聞の發行部数は一日六百萬部である。若し各新聞社の發行部数を合せたら大變なもので、随分供給紙が出来なければならぬことになる。

次に機械のことである。わが國に一般的に用ひられて居るのはフランス式の機械で、是はマルノニー式と申して居る。マルノニー會社で造つたもので一時間に四頁の新聞を二萬四千枚印刷する。而してよく訓練された者は二萬六七千印刷することが出来る。一萬一萬

二三千圓である。我國に於ても、多少のモディファイケーションを加へて、東京機械會社などに於て造つて居る高速度の機械と申すのは、一つはアメリカ式で一つはドイツ式である。アメリカのは「ホー」と云ふ會社で造つたもので、大阪朝日、毎日、東京日々、東京朝日新聞などが使つて居る。一時間に二十萬部刷るとのことである。もう一つは東京の時事新報並に私の新聞社で使つて居るもので、アルバート會社で造つたドイツの機械である。印刷能力は一時間に四頁のもの三十二萬部である。

◇新聞の歴史

新聞が世の中に生れ出た理由は第一、世の中にあるいろ／＼のことを知らしめたいといふ心から起つて居る。この事に就て、私共は古い歴史を記憶して居る、ジュリアス・シーザーがローマに起つた出來事を報道するために、アクタ・デイウルナと云ふものを出した。それはローマの戦士達が地方に行つて居るので其の到達に中央のことを報道する爲に作つたのである。又元老院からの報告を書いたアクタ・セトナスといふものもある。またわが國でもこういふ話がある。御維新前

の話であるが、小栗上野介といふ人が福澤諭吉先生をつれて、アメリカへ行かれた。さうすると非常に新聞が発達して居たので、わが國に歸つて來て幕府に建議して曰く「どうも幕府の精神が國民一般にわからないのは新聞がないからである、どうしても新聞を起さなければならぬ」と云つて居るが、幕府はこれを用ひなかつたのである。もう一つの例は、池田筑後守が開國延期の爲に外國へ行つて來て、わが國が外交がまづいのは、公使館や領事館がないといふことと、もう一つは新聞がないといふことの爲である。と云つて新聞を起すことを主張したが、これも用ひられなかつた。若し小栗上野介の意見、池田筑後守の意見を用ひて、政府が當時新聞を作つて居たならば、明治の歴史はもう少し變つたではないかと思ふ、知らしたいといふ考で出來た新聞は、また一方に知りたいといふ考で出來たもので、昔の話をすると面白いことがある。瓦版などが出來たのは其關係である。新聞といふ字は、外國の新聞を翻譯した時代から新聞といふ名が起つて居て、明治三年に東京毎日新聞が出來、明治五年に東京日々や郵便報知が出來て、だん／＼今日になつて居る。沿革から申すと日清戦争までが所謂政論の時代、

日清戦争以後が今の報道を本位とした時代になつて居る。何々新聞は何政黨の機關新聞だなどいふことを申すが、現在に於ては少なくとも大新聞でそんな關係のあるのは殆どなからうと思ふ。私共も事情を知らぬ人から何黨の機關新聞などいはれて迷惑することがあるが、そんな關係は少しもない。またそんな政治本

位としての新聞ではやつて行けないのである。かやうな意味に於て、必然的に報道を主とするものといふことになつたのである。それにいたしても、新聞に就ては大變改革すべきことが多のであつて、卑見に就てもまだいろ／＼あるがこれでおく事にする。(了)

巢鴨刑務所製作

自轉車「天輪」

巢鴨刑務所は受負でなしに自轉車の製造を始めました。そのマークは「天輪號」。創立品、

- 甲 號 (兩ブレーキ及) 六五、〇〇〇
- 乙 號 (ふみきり) 六〇、〇〇〇

で部分品も販賣する。其説明に曰く
一、本品は實用的價值を主眼として製作してありますから御使用の上如何に耐久力に富むかを御試し願ひます
一、價格は定價表の通りです、特別大量御注文の場合には改めて御相談に應ずることがあります
等々、委しくは直接東京府下西巢鴨町全刑務所へ御問合せ下さい。

東洋大學教授 巢鴨中學校主事 鳴託少年保護司 勝水淳行氏著

青年の心理と犯罪 附死刑囚

四六版ポイント組 定價二圓五十錢
三五〇頁上製函入 送料十二錢

發行所 東京神田總葉社書店

目次 ●第一編 一少半の意義 二少年に現れたる不良性の原因 三不良行爲と遺傳 四不良兒の性格 五發育不完全と犯罪 六生育と犯罪 七嗜慾と犯罪 八交友と犯罪 九性欲と犯罪 十教育と犯罪 十一宗教と犯罪 十二癡飲と犯罪 十三少年心理の特長と犯罪 十四保護と救済 ●第二編 一死刑囚の心理 二Sの死刑 三唯物思想に誤られたる死刑囚

鼠の評眼

—[生A]—
(1)

規律のある嗜畜な家庭では、子供はいつても二十日鼠のやうな感をもつてゐる。彼等は、物の裂け目とか穴とか、その中へ這りこへすれば、何か禁罰の甘い物にあり附かれさうな所を非常によく知つてゐる。そうして人の目を掠めては、嬉しい恐怖を抱き乍らかちかちたものを食べるものである。それは、どんな心にも用なものであつてさへも、子供の心をよるこばし興味をもたすことに充分である、子供の幸福の感じといふものはつねにそんなところに存してゐる。

○ 俺達を、こせ／＼したすばしこいもの、の聲によく人間はひびりだすが、俺達のかうなつたのも、もと／＼、本性からそうではないので、俺達から云はせると、この地上は、人間の占有すべき領地ではなく、あらゆるものは、あらゆる存

在に神が與へた自然の恩恵であり、當然糧をうべき権利がある様に思つてゐるのであるが、横暴きはまる人間の政体？に、猫といふものが家畜となつて到来し、俺達ばかりこせつ／＼やうになつたのだ。俺達は生きてゆくために、糧を系ねばならぬ。そのためにやむを得ずこせ／＼するやうに穴をさがすのだ。

しかしこれが、俺達の宿命だと思ひ出すと、その恐怖がやがて快感になつてくる人間だつて鼠だつて、生きてゐる以上同じことだ。たゞ食ふだけじゃ満足が出来ない。どこかに享樂の世界娛樂の快感少くとも、油をよると、さうなうては生きられるものではない。その魂の空虚さからくる慾望がやがて、冒險だとか、危険をおかすことに興味を導いてくる。知らず／＼に、こせ／＼した根性が増上してゆく。あの變ることには、最第一の猫の目、それをごまかし、ちやぶらかして、まんまと掠めとつてやる心持といふものは、とても言語に絶する愉快なものである。

○ 俺達の祖先はどこから来たか、それは知らないが、俺の知つてゐるだけでもずいぶん古い先祖からこゝに住居をさだめてゐる、猫がゐる前は、かなりのんびりくらししたものだが、どこからか奴が来てからは、あくせくと慌しい日を送ることゝなつた。あの猫にくけず飯米があれば、俺達を養ふのに充分だが、そこは強慾で、偏屈な人間だ。他に物を施すことには、優越性を感じるためかまゝいゝ顔してゐるけれど、とられるとなると、その半分でも、けちげちして仕様がな

○ こゝにある收容者：俺は、見侮ると彼等からさへもひどい目にあはされるので余りいゝ感じはもつてゐないが、：：をみると、俺は同じやうな境遇には同情の涙をそそいでゐる。あゝした單純な規律づくめでやられては、本物の人間にならうとしてもなることが出来ない。いかに改過遷善だの、人道的行刑だのと云つてみたつて、制度と人とがびつたりと

あつてゐない間は、實質上、駄目であ

なるほど規則的な習慣を興へることは、將來必要なことでありそこに自然の教化があるかも知れないが、そんな理由をぬきにして、ひとつ刑務所の收容者達の心をながめて見るが、どこに人間らしい心をもつてゐる者がゐるか、人と人としてより集つてなす社會に、その人らしくきうる人間がどれだけゐるか？みんな二十日鼠だ。猜疑と恐怖と愛憎それでゐるだけ穴があれば探してとにかく悅樂を食らうとしてゐるやうな變てこな奴ばかりじゃないか？ こんなことで、なぜ再犯が多いかと、首をかしげて見ても、そりや聞えませぬ：：である。其は保護事業の不振だからでもなければ、人間の思想の悪化でもない。行刑が、「犯罪人」を對象として「人間」を忘れてゐることに重大な原因がある。

○ 盗みする鼠がゐるのか、それを捕つて人間に、愛嬌阿ゆをふりまく猫の行爲が善か？ その判断はまづ猫をぬきにして

考へねば本當のことはわかるまい。社會人は、もつと冷静に。收容者とその處遇を批判する要があらう。

○ 一體「犯罪人」といふ概念を以て個々の受刑者に望むことが、獨斷の根本である殺人を犯した人間、窃盜をやつた人間はゐるが、その人間以外に、犯罪人はゐない筈だ。行刑官乃至一般人と受刑者との判斷區別される處はたゞの一點で人間の全體にはあるまい。その一點の「黒星」に處するために全體を黒く見ることは人間に許されてゐない大なる僭越である。

○ 全人格の點といふことになると一般の人々も受刑者もその黒白は争ひがたい然るを、「奴」「彼奴」と特種民族の取扱をするのは、現在の制度としてはやむを得ないとしても、そこに深い反省の要があらう。

○ つまりその先入権が折角、他の九點までは、よいすぐれた性をもつてゐる人間を、全體的に行刑によつてなしつぶして

しまふことゝなつてくるのである。刑は善か悪か？：：人間との、ひとつ、眼をひらいて考へ直して御覽じ。

人よ

蓮沼門三

人よ醒めよ、さめて愛に歸れ、愛なき人生は暗黒なり、共に祈りつゝ總ての人と親しめ。
吾が住む郷に一人の争ふ者もなき迄に。

人よ起てよ、起ちて汗に歸れ、汗なき社會は墮落なり、共に祈りつゝ總ての人とはたけ。
吾が住む里に一人の怠る者もなき迄に。

少年犯罪の考察

— 生育關係より觀たる —

吉田 教 靈

近時著しく不良少年が増加し、従つて刑務所に入つて来る少年犯罪者も非常に殖えて来たことは、實に看過すべからざる社會問題の一である。

而も其人前者の大部分は何れも家庭教育が不完全で悪性深く、大抵一二回乃至三四回は起訴猶豫の處分を受けた困り者である。尤も其犯罪としては理性の缺けた少年のことであるから、甚だ單純ではあるが個性上から觀察すると随分悪性の深い念入りなが多い。

それには無論種々なる原因があり、又彼等にも種々多様な傾向性癖を有して居て、直接間接それが犯罪の原因をなしてゐる事は言ふまでもない。しかし大体から視ると家庭の事情や周囲の環境が生んだ所謂習慣性によつてなされた犯罪が大部分を占めて居ることは、

もある。又活動寫眞や買食が原因をなしたのもあれば誘惑や酒色の爲の者もある。然し之等は何れも犯罪の近因をなして居るものであつて、其一方には亦必ず彼等をして犯罪に至らしめた有力なる遠因があらねばならぬ。而して之が遠因を知らんとするには、其幼時に於ける家庭の事情や其生育關係を考查することを要す。

三

此頃著しく不良少年が増加し、入所者も次第に増加するに至り誠に困つたものではあるが、其罪を彼等一人のみ被せることは餘りに皮相の親方と言はねばならぬ。彼等の家庭や其生育關係に就いて精査して見ると本當に無理ならぬと領かるゝものが多い、今左に當所收容者二百六十四人の少年について、生育關係の上から彼等が犯罪に至つたまでの徑路を辿つて見たいと思ふ。

先づ二百六十四人に就いて最初の犯罪時までの生育關係を調査して見ると、次の様な結果になつて居る。

- (イ) 片方生さぬ仲の父……………四三
- (ロ) 片親のみに生育せしめるもの……………七八
- (ハ) 實父母無く養父母又は親族に生育せるもの……………五四

今更喋々言を用ひずとも既に世間周知の事實であるが、此頃入所する者を調べて見ると、来る者来る者が皆かうした事由によつて犯罪に陥つて居るので、試に之等に關する統計を作成して見たのである。

二

今當所收容者二百六十四人に就き調査したる個性別によつて視るに、先天的生來性の者は僅に十三人に過ぎず、外に一時的の偶發性が五十九人あり、殘の百九十二人は悉く後天的の習慣性で七割二分の多きを占めて居る。而して同じ偶發性と云つても全然一時の感情に支配されて犯した處の殺人とか放火とかいふが如きは、右の五十九人中二十八人に過ぎない。殘の過半は窃盜詐欺横領等であつてしかもそれらは唯幼少からの繼續的犯行でないと言ふのみで、度数に於ては皆何れも數回を重ねて居るのである。故に右の統計について言へば二百六十四人中二百三十六人即百人中八十九人強は、何れも其家庭や環境によつて助長されたことがやがて習ひ性となり遂に犯罪するに至つたものと言はねばならぬ。

勿論其犯罪原因に就いては前述の如く種々多様に亘つて居る。即家庭不良もあれば懶惰が原因をなした者

(ニ) 實父母の手に生育せるもの……………八九

計

二六四

右の數によつて見れば、幼少より兎も角も實父母の揃つた家庭に生育したものは僅に八十九人即三分の一に過ぎず、殘三分の二の百七十五人は悉く不完全な家庭や温情の乏しい家庭に育つた者ばかりである。

今(イ)及(ロ)に就いて見るに、何れも僅の差ではあるが慈愛深かるべき實母の缺けて居る方が多い。而して其四十三人並に七十八人の實父又は實母は無論死亡したのが其大部分を占めて居るが、この中に其素行が不良なる爲に或は離縁され、或は自ら他に走つたものが(イ)に於て八人、(ロ)に於て十四人もある、尙(ハ)父母共に無きもの五十四人中父母共に死亡したものは三十四人にして、殘の二十人は離縁又は其父母が素行修まらず他に情人と俱に走つたものである。

又實父母の手によつて生育した八十九人に就いて見ても、其父母に前科ある者八人、又現に其父母が素行不良のため風波の絶えない家庭にあつたものが十二人ある。之によつて見れば即完全な兩親の許に比較的家庭教育の行届いた温い家庭に生育した者は二百六十四人中僅に六十九人しか無い譯で、百九十五人即約七割

四分は皆不完全な家庭に育つた者といふ事になる。

かくして彼等は生さぬ仲の續父母の愛が薄かつたり又繼父母の連子と折合はなかつたり、又は嫂が厄介視するために折合はなかつたりして、遂に家を出たものが非常に多い。

以上是等の状態によつて觀れば、彼等少年の多くは如何に冷たい家庭や紊亂せる家庭に生育したか、又如何に其家庭教育が放漫であつたかが伺はれるのである。故に彼等の多くは不知不識の間に悪化し、時々親から叱られるために、次第に根性がひねくられて邪深くなり、萬事に不快を抱き家の仕事がいやになつて、或は其不快を忘れるべく快樂を家の外に貪らんとし、或は不快に家庭に居るよりは何處かに行つて一働きしようとして、前途を考慮することなく頗る單純な考で家を飛出すのである、而して適々何かの職にありついても、凡てが自分の期待を裏切られしため直に止めてしまひ、此處彼處と轉々するうちに次第に不良性を帯び來つて遂に不良少年となり果は犯罪を敢てするに至つたのである。

今右の二百六十四人につき無斷家出をしたものを調査して見るに、實に百五十人即五割七分の多きに達し

其原因に就いて見ても上述の如き事情の下に飛出したものが大部分を占めて居るのである。

四

今日の刑罰が目的主義である以上、犯罪そのものは憎むべき行為であつても其動機を洞察して非常の同情すべき點があれば、裁判官は之を情狀酌量することは勿論であらう。さればこそ彼等の多くは初犯とは言ふものの、其殆ど全部が印を押しした様に一回乃至二三回の起訴猶豫處分を受けて居るのである。其時こそは彼等は衷心より其恩恵に感激して家に歸るけれども、さて歸つて見ると家庭には其間に一種の溝が出来て一層冷たい様な暗い様な空氣につままれる、さうした家庭に歸つた彼等は自己の爲した非行について反省するといふよりも、寧ろ自分を愛して呉れなかつた爲に斯くなつたと云ふ様な一種の反感を抱き、かくして彼等は又も家を飛出すのが多いのである。中には一回の起訴猶豫處分も受けず眞の初犯として入所するものもあるが、しかしこれとても獨本人の罪のみでなく寧ろ家庭が彼を罪に陥れたと言つてよいがある。

某は窃盜罪に依り懲役十月の刑を受けて入所したのであるが、彼の父は酒色に耽り放蕩の限を盡した爲に母は堪へかね

て、遂に彼が五歳の時離縁してしまつた。それより父は自暴自棄となり益々放蕩をするので附近の者が彼を世話した。其後妻即彼の繼母は始め二三ヶ月は非常な彼を愛して居たが漸く時を経るに従ひ次第につらく當り、彼よりも三つ年下の自分の連子を偏愛するに至つた。是より先彼は一ヶ月餘實母の許に引取られて居た事がある。それは離縁はしたものの、五歳になつて可愛い盛りの子と遠く離れて居るといふことは到底彼の母として片時も忍び得ない。果は氣も狂ひやうになつたので近所の者も見ると見かねて、暫く彼を其母の許に預けることにしたのである。然るに其後一ヶ月も経つか経たないうちに、口さがなき附近の者は「あれは子が可愛いのでなく生活のために我子を食べひものにする考だ」と噂するに至つたかくと聞いた彼の父は驚いて彼を實母の手から引取つてしまつたのである。

かうした事をよく知つて居る彼の繼母は、いつも「お前は先方の子だよ、内の子ではない」と言つては彼を冷遇し、果は學校への辨當さへ疎に與へない事が一再でひかした。彼が尋常三年の時である。或日彼は繼母にお腹がむかじいからどうぞ辨當を下さいと願つた。すると繼母は、辨當が欲しいければお前のお母さんから貰つて行けといつて相手しなない。しかし實母の處へ寄つて行けば非常に道が遠くなるので、彼は止むなく稍近い叔父の家から辨當を買つて學校した。しかるに數日を経た後この事を知つた繼母は非常に怒つて、よくもお

前はこの妾に恥をかかせたと言つて、無情にも手を合せて詫び入る彼を處さらはず打ちめした。後叔父から子供のために良くないからと頻に離縁を説き勧めたが、彼の父は一向耳を貸さうとしなかつた。そこで彼は子供心に、彼も父が俺を憎むのだ、もうこんな家には居たく無いと遂に無斷家出し田舎町の知巴某に頼つた。其後自分の實母が某市に轉住して居るといふ事を耳にした彼は、直に其實母の許に走つた。夫より一年餘母の内職を手傳ひつゝ貧しいながら親子二人が温い生活を續けて居たが、彼が前途のためにいふので神戸でコックの見習をする事になつた。始めの間は一窩専心前途の希望に輝きつゝ眞面目に働いて居たが、本より素行の良からぬ他の仲間から或は誘はれ或は教へられて次第に酒色に耽る様になり、果はそれが原因で遂に窃盜罪を犯したのである、一度赦された彼は懲り／＼して實母の許に歸つたが、實母はもう男を持つて居たので、以前の様に温味を覺えなかつたので止むなく元の實父の許に戻つた。けれども實父も繼母も口を揃へて、實母の處へ行く様子は我子ではない。此家には入れぬといつて取合つて呉れない。愈々取つて居ない彼は我家を後に諸處を流浪し、就職口を求めたが思はずい口がない。遂に自暴自棄となつて酒色に耽り、又々犯罪を敢てし受刑の身となつたのである。

右は極端な事例の一ではあるが、少年受刑者の多くはかうした境遇に生育し、之に類似した経路を踏んで

遂に犯罪し、中には涙ぐましい程同情すべき哀な少年も少なくない。之を誰か彼一人の罪なりとして責め得よう。無論彼等が理性に乏しく、意志の薄弱であつた事も一の犯由には相違ないが、既に其家庭に於て大なる原因をなして居ることは争はれない事實である。

五

故に吾人は之等の少年受刑者に對しては飽まで温情ある所謂人間味を以て接し、絶對無限なる如來の慈悲と金剛不壞の強い信仰とによつて安心立命の域に導き一面フットボール、テニスの如き勇壯活潑なる競技運動によつて彼等のひがみや荒みきつた精神の缺陷を補ひ、其短所を矯正し以て純真な麗々しい少年善良な公民となすことに努力し、釋放の際には必ず其父兄を呼出して、將來に於ける本人の教養指導保護監督に就て十分なる注意と理解を與へ、以て兩者の融和を圖り再犯の豫防に努力しつゝあるのである。

かくして幸に彼等は所内で教養された恩恵に對し又培はれた理性や道義心及び宗教信仰によつて心から悔悟し、父兄も亦温容を以て之を迎へるから其後再び犯罪に陥るものは極めて少ない。故に是等再犯特別豫防としてしは先づ好成績を擧げて居る譯であるが、廣い

社會には前途の如き恵まれない低級な家庭の内にあるため、やがて不良性を帯ぶるに至る少年が非常に多からん事を思ふと、甚だ寒心に堪へない。

六

要するに吾人は稍々過言かも知らぬが犯罪少年の罪は一に家庭にありと言ひたい。確に少年犯罪の遠因はすでに其家庭に於て醸されて居るのである。こゝに又雑草が生えたといつて其芽を摘むよりも、まづ其根を除去せざれば又芽を出すと同様に、今日の不良少年や犯罪少年の續發を防がんとするならば、まづ其根本たる家庭の改善を圖るにあらざれば遂に不良犯罪少年は永久に絶えなと思ふ。故に吾人は嘗に釋放者や入所者の家族保護を必要とするのみでなく、更に一步を進めて市町村長とか又は寺院住職其他地方有志者等と相謀り、一般社會の家庭部落の改善等にも努力し以て大に一般豫防にも意を注ぐ事が必要であると思ふ。(完)

太陽 門下 無_二星月_一

天子 殿前 無_二貧兒_一



刑獄聞集

(その八)

香川生

明治中興時代

明治初年から十五年頃までを初期とすれば其以後三十五年頃までが第二期であり其の第二期の明治二十二年から二十六年頃までは獄制の中興時代、稱するこゝが出来やうと思ふ、此の中興時代は内務省所屬で警保局で監獄の事務を管掌したのであつて、前の警保局長は今の子爵清浦奎吾氏後に小野田元照氏があり其の部屬に小河滋次郎氏や眞木喬氏等が居られた、其外兩氏は先輩との問答或は文明國の制度を翻譯して報告したり雜誌に公表する杯大に努められた、東京集治監には老練なる典獄石澤謙吾氏が東京集治監で牛耳を秉て兼ねて監獄協會の庶務を處理せられて居た、又夙に香港監獄の狀況視察に行かれて内務省の官吏から元老院議員に歴任された小原重哉氏の如きは舊幕時代からの

獄制の變遷、新制度に關する意見を發表し兼ねて監獄官練習所の囑託を受けて日本監獄制を講義したり或は海外の獄則を協會雜誌に發表して紹介する杯なか／＼熱心に斯道の改良に貢献された、現に東京府立第四中學校長として専心育英に盡力して居られる深井鑑一郎氏も亦獄制の研究から海外獄制の紹介等に盡力せられて居た、又佐野尙氏は監獄協會の創立者であり雜誌編輯の主幹として盡された外に佛語に堪能であつたから佛國の獄則や出獄人保護事業等を誌上で紹介されたり新監獄則の質疑應答の方面を擔任して、樞大の筆を揮はれた、斯様に朝野多士齊々であるのみならず實務家の方面にも研究熱が旺盛で諸種の問題を提けて論議を盡したのであつた、從て暇々として獄制の進歩を見たのである。

試に二十二年以降數年間に定められた重要な法令の

數々を拾ふて見ると、二十二年には監獄則改正、看守
教誨師押丁授業手の分掌例、看守教習規則標準、二十
三年には監獄官練習所規則を始めとして北海道廳官制
の改正で空知、樺戸、釧路の三監獄署は集治監と改稱
せられ尋で地方官官制が改正せられて各府縣監獄は總
て高等官として従來判任典獄であつた縣にも奏任典獄
を置くとなつて典獄の地位を高められた、同時に官等
俸給令が發布された、又典獄特別任用令が發布せられ
て五年以上官務に従事し現に判任官三等以上の職に在
る者は典獄に任用することを得ることとなつた、看守
は同年七月に看守長に任用の途が開かれ二十四年には
判任官を以て待遇することになつた、看守の優遇に就
ては別に項を改めて述べるが此の兩三年間は官吏の特
遇に關する法令が随分多く發布された、二十六年には
看守採用規則、看守部長設置、監獄巡閱内規といふや
うな規則が發布された、獄務概則が定められたのも二
十六年五月である。

獄務概則 は監獄則や分掌例などの規定の補則と
して通牒されたもので、第一節に典獄の支署巡視、警
察署留置場巡視の事を規定し第二節から第十八節まで
に涉つて、支署拘禁囚は性質行狀罪實犯數刑期等を對

釣して、單一なる方法で管理し得べき者且つ成るべく
刑期六月以上のものを拘禁することといふ本支署拘禁
種類から看守女監取締の勤務、戒護上の注意、監房工
場の別異法、作業、行狀視察、監房検査、懲罰、書信
接見教誨其他差入から收監釋放裁判所の往復等徹細に
網羅してある、一體此の當時は「通牒」の效力は省令
訓令に劣らぬ一般の準據法と心得て居たから、實務家
は百難を排して之に従つて萬事を扱はねばならぬと重
く視て居た、それで些細の事でも「獄務規則」に斯く
々に規定してあるからと、引用して敢て悖らざらむ
ことに努めた、それが事務の取扱、處遇方法の統一に
力ある資料となつたのである。

教化事業の刷新

明治五年頃から監獄附近の寺院から學識ある和尚さ
んが一週一回位監獄に出張して、佛教の上から勸善懲
惡を説いて、囚徒に聴聞させたのが教誨の濫觴で、其當
時別段一宗一派の僧と限つてはなかつたが、後には本
願寺から布教師として特派するやうになつた、其の沿
革等は茲に述べることは略すが、教誨といへば、日曜
日に囚徒を一室に集めて説教したといふ程度であつ

た、それが二十二年六月内務大臣訓令で教誨師其他の
職務分掌例が定められて、教化事業の範圍が廣くなり
教誨師の職務權限が擴張され、其の責任が重くなり、
監獄行政の上に重要な地位を占むるやうになつた、こ
れに就て當時石川島監獄即ち今の巢鴨刑務所の教誨師
であつた小栗栢香頂氏が述べられた語を拜借する
小栗栢香頂氏の談話要領 拙老は高僧源信和尚
の御和讃を講義して居るが、拙老は一ヶ月に一回第
三の日曜日に出席し前後の日曜日は村上專精氏が出
席する。一偏に千人づゝ教誨するが二千人以上の囚
徒であるから一月僅に三偏しか聞くことはならぬ、
これでは一日之を暖めて十日之を凍らすやうなもの
で感化力が薄からう、然るに二十二年六月内務大臣
の訓令中に教誨師の職務を定めて十箇條の心得方を
命ぜられた。

- (一) 既決囚を教誨し又十六年未満の囚徒には讀書筆算習
字等を教授すること
- (二) 入獄及出獄の時には其心得方を申聞かすこと
- (三) 囚徒行狀の可否を見狀すること
- (四) 監房を巡回して修身の事を教誨する
- (五) 學業の優劣を簿記すること
- (六) 賞罰の時には意見を陳ぶること

- (七) 受罰中の囚徒には其居處に於て教誨し
- (八) 受罰者改悛するときは之を具狀すること
- (九) 授業教誨に要する書籍を管理すること
- (十) 時教と免圍閉と假出獄と假出場と假免懲罰と賞表授
典式とは立會ふこと

又同氏は語を續けて「教誨師は監獄署に止宿し行住
坐臥囚徒を教誨し我行狀道德を以て囚徒の根本とな
ることは殊の外難きことなり大無量壽經に言行忠信
表裏相應とありて言葉と行狀とが相違しては百偏千
偏教誨しても一人半人だも感化することは出来ぬこ
とである。拙老は此の十箇條を堅く守らるゝ教誨師
を得たり、そは西川諦亮氏なり兵庫縣播磨の人安政
三年生で三十餘歳であるが、本年七月以來石川島監
獄教誨師となつて、監獄の一室に止宿し毎日放免囚
の爲めには慇懃に將來の方向を示し毎日入監の囚徒
の爲めに懇切に獄中の規則を教示し、毎日十六年未
滿の囚徒に讀書習字算術を教授し、毎日工場に於て
一回づゝ教誨を加へ、毎日夜分監房を巡視して二回
づゝ佛教を説き聞かしむることとなつた、斯様な篤
行の人の出來たのは斯道の爲めに非常に幸福である
容易に得難き人に教誨を受け身を以て循由する處を
示さるれば感化の效空からずと信する。」と

先聲の話に據ると、明治二十年頃までは教誨は寺院住職の片手間仕事とする位に閑散なもので其の仕事振りは恰も説教と同一の觀があつた、それで監獄で囚徒に説教すると聞けば其界限の人は偉いお坊さんぢやと崇めた。此の頃は醫師でも監獄の囑託を受けて囚徒の病氣治療をするといへば非常に名譽としたのであつたと云ふ、それが右のやうに訓令されたものであるから、急激の大變化、なか／＼閑事業でない重要な仕事である。終日終夜没頭しても果すことは唯、博識高德の専任教誨師でも一人二人では負擔が重過ぎるといふやうになつた、これは教化事業の革命と申しても過言ではあるまい、それが監獄官制の發布された明治三十六年四月に職務規定が出て、更に教誨の範圍が擴張され愈責任が重くなつた、それと同時に其の待遇も厚くなつた。

此の二十年前後から「感化」といふ聲が熾烈になつて、隨處に感化院とか出獄人保護會といふやうなものが設けられるやうになつた、其一例を挙げれば、

保護事業獎勵會 二十四年十二月に大日本感化事業並出獄人保護事業獎勵會と稱する會が設けられた發起人は曲木如長、坪井善四郎、下間鳳城、佐野尙其

うになつた事が推知されるのみならず、舊思想を脱して事業の爲めに邁進しやうといふ緊張した氣分が味られる。

監獄官練習所

我が邦の監獄は明治五年監獄則が發布されて以來數々として改良進歩して來たけれども、歐米各國に比すれば頗る幼稚なものであつた、それで歐米先進國の獄制と遜色なき程度に進めねばならぬ殊に諸外國との條約が改正實施の曉には外人をも我監獄に拘禁せねばならぬの今日の狀態では差支を生ずることが多い、諸外國が安心して對等に條約を改正するといふ信用を置かぬであらう、何を措ても獄制を改良せねばならぬ、それには行刑實務家に新智識を授け、其智識を應用させて監獄の改良を圖るのが急務であるといふ理由から、監獄官練習所を設ける議が起つて、それが實現するに至つたのである。

其の準備として二十二年九月に普國モアビート監獄理事フオン、ゼー、バツハ氏が内務省顧問として備聘されて來朝した、爾來岡氏は警保局に勤務して我獄制を調査したり監獄を視察して、研究を重ねたのである

他數氏と僧侶の職に在る人々であつた、同月十四日に發會式を擧げたが來會者は無慮六七百名の多きに達し中に彼のポアソナード氏も見受けられた、席上小原重哉氏の大演説、小泉保直氏の監獄の改良、保護會、感化院の設立に關する詳細な演説があつて、非常に盛會であつて、即座に寄付を申込んだ人が多數あつたといふことである。

仙臺監獄の感化歌

其頃の監獄協會雜誌に宮城縣仙臺監獄で用ひたといふ「幼年囚感化の唱歌」「囚人の唱歌」「吏員の唱歌」といふのが載つて居る、幼年囚感化の唱歌には「ツトヤ、人の世に立つ第一は、第一は、徳義を守りて恥を知れ、はぢを知れ」「ツトヤ、ふたゝび此の身にならぬやう、ならぬやう先非をくやみて改めよ、あらためよ」以下十まである囚人の唱歌には「廣瀬の川の絶間なく、流るゝ如く時の間を、きそひ惜みて働けば、いかなる業か終へざらん云々とあり、吏員の唱歌には「心ぞ廣き廣瀬川、氣節も高し青葉の、其の清らけき心にて、人の濁りを洗ふべし、其の又高き氣節にて、ひがみ心をなすへし云々とある、話頭が岐路に入つて恐縮するが此の唱歌の一端を見ても當時「感化」といふことに注意するや

愈練習所は其の四月一日から開設されることに決したので、二十三年三月に東京集治監典獄石澤謙吾氏が監獄官練習所長を命ぜられ、東京集治監を以て模範監獄と爲し練習所を同監構内に設けたのである。練習生は練習所内の寄宿舎に起臥し所長監督の下に學理と實務とを練習することになつた。

第一期は廳府縣の判任典獄、副典獄(典獄なき府縣に限る)集治監假留監は副典獄又は首席の書記看守長の内一人、北海道廳空知監獄署、樺戸監獄署、釧路監獄の首席書記又は看守長を練習生として練習期間は二ヶ月であつた、藤澤正啓氏や有馬四郎助氏此の第一期生であつたと聞て居る。第二期の練習生は上級の書記看守長から選抜して入所せしめたので各府縣から一名若くは二名を入所せしめて、二十三年十月十五日より六ヶ月間練習せしめたので其人員は九十五人であつた、其の二期生には後年典獄として事業に貢獻された新妻駒五郎、木名瀬禮助、杉野喜祐、山縣齊高、森田重行、奥村嗣次郎、江澤精造、渡邊武直、古野嵩央、三池偵、神尾虎之助、佐藤元次郎、山崎正の諸氏が有る。現任大阪の坪井直彦氏も其の中に見える、會て臺灣の典獄として令名のあつた筒井明倫、高屋常三郎の

兩氏又朝鮮の典獄であつた古垣宗次郎氏も二期生であつた、此等の人々で今は故人となつた人も随分多いが練習した智と才とを以て事業に盡瘁された功績は影からぬものであつた、此處で謹んで敬意を表する。又此の練習を終らざる間に講師のゼー、パツハ氏が没せられたことは一層の悲痛であると共に我獄制改革の上に一夫大損失であつた、遠く故國を離れた旅の空で逝かれたのは同情に堪へぬところで、當時其遺族を慰める爲め又其功勞を記念する爲め、同志が謀て應分の義捐をされたのは誠に左もあるへき事と思ふ。

練習所の科目は獨逸監獄法、日本監獄法及關係諸法規、刑法大意、實務訓練と爲し、獨逸監獄法の中には犯罪及刑罰論、構造法、管理法、衛生法、教誨法、會計、法統計法、官吏服務規律等を含む、實務練習は東京集治監の實地に就き執務に熟練させたのである。

授業時間は火水土の午前中ゼーパツハ氏が専ら監獄法の講義、月曜は午前中同氏の講義と實務訓練があつて、木曜は午前二時間警保局長、午後からは三時間パツハ氏實務訓練、月曜日の午後と金曜の午後は獄務質疑會、水曜日の午後一時から穂積陳重博士の刑法法理の講義があつた、此の練習所は實務練習の點に重きを

置たことが、これで窺はれる、規律訓練としての兵式操練などは、なか／＼パツハ氏から嚴格に行はれたといふことである。

第一回練習生に對して清浦局長が演説された所を玩味すれば練習所を設けた理由目的等が鮮明に領解される、其要旨を摘録すれば、監獄事務の改良進歩を圖るには先づ其の泉源を深くし然る後末流に及ぼす手段に出でねばならぬ、監獄管理は一の學科而かも高尚専門の科學である、監獄管理は一の政務而かも地方政務中の緊要なる政務である。此の科學を修め此の貴重なる政務を掌る者が世人の輕蔑を受け尊信を缺くことがあつてはならぬ、然るに事相の反對に出づるものは世人が未だ監獄の本體を領知するもの少きに由るであらうけれども一は事務の實績擧らぬ且當局者自ら其地位を蔑如するか如きことあるに職由するのではなくてはならぬ。諸君の地位は人身に譬ふれば猶頭腦の如し、頭腦は人身中最も重要な機關である。頭腦缺ければ手足の運動忽ち休止する、二ヶ月間練習を施すことは頭腦を人身より奪ふか如く獄務の運動上多少の懸念なきにあらざるも、物の改良は勢ひの異なる所之を上より下に及ぼすは易く、且つ効果が多い、之を下より上に及ぼす

は難い、それで頭腦たる諸君より最先に練習を施す事になつたのである。我一般官吏中秩序的教育を受けたる者鮮く殊に警察監獄官吏に甚しいやうであるから一層其必要がある、故に諸君自ら率先して教育を以て部下を督し教育を以て獄務の改良進歩を計るの方針に出づるの覺悟あるを要する。官吏の交迭頻繁なるは八宗兼學の士の多きに由ることなるへきも事物改良の上には然るへからず、將來獄務に従事する者は須らく終身其職に盡す覺悟がなくてはならぬ云々と懇切鄭重に諭された、又石澤練習所長も、本所を以て田地とし改良の種子を下し教官の深切なる訓授と良農たる練習生の勉勵と相待て大に耕し他日好果良實、有益なる收穫あるを期待する。又條約改正の曉に至て外人を拘禁するに方では一層改良を加へる必要があると説て激勵された當時の意氣推して知るへしである。

監獄評議委員

明治二十三年十一月には監獄改良の目的を以て、監獄評議委員といふ機關を中央に設け、監獄の建築、作業其他監獄に關する重要事項を審議するものになつた、而して其の結果を實して計畫を樹てるやうにするのが

得策であらうといふことから、委員長には警保局長が之に當り、委員は十二人、其の委員には内務省側から縣治局長、内務參事官二人技師一人、司法省參事官判事檢事の内より二人、建築家二人衛生家二人法學士二人で組織された、舊時の思出を新にする爲め其委員の細觸れを擧げて見ると、委員長は當時警保局長清浦奎吾氏、縣治局長大森鐘一氏、警保局長大澤兼武氏、内務省參事官黒田綱彦氏、同久米金彌氏、内務技師妻木頼黃氏、同中瀨東一郎氏、同河合浩藏氏、内務大臣秘書官犬塚勝太郎氏、司法省參事官河村讓三郎氏、檢事今井良一氏、文部省參事官大島誠治氏であつた、二十四年一月頃から回を重ねて種々の事項を審議された功績の多かつた事は申迄もないが、二三年の後廢止された。

下級官吏優遇

官吏恩給法の實施せられたのは明治十七年が最初であつたと思ふが、巡查看守には既に十五年七月太政官達を以て巡查看守給助例が發布せられたのを始めとして、種々優遇方法が布かれた。

看守給助例 給助は分て、退職給助、傷疾給助、

死亡給助、療治料、祭祀料の五種としてあつて、退職給助は勤続五年以上十年未満にして退職した者には一時金を給し十年以上にして退職した者には終身恩給を給せられる、傷疾給助は職務の爲め負傷した者に終身給せられ、死亡給助は職務の爲め負傷死に至る者職務上傳染病に罹り死亡する者の遺族に給せられる。療治料は職務の爲め負傷し若くは傳染病に罹る者に、祭祀料は奉職中死亡したる者に給するといふ手厚い待遇を受けるやうになつた、此の看守給助は後年、巡查看守、退隠料及遺族扶助料法、巡查看守療治料給助料及吊祭料給與令と改正されたのであるが、一般文官よりも勤続年数は短く且恩給額の割合は有利に規定されてある、その上一般文官は六十歳を超へて退職したるときとあるに看守は五十歳を限度としてある。即ち看守の十年勤続の功勞は文官十五年勤続に該當し、文官の職務は六十歳迄は勤続し得るが看守の職務は心身を勞する過酷な職務であるから其點を斟酌して優遇の實を示されたのである。

判任官の待遇 巡查看守は重大なる國家の職務に服するのであるから、之を待つに相當の禮を以てせねばならぬ、尊い報の在る處に勤続を獎勵する意味か

ら、明治二十四年八月勅令第七十號を以て、巡查看守は判任官を以て待遇するといふ御沙汰があつて、其の地位を高められた、從來牢番じや獄卒じやと賤しい人間のやうに視られて居たのが、決して賤しい職でない、奴僕傭人の類ではなく立派な國家の官吏であると證明せられたのであつて、之は看守其人の名譽ばかりでなく行刑の職務は神聖にして高尚な仕事であると表明された譯であつて、上級の官職に在る行刑職員も自然尊敬せられ又監獄署の地位も他の諸官衙と遜色なしと認識せられ、に至つたので、些細な事のやうではあるけれども行刑の職に在る者に與へた好感は總て職責の重大なるを自覺し、自重すると共に將來に希望を繋ぐことになつて、内外一般に大なる影を及ぼしたと信ずる。

判任官待遇となつた結果をして或年限勤続すれば叙勲の恩賜を蒙ることもあり、三大節には參賀を許され又御慶事があれば時には酒饌料を賜はるやうな殊遇さを受けるともある。誠に聖代の有難さよと申さねばならぬ、判任官待遇となつて初めて酒饌料を賜はつたのは、慥か
明治天皇陛下の銀婚式の大典を行はせられた時であつ

た何しろ宮中から酒饌料を賜つたといふので、非常に感激して其の歡びは譬へ様もない程であつた。酒饌料は僅に二十五錢であつたが金高の多少に拘はらず、恩賜の御内帑金であるから、拜戴して両親や兄弟に其歡喜を分ち或は神棚に捧げて三拜し或は同僚打集めて簡素な酒宴を催すといふ風で、極めて眞面目な態度で聖壽萬歳を祝ぎ奉つたのである。當時看守の俸給は普通六圓で酒一升は十五錢位の時代であつたから二十五錢でも相當の酒宴を張ることは出来るのであつたが、只管衷心より恭敬意表することを旨としたのである。

年功昇進 看守勤続三年以上職務に熟練した者に精勤證書を授與されて、品行方正職務勉勵且練達の證明をされるのは同輩四隣に重ぜられて非常に名譽である。其授與規則は明治二十二年五月内務大臣訓令で定められた、次に二十三年七月には、五年以上奉職し精勤證書を有し現に其職に在る者は看守長看守副長に任用することを得る勅令が發布されて漸々看守の前途に光明が輝くやうになつた（尤も此の看守副長といふ官職は集治監は別として各府縣には同年十月に廢止になつた）當時官尊民卑の風が盛に靡て居る時代で袴を着けて縣廳にでも出勤するといへば其の身分が雇であ

つても、お役人様と崇められる時代であるから、披擲されて判任官に任用されたとなれば、威張つたもので家門の名譽であると家内中で嘶され、近所合衆から稱讃される程に立派な官員様である、其の威勢のよい判任官に昇進する途が開けたのであるから、喜んで職務に勤むやうになつた。

軍務召集と免除 看守の職務は不善の人を統御し感化する重大な職務であるから間斷なく永く從事し勉勵するに非れば其の道に通曉し熟練することは出来ぬ。誰にでも勤まる譯のものではない従つて短期間と雖も熟練した人を其職から取去ること國家の機能を曠ふすることになる、それ故に看守にして豫備後備の軍籍に在る者は軍隊の勤務演習簡閱點呼に召集することを免除することに明治二十五年一月勅令で定められた即ち看守の職務は餘人を以て代ふことを得ざるものであると思召されて其特典を與へられたものであると思はれる。看守は採用前に、官吏服務規律を守り、自身は勿論家族に至るまで品行を正しくし其體面を演ずること決して有るまじくこと又五年未満にして職務御免を乞ふことは決して致さぬことを誓約させて採用するそれほど重大な忠實な職員である、加之平素軍隊式に

能く訓練され居るから國家重要な軍務にすら應ずること
を平時は免除されるのである、誠に長しとも畏き有
難い極である。

平時召集を免除されても一たび國家の危急に際會し
劍戟相見ゆるに至れば、立所に召集される、これは看
守たるも他の階級に在る人たるに論なく召集される
のであるが平素規律に訓練されて居る看守は直ちに其
の機能を軍事に應用し得て、國家の御用に立つのであ
つて無上の名譽であり光榮である。平時召集免除の勅
令以後戦争に召集されたのは明治二十七八年の日清戰
役と三十七八年の日露戰役の二である。三十三年の北
清事件にも一部分には召集されたが、豫備後備の軍籍
に在る看守全部に及んだのは日清日露の兩戰役であつ
たらうと思ふ、ところで戰時召集される看守は休職を
命ぜられる、休職となれば俸給から離れる、それでは
召集された國家の干城が家を顧みて憂ふるから後顧の
憂なからしめたい、それで日清戰役の二十七八年當時
は監獄費が地方費支辨の時代であつたから各府縣で相
當の方法を講じたと聞いて居るが、三十七八年日露戰
役の際は勅令が發布されて、休職看守が陸軍又は海軍
から受ける俸給又は給料が看守の俸給額より少きとき

は其不足額に相當する金額以内の休職給を給すること
を得るといふ事になつた、併し國庫の豫算は戰時を豫
想して編成されたのでないから急に増額されない又國
費多端の際であるから充分に支給することは出来ない
事情があつたのであらうが、各監獄の豫算内で繰合せ
得る程度の休職給を支給された、それには各監獄は看
守の定員に缺員を生じても補充せず、出來得る限り人
員を節して、成るべく俸給を融通して休職給を多く支
給するやうに差練りする一方には戒護に隙間のないや
うに努めたのであつた今日では看守給與令に其休職給
支給の簡便があるから緊急議議の途もあるであらうが
戰時の豫想も着かぬ時であつたから當局では餘程苦心
された、これは前にも申したやうに一家を支へる柱石
を失ふが爲め家族が糊口に苦しむやうな事態になつて
はならぬ方一にも其の憂があつては國家の重きに任ず
る將卒一般の士氣を沮喪せしめるといふ一大影響を來
すことを慮つたからであらうと思ふ。

受刑者の恩人

トーマス・モット・オス

ボーン氏逝く

かんごくに在る受刑者は動もすれば
社會公衆から忘れられがちである。ま
た、已に社會に背いて犯罪を敢てした
のであるから忘れられても仕方がない
と見えるかもしれない。この忘れられ
がちな受刑者を新たにアメリカ人の心
裏に喚び覺ましたのは、Thomas Mott
Osborne 氏の功である。彼は或る時は
セントイメンタリストと罵られたので
あつた。然しながらたとへ彼の情のい
かに深く動かされたにせよ、それは單
にセントイメンタリズムではなかつた
のである。彼は勇らしく行動に打つて
出たのである。犠牲を拂ふことを許せ
なかつたのである、Tom Brown の
名で、一箇のアリゾナー(受刑者)とし
ての經驗を味はんか爲めに、彼は自ら
進んで、かんごくへ入つたのである。

彼がシラック・プリズン
(Sing Sing Prison) (シンシン刑務
所)の所長(Warden)となつて孜々
して改良に努めた時には、受刑者の勞
働の抑取で利を貪つてゐた
腐敗した政派の人々から怖ろしい敵對
を受けて、この結果、彼は告發せられ
訊問を受け
たのである
が立派に、
無罪の証明
が、立つて
勝利は彼に
歸したので
ある。而し
て彼の此の
勝利は終に
長くプリズ
ン・リホームのために記念せらるべき
ランドマークとなつたのであつた。



オーバン(ニューヨーク州)の市長と
して、其他州のコミッショナーとし
て公職に盡した所多かつたが、それ等
は皆後半の一層ドラマティックな花々

し、プリズン・リホームに對する社會
の新しい覺醒を記念すべき日となるて
あらう。

Outlook, November 3, 1926.



修養講座

開きたい眼

男爵 福原俊丸

首相の叫びと佛の中道

國亂れて忠臣出で、家貧うして孝子顯る。國が亂れなければ忠臣の忠節が人目を惹くに至るものではない、家がよく齊ふてゐるときには、孝子の孝子たる所以が、誦はれはしない、老子は「大道廢れて仁義あり」と云つたが、本當の大道が世に行はれてゐる時には、人はそれを多くは、氣かすにゐるものである。若槻首相が「正義の政治」を説き、後藤子爵が「政治の倫理化」を説くことが、頻りに人の話題にのぼつてゐる様であるがこれは正しく現代に正義が行はれず、倫理道徳がまさに地に拂はんとしてゐることを物語つてゐるものである、正義に憧憬れ、倫理道徳に心を惹かるゝ現代は、恰も余が、眼疾を患ふて眼の尊さをつくつく感じ入つてゐると一般である。

楊氏漢語抄に、眼は麻奈古、であるといつて「兩眼者、自心悟至自體成自他

師走銀座ある記

日頃忙しいAは田舎に引込んでゐるBが上京したので、一しよに夕飯を食つた後で、久しぶりにいはゆる銀ブラと稱するものをやつたB——いや相變らず、銀座尾張町だね、親しらず子しらずの難所とはよく云つたものだ。

A——この頃は、大阪のまねをして東京にも「圓タク」と云ふものが出来たよ。

B——引台ものには、その大阪に前から「圓タク」と云ふものがあつたとも知らないよ。

A——ところがこの間もあるところから、人を送つて行かうと思つて東京驛までその「圓タク」に乗つた、五人だから一人前二十錢、電車賃に少し番發すればよいと、高をくつてゐたところ、なりに五分間も走つて乗車口に下されて見ると一圓八十錢だと云ふ、馬鹿を

之正位、取真正中之義、加與古有音相通、略正之一字、曰麻奈古也」とある、こんなことは、雨の降る日は天氣が悪いといふと同じで、古めかしい話で時代物扱ひにされてしまふ惧れもあるが、その意を汲で見ると、捨て難いものがある、二ツの眼が存在して一つのものを見て行く様になつてゐるのは、左に傾かず、右に傾かず、その中道を得て、進めといふ、啓示である。世には、獨眼龍といふ様なものがあり、蔽視といふ様なものがあるが、そういうふ部類の人は、特に心の眼を以つてその肉の眼の缺けた事を補ふて行かない限りは、中道を踏むことは出来ない、佛陀も口を極めて、常に説き示された事は中道といふことであつた。

片眼を患らうて、何かと不自由を感じ、物の色彩、物の遠近、物の高低すべて調子の調はざるよりして、中道といふことを、特に感ぜしめられる。

因縁なり因果なり

世界中が修羅の巷に、なつて仕舞ふかと思はれた、恐ろしい歐洲戰亂の結果として生れ出た、國際聯盟、永劫に平和の理想を、負ふて進まんとする、國際聯盟、この聯盟の權威者たる、レラレフルジョワ氏が説いてゐる言葉に人も物も單獨に、因縁なくして偶然に存立するものではない、必ず相互の間に聯絡があり、關係が結ばれてゐる、一つの小さな作業をするにしても、自分一個で單獨に、關係が成し遂げられると思ふは獨斷であるそこには有形無形幾多の他の力が働いてゐるのである、殊に人と人との關係に於ては、

云へ「市内三哩一圓」ぢやないかとねぢ込んだが、「はい一圓は一圓ですがそれは御一人の場合で一人を増すと毎に二十錢づゝ頂戴いたしますと、それに、なんだぞとくやし涙に咽んだが、とんだ赤毛布だ。この「圓タク」にもいろ／＼あつて、一區一圓、一哩一圓、三哩一圓、十五分一圓と云ふ風にあつて、共に一人の場合らしい。だからうかつかり乗れもならない。

B——おや随分空車が来るぢやないか、人力車の拾ひ乗りと云ふことを昔はやつたものだが、近頃は自働車が人力車にかはつたんだね、やはりねぎるとまけるかね。

A——あ、あれは、もうろつと云ふ奴だね、必ずねぎつて値段をきめてから乗らないととんだ目に遭ふのだ。

B——道徳の裝飾に片かなで書てゐるのは何だ。グラランドセ……
A——あゝ「グラランドセル」かい妙な世の中になつたよ、大賣出とやればいゝのにあんなことを云は

これが最も濃厚であつて、一人の喜び、或は憂ひ、或は吉、或は凶、或は愛、或は憎はすべて他人の上に影響を及ぼし、他人と或は合致し、或は背反して更により大いなる結果を持ち來すに至る、然かもそれは一時一處の問題でなく、無限永遠にその結果を成長せしめてゆくものである。

と云ふ意味のことがあるが全くその通りで、宇宙間に何一として、單獨に存在するものなく、世の中に誰一人として單獨に生きてゐる人もないのである、こゝに一つの薔薇の花が咲いてゐる、この花は一人でこゝに咲き出たのではない、花造りの手入れ、肥料、日光、空氣、寒暑、風雨等その程よきを待て、一輪の麗しい花として、ここに咲き出たのである、即ちこの一輪の花の存在するが爲にも、宇宙の有形無形幾多のものが、これが因縁をなしてゐる譯である。人と云ふ字は、二本の棒が相據つて出来て居るので、これは人は單獨では生きられない、互に相寄り、相扶けて行かなくては、存在することが出来ないと言ふことを明瞭に示してゐるものであると、昔から云はれてゐるが、成程然うである、個人主義だとか、利己主義だとか、云ふ様なことも叫ばれて來つてはゐるが、他人との關係、宇宙相互の關係等を無視したことは決して存立の出来るものではない。

此處にも余は佛陀教説の、有難いことを感ずるものである、佛陀は常に因縁を説き、因果を説いてゐる、物は因縁によつてあり、人は因果によりて存す、因縁因果を無視する處には一本の草もなく、一人の人も生きられない。この道理を仔細に觀察し、深く信受して、今日の社會的問題を解決しなけ

れば、正鶴を得ることは出来ないと思ふ。

御燈明二つ

神佛をお祀りする場合には、その御前に燈明を奉ることが行はれて居る。佛の御前に奉る、二つの燈明を別々に名をつけて一つを自燈と云ひ、他を法燈と説くことがある。自燈とは云ふまでもなく自己の燈と云ふことで、法燈は、正法の燈と云ふことである、佛の御前に自分と、正法とこの二つを並べてこの二つを燈明でかたどり、この二つを融會することを冀ふてゐるのである。

正法と自己と云ふことは、佛教に於いても、非常に八釜しく考究される事柄で、正法と自己との關係を抜きにすれば、佛教は無いと云つてもよいのである。

正法と自己との關係を、哲學上の用語に換へて云つて見れば、自己は内容であり、法は形式である、内容と形式と云ふ言葉は、世間では簡單に考へられてゐるけれども、哲學上では非常に六づかしい問題である、六づかしいことはこゝに省略するが、兎も角内容と形式とは唯一つのこと、両面でないならばならぬので、内から云へば内容外から見れば形式と云ふ具合に、あらなければならないのである、然るにこの二つは離れ勝ちで、内容に形式が遠ざかることがあり、形式が内容抜きのものとなる様な場合がある。

更に右に述べる所を、時事に移して云ふならば、内容は即ち内に存する、

ねば銀ブラの新しい方々には氣に入らぬことになつたのだ。銀ブラと云へば、この街を歩く連中は例のモダンガールにモダンボーイ、尤もガールやボーイの中にもかなりオールドの冠せらるゝものもあるが、全くおそれるよ。

A—何だ、そのモダモダしてゐるつてのは、頭の毛をモダモダとち

B—娘の子にしても、いやに厚い田舎羊羹みたいな唇へ紅をつけて眉を下りめに引いて、そり返つて

そとはは裾をけつて歩く女の子、ボーイの方にしても、いやに短かい上衣をきて、ダブんだズボン

をはいて、兩きりを軽くつまんでふかし、かならず二三人くついで歩いてゐる。うちのばあさんが

此間も銀座へ買物に行つて銀座つてところは何のことない不良少年

と不良少女ばかりが歩いてるねと、かんしんしてゐるが、一寸面白い見方だよ、全く昔ものとはさう思

へるよ。

B—それに子供だとか、荷物だとかは必ず男がもたされて、妻君は

しやあしやあとして歩いてるんだね。うちの娘なんかが見たら、さぞ驚くことだらう。

A—なに喜ぶらう。おい、喉が潤いたね。チヨツトソーダ水でも飲まうか。養生堂か、三共か。どつちにしやう。

B—おや、養生堂とか三共とか云ふのは薬屋や化粧品屋だが、そんなところはソーダ水や紅茶があるのかい。

A—あるとも、ヤンキーの考へたことさうだ。

B—あそこに腰かけてゐる、いやにおしやべりの女があるだらう、ありやなんだ。

A—あれか、あれは五つて云ふ映畫女優だ。その隣の男は新感覺派の文士だよ、それから、こつち側の貴公子見たいて、變なもぢりの外套を着た先生は音楽家で有名な指揮者のYだ。

B—ふーむ、俺はなんだか息が

止むに止まれぬ精神氣魄であり、形式は切破つまつた當面の問題である、内に存する精神氣魄と、外に現れたる切破つまつた問題とこの二つがびつたり合致する場合に於いて、問題は最も適當なる進展を遂げるのである、禪門に「啐啄同時」と云ふ言葉があるがこれは、鶉が孵化する時に雛鳥が卵の中から啄く親鳥が卵の外から啄く、兩方ずつくその啄きが合致して卵の殻はうまく割れて、孵化が完全に行はれる様子を述べた言葉である、世の中のあるてがこの「啐啄同時」のこつを得て行くならば實に云ふことはないのである内に發する精神氣魄、外に現れる當面の問題これが「啐啄同時」で開展して行くことになつたら、どんなに社會は幸福になされるであらうか。

我國に於いては、經濟上に於いて、政治上に於いて教育上に於いて、國防上に於いて乃至產業交通その他あらゆる方面に於いて「啐啄同時」の福音に俟つあらねばならぬ所のものが甚だ多い、佛前に燈を上げる人々は、自燈法燈に思ひ及び、内容形式のことに考へ及び「啐啄同時」を體驗することに心眼を用ふる所がなければならぬ。

開きたい眼

佛陀は五眼と云ふことを教へられた「肉眼、天眼、慧眼、法眼、佛眼」である。

肉眼は我々のこの、肉の眼である、一定の視野に入るものを光りの力で、見分ける眼である。天眼は色界天人の所有する所の眼なりとあつてつまり、

我々よりもずつと精神的人が肉眼の力を借りずして晝夜遠近を問はず見ようとする物をいつでも見ることの出来る眼である。慧眼は二乗が真空無相の理を見る眼なりとあつて、これは佛道を専心一意に修業して、可成りの境地に至つた人が、物に對する執着の念を離れ、我見とか我慢と云ふ迷執を離れた人の精神界を云つたものである。法眼は二乗よりは更に境地の進んだ佛道の修業者（菩薩）自分も他人も一緒に幸福な世界に入りたいと云ふ希望に満ちて精進努力する上に、開けて来る處の精神即ち「物の見方」を云つたものである。佛眼は佛の眼と云ふことで、佛教の修養の最も深い所謂悟つた人の眼と云ふので、肉眼も天眼も慧眼法眼も悉くこれを具備したものである。

何事によらず、その極地に達する迄はぎごちないことや、六つかしい条件があつて、厄介と云へば厄介であるが極實地に至ると實に、極地離れのしたもので佛眼など、云ふ眼は、偉い眼なのか偉くない眼のかわからぬ程であるが、實際これを手に入れると云ふことが、六つかしいことである、或大徳の歌に「佛法は火打菱に鍋の蓋障子の引手松風の聲」と云ふのがあるが所謂佛眼を得て見ると、悉くが佛界に見える、樂土に見えるのである。

我等は自ら佛眼を開くことは出来ないにしても、佛眼によつて描き出される處の世界を目標として、努力する所がなければならぬ、今日社會が混濁して見えるのは、この社會を形作つてゐる人々の肉眼の、外に出でず、また此の社會を見る人の眼が肉眼の外に出でない爲に、何とも手の付けられぬ様

なあさましい様に見えるのだと云はなければならぬ。(完)

まるやうな氣がする、外へ出やう
A—おや／＼號外が、金解禁かな、
シガポール問題かな。それとも
何處かの大火かな、買つて見やう
B—何んだと後藤が政本合同に成
功したと、覺雷があるぢやないか
A—何なる聲明書ばかりだからな
とんだ人さわがせだ。

B—俺は今朝東京新聞についてから
今までの間に、たしかに三年は壽
命を縮めたよ。田舎はいよ。こ
んなことぢや、落つて考へてる
眼が弱いぢやないか。

A—若いことを云ふなよ。二三日
前のニュースに眼音が疲勞を露す
るのに一番いと云ふことを發表
した博士があつたよ。かうした職
音の中を歩いてゐるのが、いい心
持にならなきや都會人の風上に置
けないよ。

B—おや、ありやサンドウイツチ
マンでもなく、一寸新案だね、改
造社の日本文學全集の廣告の着物
を着てゐるんだね。

A—近頃は全集ばかりで、しかも
復古的の傾向があるね。日本人は

随分とかげ足で輸入思想を追ひ廻
つたが、假れてがつくりして考へ
て見ると、案外つまらなくて結局
は日本の昔からの思想藝術に向つ
て来たんだ。見たまへ、この通り
バタ臭い銀座の通—外國人は殖
民地の新聞町のやうだとヒヤカシ
てゐるが—に浮世繪やその他の
版畫を賣つてゐる店の多いことを
Bさう云へば今その芝居の廣告に
「カチューシャ」をやつてるやうに
書いてあつたよ。劍闘はやりの世
の中に、これはまた松井須磨子の
昔に還つたんだね。

A—政治運動だつて、大して進歩
もしてゐないよ、業會政治も飽か
れて来て英雄主義獨裁政治流行の
世界なんだもの。歴史はくり返す
つてよく云ふが、ネットは展開し
てゐるのかな。

B—大分かたがれたね、もう電車
に乗らうよ、いやに込むね。もう
俺はたまに來たが明日は歸らう。
二人は銚乗りをして、運ばれて
行つた……

映 画 及 映 画 時 代

近 江 春 彦

小説や芝居は女わらべの讀むもの觀るものと片づけてゐた昔の人々の眞似をして、活動寫眞などは大の男の口にするも恥辱なりと輕べつしてしまつては、それこそ時代錯誤の人間にしてしまはれるほど、映畫は現代人の思想、生活、趣味、娛樂の中核に食ひ入つて居る。

だから、新聞はこぞつて、映畫界の近況を報じ、演劇映畫専門の

新聞でなくとも金曜の夕刊は廣告

の全部が各館上映新映畫のプログラムで埋められ、街路の要所要所にブラ下げてあるポスターは大方「坂妻」「松竹」「日活」「マキノ」のデカ／＼の宣傳であるほど「映畫時代」で現代はあるのである。

二

今の總理大臣が若槻さんであらうが無からうが、大藏大臣が片岡さんに更らうがどうしやうが、そんなことはしらなくても、マキノ

の月形龍之助が家附の輝子と追出されて後へ勝見庸太郎が入つた位は先刻御承知の女工さんや小僧さんがうよ／＼してゐる。又政友と本黨が政府糾弾のために合同することなどは知らなくても、坂妻プロダクションがユニバーサルと提携して、大いに邦畫の輸出を計劃してゐる位のことにはちやんと知つてゐるのが近頃の若い女學生や中學生である。

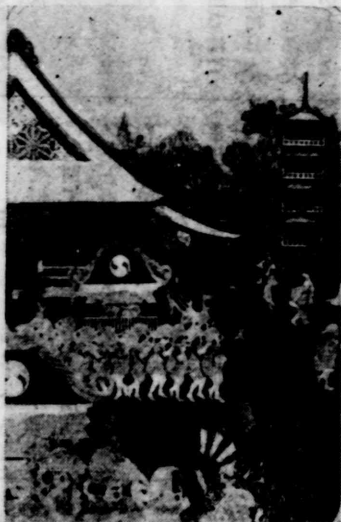
否々長屋の井戸端會議の議題に

も、チャップリンが出で、栗島が出て柳が出る世の中である、それこそ老若男女、階級の如何を問はずキネマでなくては夜も日も明けないので現代である。

二

それほど現代人の生活を支配してゐる映畫は、どこから提供されるのであるか、それは國內の松竹、日活、東亞、キネ、帝キネ、その他のプロダクションから製作される日本物の派及時代劇物、それに國のゴールドウイン、ファ

ーストナショナル、ユニバーサル、パラマウント、フォックス、等から、大陸では獨逸のウーファ、エンルカ、佛のパテーと云つたやうな會社から輸入される、が今ではア



千代紙映畫(馬具城の盜賊)

メリカ物にあきたファン達はやはり佛獨の歐洲物を歡迎してゐる、以前は伊太利物が大分入つたが今では極く少い。

で映畫會社にしても松竹日活の

教育映畫などは、又専門に教育映畫製作のみやつてゐるところから購入するのである。

外國では、日本の大會社のやうに興行もやれば製作もするのはなくしてゐるやうに聞いてゐる。

が、その製作費に至つては、外國と日本とはまる／＼で比較にならぬほどの差異で、大桁違ひである。我國では松竹の「坊ちやん」「大楠公」日活の「忠臣蔵」「荒木又右衛門」などが大きな廣

告で撮影人員五万、撮影費十數万などと云つてゐるが、アメリカ邊りの大仕掛な撮影になつたら、それこそ百万弗は大した超特作でもなく、一つの映畫を作るのに大會

社の全資本を投資するやうな場合もある。ダダラス・フエヤバンクスやチャーリー・チャップリンなどは金をつかふのでは有名で、二月でも三月でも金を拂つて高級の俳優を遊ばしてゐて平氣なもの、また眞夏に雪景を撮すため、大平原を食鹽で以て埋めたなど（黄金狂時代 Gold Rush 撮影の時）ど

ぎもを抜く話がある。俳優にしても、収入の點ではこれも比較にならず、一週間に日本の總理大臣の年俸の數倍をとる役者があるから驚くではないか。この俳優の中には、年期契約によつて一會社に専屬してゐるものもあれば、又一映畫毎に契約するものもある。また日本の猿之助や澤正や井上が時に映畫に演じたり舞臺

に出たりするやうに。ジョンバリモア、ライオネル・バリモアやアラナジモバなどは舞臺と映畫と兩方に出演する。

三

さて映畫の撮影であるが、これは大別すると、室内でやる所謂セツトと野外でやるロケーションとの二つであるが、大プロダクションにはかなり完備したスタジオを持つてをり、これには照明によつて晝夜の別なく撮影が出来る仕掛けになつてゐる。

まづセツトを並べて西洋間か日本間を作り、それに機械を据えて監督が俳優に場面（シーン）に適當した動作（アクション）をつけかくして一つ／＼約一二分づゝハンドルを廻轉するのである。

この時には監督は、まづセツトを檢閲して、照明の微細な點までを調べ、俳優にアクションをつけ何度もやらせて見る。悲劇やラブシーンなどは、樂器を奏して俳優の感情をそゝり演技を補ふやうにする。何處かの撮影所へ行つて見られたら、この光景はすぐにはわ

る。大概の場合にはセツトで間に合ふから、随分とむづかしい場面でもほんとうのやうに撮影することが出来る。がこゝで少し素人にはわからない氣付かないこと、それは俳優の扮装（メイクアップ）であつたりまへの芝居とは少し違つてゐて、いかに眼で直接見て綺麗でも寫眞として撮影し、更に映寫したときに、注文の感じなり氣分なり

が出なければ駄目なものだから、女優の顔でも陰の出来るやうなのは駄目である。又白粉は白いものと思へば間違ひで、灰色やら黄色やらを塗るのである。

それから次は野外撮影であるがこれは、小さくは撮影所の廣場に於てやり（この場合に城門とか、小屋とか必要なセツトを建てることもある）又大きくは山野河川、湖海を用ひる。これには監督が、その際又は口頃からロケーションハンターと云つて、適當な



面場るゐてつかつを樂音もにショシーケロ

場所を豫め探究することが必要である。

いよ／＼此處でどの場面をとらうと云ふことには、そんなときにはモツブと云つて群衆を要る。これは撮影所員が出ることもあれば、臨時雇（エキストラ）が出演することもある。

ドリフェイス監督などは大仕掛な競争物のロケーションに得意であるが、こんなときには、群衆の出入り、メマガフォーンや傳令をつかつてゐる間に合はないから、方々にカメラを据えつけて、自分は

全面が見えるところに位置を定めラチオ又は有線のラウドスピーカーをつかつて指揮するのである。今まで自分の見た映畫でロケーションの大きな場面は、「カヴァドワゴン」「テンコンマンドメント」「イントレランス」「嵐の孤児」「フラオの戀」などの中にあつた。日本でも近頃は大大仕掛なロケーションをやるやうになり、「荒木又右衛門」や「大楠公」は大い方であらう。

映畫撮影には何と云つても俳優が中心になるのであるが、しかし芝居と違つて俳優の演技そのものが直ちに觀衆の前に表現されるのでなくて、これをフィルムの中におさめしめる後これを映寫して始めて物になる。だから何と云つても一つの映畫脚本の内容の表現はこれを統一して掌握してゐる撮影

監督の頭腦と手腕によるのである。そしてカメラマンの技巧の如何によるのである。

日本ではこの頃漸く監督が主演俳優に次で重きを置かれるやうになつたけれども、まだ／＼大したことはない。しかし米國のセル・ビー・ドミュダとかデイ・ダブリュ・グリフィスなんて云ふえらい大監督になると、俳優より何より誰某作品として立派に價値を問はれるのである。従てその地位は實に絶大で、一切の責任と權利を持つてゐるのである。

四

この外にトリック（仕掛）を用ひて撮影するのがある。幽霊の場面、一人二役で同場面に出演してゐる場面、空中を飛行する場面

（飛行でなく）大激戦の場面、軍艦又は汽船の沈没、摩天樓上のはなれ技、等の一寸實際には出来さうにない場面の撮影にはどうしてトリックを用ひる必要がある。

幽霊の場面は二重寫しと云つて黒いバックで幽霊だけを取り、又他に外のを別にとり二枚を合して焼きつけると、ぼーつと幽霊の出てゐる場面がわけなく出来る。一人二役に扮し同時に出演する場合は、カメラに覆ひを半分して片側だけ先きにとり、また巻き返して今度は既にとつた方に覆ひをして後の半分をとる、すると火鉢に向ひあつてゐる二人を同じ俳優が扮してとれるわけである。大都市の爆破は箱庭式の都市で間に合せ軍艦の沈没も池の上で玩具の奴を

沈没させたので澤山、暴風雨はボンプで雨をふらし、煽風器で風を起してとれば何時でもとれる。

「十誠」にあつた紅海の水が分れて大消が出来る場面は、F監督が考案したセットによつてやつたものであるし、又よくロイドの喜劇にある高樓の上でヒヤ／＼する離れ技も、眼の錯覚を應用してやるのである。怪物が消えたり現はれたりするのは活動寫眞のお得意、現はれてゐる場面の次に現はれないのを出せばそれで忽然として消えるやうに見える、こんなことを聞けば馬鹿馬鹿しくて見られないかも知れぬが、實際さうなのだから致方ない。とにかく映畫はあの暗黒の中に夢の如く、それでゐてさも眞實らしく場面があらはれて

觀衆の感情をそゝればいゝのであるから随分と裏がある。

五

フィルムには普通のもの、それには緑、青、褐、等の色づけしたものがあつたが、この外にすつと前に流行した天然色映畫—木の緑、色彩の衣服美しい色づけの映畫—といふものがあつて、それを輸入する会社まであつたが以來すつかり廢つてをり、この頃キートンのものや何かに一部出るのもあつた。ダグラスの「海賊」には全部このテクニカラーでやつてゐる。

かうしたフィルム自體のものでなくて、表現法に變化を來たし一般文藝及美術の傾向と同じ表現派映畫や、新感覺派映畫なんて云ふ變つたのが出て來た。

表現派映畫は表現派の表現法によつてセット、ロケーション（純粹のロケーションはないが）が扱られてをり、俳優の扮装も同様である。曲つた家、デカ／＼と塗つた異様な裝飾、それに全体が何處となく物凄くそしてグロテスクな感じがある。今までに輸入されて好評であつたのは「朝から夜中まで」「カリガリ博士」がそれで、内容は前者はある銀行の出納係の男の朝から夜中までの生活の恐しい描寫である。また後者はある狂人の話を土臺にした狂人病院の出來事、夢遊病者の恐しい犯罪を氣味悪く表現してゐる、悪寒を催すやうな映畫である。

又これは最近の文藝の新傾向としてあらはれた新感覺派の原理を

以て作つたものには外國物では「人でなしの女」といふのがあり、日本物では「狂つた一頁」といふのがある。これは川端康夫の原作を新派の井上正夫が主演したもので、日本では嘗てない新しい試みで、しかも割合に成功したものと見て好評であつた、内容はこれもある狂人病院の小使とその妻の狂女、それからその娘の生活描寫で普通人の平凡な感覺では逆も想像もつかないものである。

更に變つたものでは千代紙映畫とひふものが大藤治郎氏によつて創められた。これは千代紙を切つて畫を作りこれを映畫にしたもので「馬具田城の盜賊」及「孫悟空」といふのが出來てゐる。童話の世界で純粹の鑑賞的なものである。

それから今一つ近頃の傾向として、映畫音楽といふものが、普通の音楽と獨立し發達して來た。我々の子供の時分には我國の活動寫眞の伴奏樂としては「美しき天然」か何か勇しいマーチを時々思出たやうに映畫とは大して合はなくもブリーク／＼やつたものだが、今日ではファイルムの廻轉時間と合ふ調子のもので、映畫の感じを十分に強調させるものを選び、又説明者の邪魔にならないやうに演奏するのだから仲々骨が折れる。でその爲には新映畫のために新曲を作曲することもあつた。がしかしこれも輸入ものについてのことで、日本物殊に時代劇にはせい／＼邦樂の越後獅子位をやつてごまかしてゐる状態である。

ところが先般輸入された獨逸映畫の「ジグフリード (Zigfried)」は有名な獨逸の傳説をワグネルが作曲したものを映畫化したもので映畫と音楽との巧妙なる融合が行はれてゐる。内容は若い英雄のジグフリードが怪物を退治する物語で、帝制で公開し伴奏は山田耕作氏が指揮し説明は徳川夢聲がやつた。

六

かうして話してゆくと、まだまだいくらでも話すことがある。たとへば説明のことについても變遷とか地方によつての差異、人によつての流儀といったやうなことになか／＼面白いこともある。又字幕(タイトル)のことについても近頃は無字幕映畫といふも

のが出來て、たゞ畫ばかりですなはち表情及ゼスチユアのみで觀衆に領解の出來るやうに作つたものゝこと、及字幕の意義効用といふやうなことも話して見たいと思ふし皆様が映畫を見られるにつれて多少参考になるやうに、映畫の種類俳優の特色等も書いて見たいが紙面に限りがあるからこれ位にしておく、ではお正月にでもなつたら久しぶりに活動寫眞館へおいで下さいと映畫の爲に提灯を持つておませう。



無刑錄

本書は支那歴代の律例、用刑の文獻を漢野德林が簡録したもので、十卷十冊、篇その内には刑本、刑官、刑法、刑具、流刑教育等の項目あり、刑務に従事する者の好伴侶となるべきものであるが、難解の書である爲周知されなかつた。それを今度本會は佐伯復堂氏に之れが譯註を嘱して上梓する計劃であるのでその稿本の一部を掲げて見ることにした。(編輯子)

原文(卷十七、欽恤篇)

舜典曰。(宵災肆赦。怙終賊刑。)

【讀方】「舜典」に曰く、宵災は肆赦し、怙終は賊刑すべし。欽めよ欽めよ、惟れ刑之れ恤へよ。

【摘解】舜典とは、今を距る約四千二百余年前(我神武紀元前西曆紀元前二)支那に虞舜と申す聖天子が現れましたが、當時の史官が此天子の事蹟を紀して典法となすべきものとしたりとあり、舜とは此天子の名を取り典とはノリにて經とも法ともいふのであります。宵災の書け過失て災は天災であります。肆赦の肆は罷すことにて、緩と同義、赦は宥すことにて、釋と同義なれば肆赦相類して、罪を赦す意となるのであります。怙終の怙は恃にて心に物だのみならず、終は一度ならず幾度も罪を犯し、毫も改換の狀なきことであり、賊刑の賊は殺すことにて、戮する意であります。欽哉の欽

は憤みにて欽めよ／＼と重ね申されたるは、深く注意を促したのであります。惟も之もコレと讀む。惟は維と同義にて語の上にのみ用ふること。是と略々同じけれども、是の字の如く非と對する意味には使ひません。古文祭文歌頌等に多く用ふる字であります。之の字は是または此と同じけれども、是此よりは意味が軽いのであります。之の字は語勢によりて指示するものを略する時に用ふることがあります。例へば「江漢以て之を濯ひ、秋陽以て之を灑す」といへば、句の上「布」といふ指示物を略して居るのであります。詳しう語勢が惡くなるから略するのであります。之の字は名詞の上に置く時は、是と同じくコノと讀みます。くだらぬ文字の講義のやうなるが、参考にして置きます。刑は法律をいふことでもあります。恤は心を留めて憐みを加ふることでもあります。

【大意】刑罰と申してもその中種々區分があります。思ひがけぬ過失や、不可抗力の天災などで、刑事法規に觸れるものは、其情狀を酌量して赦免するがよい。しかし、勢力や事柄を恃みにし、豫じめ法律の力の及ばざるを見込んで、故意に罪科を犯す者や、再犯以上の罪を重ね、改悛の意志認め難い者に對しては、嚴重に刑罰を割當て假借するに及ばない。其刑の量定は、犯行の實際を調べ上げ、犯人の心理に立ち入り、情理の當然に適するやう、慎みたる上にも更に慎しみて爲すべきものである。一體刑罰は國家の大柄、人生の重事なれば、きびしい中にもいくしみの心をこめて、万遺漏なく行ふべきものぞといふのであります。

【註疏】【附言】(省略)

讀者のページ

▲十九字詰三十行以内
文は簡明に

◎行刑と職業訓練

松江 五 生

從來作業賦課の精神が所謂『定役に服す』の法規に基き動もすれば形式に流れ、行刑中第二義的に目されて居た。受刑者に作業を賦課する根本精神は如上の消極的性質のものにあらず、飽迄積極的性質のものなり。

元來犯罪者を刑罰に處する目的は相對的には賠償の意味を包含すと雖も、絶對的には勸善懲惡、換言すれば再犯防止の手段方法なりとす。而して刑罰の目的が再犯

防止の手段方法たる以上、吾人刑務官は飽迄此の精神に基き努力せざるべからず。

戒護、教育、教誨、作業は行刑の四大綱要なりとするも、實際に於て直接に於て再犯防止の効果を如實に齎すは作業に依る職業訓練を凌駕するものなきを確信するものなり。

而して、又現時犯罪の趨向を考察するに、主として生活の窮迫より、脊に腹は換へられぬの犯罪が大多数を示せる事實に鑑みるも生活上必須なる資を得る素質を涵養するの要、論を俟ざるなり。茲に於てか實際に直接に犯罪を防止せんには現時漸く叫ばれんとする職業訓練に俟ざるべからず、殊に今や到る處に於て、就職難の聲頻々として叫ばれる、折柄、如何に精神的改換したりと雖も、財貨の蓄積

なき限り必然的に迫り来るは衣食住の問題なり、衣食住の難關を打開する唯一の武器は、是、一種の職業たるべきなり。余の高唱する行刑上に職業訓練を説く所以也。

◎刑務官と教養

高知 たけを

刑務所は上は刑務所長より下は看守に至るまで統一ある組織の下に絕對服従でなければ行刑の目的を達する事は出来ない、所長と看守の間は恰も人體に於ては所長は腦で在り看守は耳目手足の如き働きをせねばならぬ、如何に所長が時代に適應する處遇をなさんとしても部下の看守が世相に暗く其の主旨に副ふ丈の處遇が出來ないならば所長の努力は水泡に歸すると共に行刑の目的を達する事は出來ない、我々は所長の訓戒により教師の教誨に因て頓然悔悟した受刑者のある例を知て居る然し其の例は至つて少い、一人の所長二三の教師に因て総て

の受刑者に対し直接改換の機曾を興る事は到底不可能の事である。所長の意思は看守を通じて現れ又看守其の人の人格に依て之を補ひて改換の機運に向ふのが常である。毎日同工場に出動作業に就き單調なる生活をなせる彼等の對照となる者は受刑看守である、この看守の一舉一動は直に彼等に反映し彼等の行狀と成つて現る、走馬燈の様に移り變て行く彼等の頭裡に常に織込まれるものは看守の言語動作即看守の人格である余は常に『受刑者は看守の反映である』と信じて居る故に自己の工場から反則者を出したり又釋放者が再犯をなす時は自責の感に堪ない、故に不斷の努力と熱心を以て彼等に臨むと共に時勢に後ぬ丈の智識と修養を積ねばならぬ、然るに今日の勤務時間に於ては其の餘裕は非常に少い、勿論今から修養の時間であると机に向ひ或は講演を開き教會に行かねば修養にならぬ理はないが如何なる人物も自己の見聞が基礎となり初て修養も出来るのである、試に工場看守の勤務時間を擧て見れば登壇點

檢が午前九時四十分、退廳午後八時五十分、総勤務時間十五時間十分、之を内譯すると作業時間十三時間工場繰出及食事が五十分晝夕食事四十分罷業會房繰込其の他整理が四十分、刑務所外に在る時間僅に八時間五十分、私用は全部此の時間内に足さなければならぬ。此の勤務を二日又は三日續けば三日又は四日目に夜業役付より歸れる故に平日より三時間四十分早い、それで確實に休める日が月二日の免業日である、故に修養に當てるならば三日又は四日目に來る早退と月二日の非番である、それも歸宅する直に机に向へる物でなく種々の用が在る平業は衰頹ばかり見て居る小供にも半日位は相手にせられる、我々は本居宜長の讀書に見出し難い、有爲の青年が拜命しても直に職を轉ずるものが多いのは其爲であるまいか、結果は看守の賃が低下することになる賃の低下は趣味も低下して飲酒等によりて一時の慰安を求めらるやうになり遂には恐る可き狀態を醸すに至る、斯、如

き現状で行くなれば看守の頭腦は退歩せずと駭々として一時も休止せざる社會の大勢は此の行き止りの我々看守を遠慮なく置き去りにして行くのである。

我々は小は一家の爲大は國家行刑の爲に如何なる困難にも打勝て働くものであるが、今少し勤務に餘裕を興へ動もすれば低下せんとする看守の趣味の向上を計り刑務官の使命を全す事を得る様改善せらる可きを期待する。實に其の制度を運用活動せしむるものは我々看守である、であれば速に此の勤務時間の改正を望む次第である。(大正 一五、一〇、三一) 完

◎初犯者の處遇に就て

諫早 暇山 人

累犯防止!之れ斯界に於て早くより研究せられ、提唱せられつゝある問題で、而も其實績の擧らざる事亦否か難き事實である。初めて法の制裁を受け、嚴めしい刑務所の門を滑る時、彼等の多くは既

に前非を悔ひ、尙一種の恐怖心さえ起り恟々として這入るのである。其時の彼等の心中には再生の光明ある彼岸を夢想し、善人を想ふてゐるのであらふ。然るに現在の行刑制度では累犯と初犯とを同一刑務所内に收容せらるゝ事に成つてゐる。勿論居房、工場等は大体に於て區隔せられてはあつたが、作業の都合、教誨、入浴運動等の場合等に兩者の間に現状を聽聞し窺知するの機會は多々あり。虚勢を張り又は暴言高聲を發し或は横柄な態度、辱を目標する初犯者は（本來意志が薄弱である）不知不識の間に此のよからぬ、環境の同化力に依つて感染し、入所當時の従順な精神は根本から覆えされ、再犯者と何等擴ぶ處なき状態に陥るのである。尙又入所後顔見識りとなり、出所後累犯者に誘出され罪を同じふするが如き事實も珍からぬ。一度罪を累ねたる彼等は更に數犯を累ね終に獄裡に永住するの止むなきに至るのである。此見地よりして初犯者と累犯者とは全然別の刑務所に拘禁し今少しく初犯者に對して法の威力の体

大きを示し、嚴格なる規律の下に起居せしめ、入所當時の彼等の心理をして益々助長せしめ善人に還えらしむる事に努める要ありと思ふのである、茲に諸兄の忌憚なき批判を俟つ。

○滿天下の諸兄

京都 西村生

滿天下の諸兄幸に御健在ですか、私は京都と一山隔つた山科と言ふ寒村に喘々貧生です。

此度我が愛讀せる本誌は、貴重なる頁の一部を開放せられ讀者のため詩に文に汗して競ふコートは與へられた。何と愉快な事ではありませんか。天下の諸兄よ本誌の愛撫的此厚意を我等は共に深く感謝せねばならん事と思ひます。

諸兄、大に奮勵努力しませう、そして此の頁を活氣あるあるものにしてしましう、私は賢明なる諸兄の

文章を期待します。併せて請ふ、それ／＼の土地獨特の風趣、情話、傳説等を本頁を通じて他郷の者に味はしめ、私共を喜ばして下さい。

○看守の希望

長野 美谷鳥生

行刑政策が懲罰主義より、教化主義への實行にある現今、殊に智能的犯罪の傾向により有智的收容者の増し行く時。行刑の主体たる吾人看守は、人を改業指導する任に該る、自からを顧みて如何なる感あるか。「人は教育の有無よりも正しき徳性とそ尊けれ」しかし吾人は切望する、少なくとも一週二時間以上専門學は判檢事により、普通學は中等學校以上の教諭により教授せられん事を。我輩巡查は夜間中學の設けあり、市及近郷に勤務する者が入學し、一ヶ年にて卒業し得るなり。是くの如き制なくとも公私何れにせよ、是れらの機關ある處は可なり、

これなきを如何にせんや。收容者の就業時間が十三時間になり、看守の勤務又是れに伴ふ。その報酬として、現業員手當を支給せらる。勢を頼ふに物質を以てす、それは最も醜きもの、一つなり？ 現今いふ處の優遇よりも更に／＼緊急なるは、夜間中學の設立か、將た又其他の方法により、よりよき看守の教養にあり。是くてこそ行刑は名實共に備え、黎明の如く光輝せん。

○のぞみ

伊勢傳 景

何人も前途向上心はあつても讀書と申す事は中々難く頭が痛くなつたり氣がクシヤクシヤ致します。同じ讀書と講談のキング博文館の文藝俱樂部の如き書物なら間の中での読み讀みが致したいやうな氣がします。『新詩松の聲にある一節に「ノートブック」は柳の上塵も積りて不士山の云々の記がありますが斯様な事は誠に遺憾千萬であります。キングや文

藝俱樂部も當今のは非常に修養になりませう刑政も面白くよむやうに編輯して下さい、次に懸賞金は一等金十圓二等五圓三名三等三圓五名選外佳作者十名五拾錢位にして頂きたいと思ひます。それから冠句、語呂合、川柳、情歌、短歌んでも募集になつて如何です。

嬉しや讀者のページができて榮ゆる刑政増智識

○日記の中より

大阪 海老原静復

秋——お前は最早私の眼前に迫つて来たのか——どうしてお前はそんなに急ぐのか、アレ／＼蟬は未だ夏を謳歌しているではないか。「自然が夏になれば、新しい若葉の香が高くなる、お、若葉よ！新緑の木の葉よ！俺はお前が好きだ、否な俺だけじゃやない人は皆な……。」斯う日記に書いたのはま

だ一三日前の様な氣がするのにお前は最早私の耳に、「秋ですよ／＼」と囁いて居るのだ。けれども私はお前が大好きだ、お前の聲を聞いた時私は「もう来たのか」と言ひ乍ら「よく来て呉れた」と感謝せずにはおられない。

倦き／＼していた暑熱の生活から、自由の園！に誘ひだして呉れる秋よ、お前の愛に抱擁されて私は心行く迄で伸びて行かう……

ありつたけを表現する覺悟だ。

一九一〇・陵東園ニテ

○蒙溪紀行

岡山 高森猿蓑

十月三十一日天長の佳節に當り職員慰安會を催ふし蒙溪に遊ぶ。溪は刑務所を去る事約十里の西方吉備郡池田村にあり昔備前の人武元登々庵天柱の二字を岩面

に割せしめしより奇勝の名海内に傳へられしと聞く、午前八時十六分岡山驛に集合せし一百有餘名より成る一行は汽笛一聲中國鐵道を西に向つて走る展望の限りに黄金波打つ稲田或は三里果なき花野を抜け河を横切り山を迂廻し一時間の後穴栗驛に着く之より二里の道を谷河に沿ふて比行す、傍らに峩々たる奇巖河に臨んで時つ仰げば禿山連嶺石骨を顯はし巖の將に轉落せんとするあり、點々儂松懸崖に懸居するあり脚下を流る、河水は碧瑠璃の如く淺きものは急奔し深きは止まりて靜かなり、一行は豪溪に近づくに從ひ行歩更に勇めり、…爾島時に耳邊に嘯り班猫二三飄然來りて一行を導く、漸くにして豪溪に達すれば午前十一時二十分只見る碧綠水を狭んで相峙立するを或は春筍の轟よせるが如く又は湯瀧の調に飲まんとするが如く或は石柱の天を支ゆるが如く或は臥牛の道に横はるが如し。石身にして土を載するあり土身にして石牙を顯はせるあり巨巖折裂して洞穴を成せるもの或は鶯雀の如く兩石相抱くあり或

は大猿の如く二岩相反するものあり或は群石相闘ふが如きもの數石層々相果つて夏雲の狀を呈するものあり而して翠松緑杉石罅より生し巖なるあり横なるあり直上天に接せんとする如きもの倒懸奇技を演ずるが如きもの或は繁葉圓形を成し或は瘦枝四方に發せるもの燃ゆる紅葉は其間に點綴して綿繡の美も遠く及ばず、溪水は狂奔する處雲霧を生じその聲百雷の如く、或は滯留する處止まつて碧淵を作其奇岩々籠ふもの或は分れて奔湍となり或は懸て飛泉となる其風光華舌を絶せり而して一岩稍平かなるものあり高さ約二丈ばかり之に天柱の二字を識りたり、字の大きき三尺ばかり筆跡龍の躍るが如くなり。正午一同水明亭に此絶景と對座して饗餐を聞くに食相なりと雖珍味に優れり、思はず刻を過して長からぬ秋の斜陽は西に没し夕霧溪谷を罩めて亦一種の趣を作り自ら去ることを得ざらしむ、終に意を決して突栗驛に出で再び車中の客となり午後七時岡山驛に無事歸着したり消遊の快尙餘つて此一稿に禿筆を揮はし

石門を潜れば坂に紅葉燃ゆる
谷川の水の底にももみじかな。
懸崖の松は老ひたり萬紅葉

電報

山口 いさむ

突如電報の聲は初秋の我が寓を驚かせり。遠い旅の空に覺悟せし身も今更に……使の給仕が、…さん危篤と早封切りて我前に持來りぬ。胸轟かせつ、手に取れば言にたがはず母危篤の通知なりき。やるせなき心を押靜め勝手元の炊事に餘念なかりし妻を呼びつ、一樓の望みはせめても母上の言葉ある内にと歸郷しぬ。旅装解く間もあらばこそ、母さん……今歸りました……との只一言のみ、後は早胸ふさがりて一句だに呼ぶを得ざりき。喜びぬ、母

上は喜びぬ、唯無言のまゝ瘦せ衰へた細うでを差延へて我が服の襟を撫で給へり。醫師の來診、それも……嗚呼！母上は遊き給へり、眠るが如く……。

千葉刑務所禮讀

千葉 伊藤紫影

古語に曰く「目、目を見ず、指、指を指さず」と。かや。其環境に馴致されては自己の存在さえ知らざる人がある。私は當所奉職以來五年六ヶ月、始めて全國に誇る可き我が千葉刑務所の偉大なる姿を見出したのである。

成果は努力の結晶である、上は人格考相懇篤長より下は頑是なき給仕に至る迄和衷共同結束して行刑の効果達成に努力精進しその餘暇文武兩道に互り熱誠を捧げつつある、今その現状を摘記して全國の刑政職者に驚異の眼を醒せん。
先ず柔心に千葉縣講道館有段者會長四

段相繼河長を筆頭に明治神宮競技大會に壯年組優勝者の受譽を担ひたる神田四段あり、出ては柔道教師入りては練心館主たる老巧皆川三段部長あり、芳賀三段あり、長、稻垣、能勢、各二段あり、新進初段亦多く縣下の武道界を席捲しつつあり。

劍道部に轉ずれば文武に秀でし首將。四段木村廉あり、副將高橋三段あり伊藤庄、安達一段あり。少壯大野二段、扱は島崎初段外數多の有段者あり威風堂々縣下を風靡して全國刑務界武道の覇權を握る亦近きにあらむ

之を文道に見れば戒護主任の揭示文、毎月の前題作文、或は春秋二季の考査試験にその成績は知られたり、其他小説に短歌に、俳句に、郷土文藝に、漢詩に、易學に多士濟々たり、俳諧松影は同僚の編輯によりて發刊され會員は二百に余る、吓？千刑より惠まれたる千刑と文に趣味に娛樂に教化の餘暇を傾注せられ益々全國一を名實共に占められよ……私は限り無く我が千刑を讚賞愛好する……

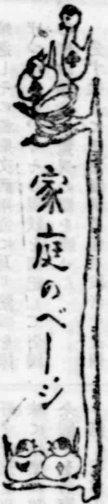
句詠

靜岡 賤機會

たゝひとつとり残したる柿の實に
今朝霜しろし冬の初そら 機 月
秋の色は菊に紅葉に残れともを、
霜白し冬や來ぬらん 皓 月
むしの音も一夜／＼に於て行き
ていとゝわひしき冬は來にけり
今朝見れば紅葉一しほ色添ひぬよ
への時雨や染めて行きけむ滯 滯
木枯に落葉みたれて山里の夕淋し
く時雨降るなり 皓 月
わかせしのかへるおそしと待ほと
に夕暮寒く時雨ふり來ぬ 蘇 正
曇るかと思れば晴れゆく浮雲のそ
らさためなき村しくれ成 紫 水

投稿

は東京市地町區西
日比谷町一丁目
會内刑政編輯部宛
必ず差出されし



家庭のページ

お臺所の廢物

利用

―捨てたものはない―
 毎日のお臺所から出る廢物を利用して經濟的に榮養を取る様にせば一家の經濟が一圓にも及ぼします皆様が廢物として捨てて居る物の中にはグイタミンの有るものが澤山あります。それはりんごの皮にしてもグイタミンBを含んであります。これを利用しての雜作もないことで、りんごを丁寧に洗ひ、皆様が食べるやうに縦に六つか四つに切り皮をうすくむきその皮を又縦に細く切り水にさらして一時間位置きますとそ

の皮が見事にくるつと巻いて居りまして大變きれいであります。これを弱身のつまや、お酢の物、又洋食のあしらひなどにしても結構です。お子供方でも喜んで食べます。りんごの皮を食べますと血食がよくなります。

大根の莖にも榮養があります。これはぬかみそに漬けてもよるしい。又から草大根といふ切り方があつて、大根の莖の大きい所を二寸位に切り縦に二つに切り、きりました方へ、庖丁をはすに一分位、切れ目を入れて、それを縦にうすく切り水にさらし一時間ほど置くと、から草の様になつてくるりと巻き綺麗です。こ

れはお刺身のつま、又お酢の物のあしらひにしても青々と感じがよくシャキ／＼と結構です。

うどの皮や芽なども小口から縦にきざみ煮物をした残りのお汁で少し辛く醤油と砂糖を入れて煮つめると、これも結構です。すべて野菜の皮には榮養が多量に有ります。殊にうどの皮にはグイタミンBがあります。それから、この期節によくある

小魚の頭や骨です。小魚を鹽焼によくしますが、頭は捨てますけれど、この頭には鹽をせずに、身だけに鹽をして食べた後、頭と骨を、煮立たつたお湯に入れ四五分間煮て出し、昆布を一升の水に一尺位入れれば二三時間煮ます。上に浮上つたら泡を切り昆布を取り出し、火から下して、上汁を他の鍋へ、靜かに取り

その出し汁で

味噌汁を煮て葱を少々入れると結構です。それからその引上げた出し昆布を又捨てずに、ぬかみその中にお漬けなさい。二三日して洗ひ小口からきざんで、醬油をかけて食します。此の魚の骨には、五大榮養素の無機質を含んで居ります。魚の骨がありました時には一度飽きまして干て置けばいつでも出し汁となりります。

△ぬれ靴の手入れ▽

ぬれ靴を早く乾かすには天日にさらしたり火にあぶつてはいけません。草がたかくなつて早く痛む、が蒸すを靴の中に一ぱい詰め数時間おくと靴の形も悪くならず早く乾く、蒸すはよく水分を吸収し吸収するとふくらんで靴の型を整へるからである。

悪者よけ廿二ヶ條

アメリカでは犯罪がだん／＼多くなつて行くのでニューヨークの警察署では、犯罪の防止に苦心してその宣傳には次のやうな條項があつて、參考になると思ふ。

- 一、犬を飼ふこと（畜犬税を安くすること）
- 二、戸締をよくすること。盜賊は玄關からは入らぬ。小窓や裏口を用心せよ。
- 三、日中家をあけるな。出て行くにしても、何時に歸るとか、いつまで留守だとかいふはり札などをするな。
- 四、ガスや電氣のメーター調べに注意せよ。會社側はなるべく調べ人を一定して、各戸になじみを作るやうにせよ。
- 五、買物に行く時、高價な寶石類や貴金屬類を身につけ

るな。

- 六、必要以上の金銀所持するな。
- 七、こみ合つた乗物の昇降には十分注意せよ。

火用の心

◇小火でも決して隠してはいけない。あはてるな。◇火災を出し又みついたら外に出て大聲を出して人に知らせ又は金だらひやバケツを亂打せよ。◇煙に巻かれた時はしゃがみ、遣つて壁に傳つて逃げよ。◇手ぬぐひを水にひたして鼻口をおほへば煙の窒息を防げる。◇二階から逃げ出す時は布團を巻いて抱いて一階に飛べ。◇水をかけるにはなるべく火に接近して燃えてゐる物體に注ぎ細にかけても利きめはない。◇油や藥品の火災には水をかけると大きくなる、土砂か灰をかけよ。濡れたムシロをおほふのはよい。◇精進湯やタンブラの鍋に火の移つた時はウドン粉か鹽を投込んで直ぐ消える。◇電氣の火災にはまづスイッチを断て。

- 八、コートは必ずボタンをかけること。
- 九、人の目の前で新聞を掲げるときには氣をつけよ。そのかげでいろ／＼な細工が行

をとられないこと。

- 一三、ぶつかる人は大低危險人物である。
- 一四、手さげカバンはぶらさげぬこと。なるべく貴重品をその中に入れないこと。
- 一五、手さげカバンをカウンスターその他におきつ放しにせぬこと。
- 一六、掛けて買へる家は現金を拂はぬこと。
- 一七、所持金は出来るだけ少くせよ。
- 一八、大きな金を知らぬものに替へにやるな。
- 一九、銀行に金をとりに行く時には決して人に知らせるな。
- 二〇、自働車から一寸降りる時でも、外とうとカバンは必ず持つて降りること。
- 二一、夜自働車を降りる時はできるだけ明るい所で降りよ。
- 二二、自働車を降りる時には必ず停車させてからにせよ。

毛布の智識

毛布のべなさには大版中版小版の三種があり別に海軍毛布と稱する特別なものもある普通の家庭に使ふものは大體三種である。大版と中版は二枚縫きで小版は一枚物、大きさは大版は二つ折にして長さ五尺巾四尺中版は四尺五寸に三尺五寸小版は六尺乃至七尺五寸に五尺乃至六尺巾、色は毛の上等を用ひたものが鼠白、ラクダの三種、綿製品はクリム、霜降り、黒、赤鼠、茶など子供用毛布に青いのや水色などがある。毛は上等品になればなる程ラクダや羊毛を多く使ひ、そしてその毛は駱駝や羊から直接取りとつて精製したものを用ゐてゐる。だから光澤があつて織して長いものを使つてあり肌の觸心地はなんともいへぬ

よい觸感を起させる。これだと二三品比べて見れば素人にもそれと判斷が附く、だから買ふ場合には單に一品だけを見ずにそれと同一物、それ以下のものといつた具合に二三種ならべさせて優劣をくらべ十分選擇することが肝腎である。次に綿製品は多く牛の毛を用ひてゐる。中には牛の毛に紡績の落毛を混入したのももある。牛の毛にも質の上下があり、紡績の落毛にも上段がある。そして又その混合加減も六分四分とするか七分三分とするかによつて品質に優劣が生じそれによつて値にも高い安いが生ずるから一概に説明はしにくい。だが綿製品は一旦洗濯すると幾ら上等品でも毛がこまかく縮れてかたまつてしまひ、あちこちに毛が集合して小さい結晶のやうになつてしまふ。こんなにな

ると綿製品の安物にくらべて値は少し位高くとも毛の上等品が耐久上非常に經濟的である。けれど世の中はそう理窟通りに行かない。やはりせいゝ六七圓の綿毛布が一番買れて行く。

寒くなると風ひきがはやる大事にならぬうちに醫者に見せるがよい

邪風

ろしいが、當面の手當としては過酸化水素二十プロセントか薄鹽水あるひばニプロセントのはう酸水かてうがひをするとよい吸入も時々よい。なほ身體の攝生は無論大切だが寒い時や夜分の外出は差しひかへ喉の刺激になる酒や煙草は避けたがよろしい。

くことは珍しくない。よくマスクを用ゐるがこれだけでは絶対の豫防にはなりません。また、この季節に幼少年に特に多いのはチフテリアで子供が異様なせきをしたら急いで醫者に見せることです。

木炭

木炭を買ふ時には先づ品質の良否を見、次に景目を檢べ最後に値段を聞くがよい。概して土がま炭の良品はや、鼠色を帯び質は必ず硬く他の同じ依に比べ割合に目方が軽い、直黒な色をしたのは不良品で質が軟かく黒茶色のいぶス炭が混つてゐることがあります。堅炭は容積の割に目方が重く雜木の混らぬ直經一寸位のがよい。土釜、堅炭ともに極くぬき、なら、雜木の順です。

伯林より

○ ○ ○
 謹啓、八月三十日御發信被下候御業甚本日大使館に至り落手仕候御厚情深く御禮申上候(中略)、

倫敦出發後當地迄の旅行経路は大休御承知被下候事と存じ候が公務上の經過を大休申上候へばブラッセルにては司法省に行刑局長を訪ね刑務所觀察の許可を直ちに得、御承知の模範刑務所と司法省直屬の仕事と致し居り候犯罪人類學的研究の實験を觀察して大に利益を得候。

ヘーグにては、御承知のコレテウツヒ氏を訪問し直ちにヘーグの特別結核監及精神監を見(コレテウツヒ氏の案内にて)又ハーレムのパノラマ式刑務所をも觀察伯林に入りては、聯邦司法省に國際委員アンケ局長を訪問し直ちに普蘭司法省にハッセル局長を訪問し特別に、伯林の四刑務所及ヘルレの刑務所の觀察を得申候外人の刑務所觀察許可は地方の行刑監

○ ○ ○
 普局長に候由なるに特に司法省より許され候、又同ハッセル局長に行刑衛生の實験を質問し色々會談仕候に利益を得候。又行刑衛生に付き唯一人の著者とも云ふべきレツプマン氏に對し其著書によつて貴下の高名を承知致し居り候旨を語り面會を求め意見を交換し便宜を申し送り候處大に快諾を得て面會し愉快を得候。

○ ○ ○
 伯林にてもイレルンアプディング(精神異常者集禁區)は候も之は小生等の考と多少連れ居候感致し候。其れ大學又は研究所の觀察大工場の觀察も爲し足掛け三ヶ月と相成候間愈近日中に當地を出發し、なほハルレ、ハンブルグ、ミュンヘンを觀察し候て、伊太利、埃、斯を見、佛に入り佛國アールより十一月五日の船にて米國に入り約二十日間の滞在にて十二月七日乗港發十二月二十三日横濱着のコレア丸にて歸朝と決定し切符も買入れ候間本年末には御目にかゝり得る事と待ち居り候。

殊にミュンヘンに於ては最近設けられたるクリミナルピオロキウシエ・イニス

テイチュエツト(行刑人類學研究所)を觀察致度考へ居候、同研究所は既に御承知とは存じ候へ共小生は當地にてレツプマン博士に行刑醫學研究所の事を尋ね候てより知り候次第にして行刑醫學の一部との事にて候、これは犯罪原因の研究の一部と解せられ候、殊に所長は醫師にして司法省の事業として實行せられ候様子にて候、普蘭司法省行刑局長ハッセル氏にも右を質問を致し候處プロイセンにては其中に設け度希望にてとの事に候、右は話に有之實際を見た上歸朝の後、詳し御話申上度考へ居候、此の犯罪原因の研究は勿論犯罪原因研究の全部には無之とは存し居候も不肖私多年心私かに犯罪原因研究所の設置か司法省の一事業として研究せらるゝ様の機運に至らん事を神かけて祈り候事と未だ見ぬ先より樂し居居候が結果は如何かと考へ居候處に有之候先は近況御報告申上旁々如斯に御座候器具

十月三日 伯林に於て 芥川 泉二先生

行刑統計

大正十五年七月中人出監並月末在監人員 (△ノ減)

受刑者 刑者 勞務地位者 總計	越員	入監	出監	現員	前月末日現在		前月比較		前年比較	
					現在	前日現在	前月比較	前年比較		
40064	3195	2,739	30,20	40,074	38,395	△144	1,525			
3,078	3,823	2,650	3,221	3,678	2,924	203	357			
308	384	412	273	308	223	△35	50			
16	2	3	15	16	14	△1	1			
42,521	7,157	7,114	42,564	42,521	40,580	43	1,974			
945	247	267	925	945	966	△20	△41			
43,466	7,404	7,381	43,489	43,466	41,556	23	1,933			

備考 勞務地位受刑者男65人 刑事被告ノ男68 支那人受刑者男127人 同刑事被告人36人
刑者男2人 同刑事被告人1人79

大正十五年七月末在所者人員表
Number of the Inmates during the Month of July, 1926

刑務所別 Names of Prison	受刑者 Prisoners sentenced		計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused		計 Total	勞務場留置者 Prisoners in "Rokki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)		計 Total	乳兒 Babies in Prison		計 Total	合計 Sum Total	
	男 Male	女 Female		男 Male	女 Female		男 Male	女 Female		男 Male	女 Female		男 Male	女 Female
小倉 Kuraage	1,137	—	1,137	—	—	—	—	—	—	—	—	1,137	—	1,137
市谷 Ichijaya	233	18	251	688	13	701	25	—	25	—	—	952	31	983
豐多摩 Toyotama	1,099	—	1,099	—	—	—	3	—	3	—	—	1,102	—	1,102
集島 Shimajima	2,238	—	2,238	—	—	—	7	—	7	—	—	2,245	—	2,245
横濱 Yokohama	524	1	525	121	1	122	8	1	9	—	—	633	3	636
千葉 Chiba	772	1	773	2	—	2	5	—	5	—	—	791	1	800
水戸 Mito	451	—	451	31	2	33	4	—	4	—	—	487	1	489
宇都宮 Utsunomiya	392	150	542	4	1	5	2	—	2	—	—	401	151	552
前橋 Maebashi	1,647	—	1,647	76	4	80	5	1	6	—	—	1,728	5	1,733
阿蘇 Aso	583	1	584	164	1	165	4	1	5	—	—	764	2	764

エウゲニイに薪を賣付けたイザンは瘦馬を牽き空腹を満たすべく飯屋へ急いだ。飯屋で八十哥の酒とお茶で汗が出る程温まつたイザンは、上機嫌になつて、同じ卓子に向つて腰かけてゐる一人の屋敷番に種々と熱を吹いた揚句、手形を見せた。屋敷番は文字を知らなかつたが、手形もよいが服物があるから此家の帳場で調べて貰ふが可いと勧めた。イザンは手形を給仕人に渡して勘定を請求した。

給仕人が刺糸銭を持つて来ず禿頭の番頭が傍へ来て、「あなたの手形は贋物ですよ」
押問答の末、巡査が来てイザンは馬語共に拘引された。

翌日イザンは巡査が附いて繪葉書屋へ曳かれた。エウゲニイは巡査から手形を見せられ、それにイザンからは此且那から奪取つたのだと言はれると、如何にも吃驚したやうな様子をしたが、やがて成癡するが附て

た彼は僅かのことで主人から官へ訴へられ三ヶ月の懲役に服した、彼は爲めにひどく自尊心を傷つけられた處から主人ばかりか世界中の者に對して憎惡の念が燃えた。しかし馬盗人は容易に捕はれなかつた。
イザンは贋造手形事件以來、様々な不幸に會つたので酒になづみ衣服は無論のこと、飲み料になる物は一つ残さず酔つ拂ふと自分を辱かした者や貴族乃至地主のことを考へた。一日、一人の百姓から馬を盗むことを教へられ、それも他等仲間百姓の悪い、貴族の所有物なら當り前など聞かされ、ビョートル農場で門を折つた爲に給金から一留五十哥を差引かれた事を思ひ出した、そこで一つには復讐心も手傳つて主人の農場から馬を盗み出した。それに味を占め、次第に大膽と巧妙さを加へた。彼の妻も最初の内に、夫の悪事に驚いてゐたが、馴れて来るとその夫に満足して毛皮の外套や、綺麗な頭巾の新調を自慢するやうになつた。

あると見えるな、私はこの男を今初めて見るのです」
「旦那、そんな事をおつしやるのは罪ですぞ、人間でえ者はそんなものではありませぬえ」とイザンは哀訴した。
「一体此の男は何うかしてゐるよ、さうだお前は寝ぼけて居るのだ、人違ひだよ、でもまあ一寸待つて下さい、家内が昨日薪を買つたか何うか聞いて参ります」
とエウゲニイは奥へ入ると、直ぐ屋敷番のブシューリイ(飯屋でイザンと話した男であつた)を呼んで、旨を言ひふくめ短衣代として五留つかませた。屋敷番はうなづいて店へ出た。

イザンはエウゲニイには手形を渡したことを承認して貰ひたいと言ひ、屋敷番には自分の言葉も証明して呉れど、涙を流して頼みだけれども、兩人は自分の主眼を任げず薪は店から買つたといふので巡査は手形贋造はイザンであるとして分署へ連れ歸つた。
イザンは留置場を脱走して家に歸つた

村の者連もそろ／＼感付いたが、それを証言することを憚つたので、捕へられずに過ぎたが、コロトフ村の追込から馬を盗出した官有林中に驚いて家に歸らうとした處を、山番の兵卒に怪まれ、先づ仲間ケラムが捕まつて、村長の家へ引かれた。イザンも捕まつて、村長の家へ引かれた。そこで訊問は開始され、兵隊上りのステパンに責められたが、白状しなかつたので多勢に叩かれ、殿られた揚句、ステパンに石で頭を打碎かれて命を預した。
イザンを殺した處で多勢は法廷へ呼出された、が主犯はステパンにきまつて、彼は、罪に問はれることになつた。
ステパンは盗人を處分したに不思議はない、俺等の身代を打ち壞したのだ、殿つたはみんな、世界中のものが彼を殺すに決めたので、只俺が息の根を止めたにけだ、何時迄も苦しめて置くのが可哀相でしたからねと、空嘯した、實際ステパンは少しも恐い事をしたと思つてゐない、それも軍隊に居た頃よく兵卒を射殺さなければならなかつたその習慣性か

妊娠して臨月に近い妻は狂はんばかりに泣いた、そして閉じた店の主人を呪つた遂に辯護士を頼んで訴へた。
屋敷番のブシューリイは更に主人から十留を得て、先の申立を主張した。結局裁判官はイザンの起訴を棄却し、しかも彼が法廷を退く時、教訓しそれは將來充分に心を改めて名譽ある人々に罪を着せるやうなことをしてはならないとか、被告の寛大な心から裁判費用を免除されたことと三ヶ月も監獄に入らなければならぬ名譽毀損罪を致されたことは有難く思はなければならぬなどのことを諷聞させられた。
イザンは「有難ふ存じやす」と言つて溜息を吐きながら法廷から出た。

この結末はエウゲニイとブシューリイには上首尾であつたと言へやう。
雪も解けそめた二月、ビョートル農場では或る夜馬を盗まれた、勞働番頭のステパンは恰々に小首を食つた、嫌疑は駁者であつてその夜不眠者に當つてゐたブローシユカにかゝつた、色眼鏡で見られ

らて、今日奴を殺しても、明日は自分が殺されるかも知れない位に考へて居た。
ステパンは刑を受けた。彼の妻は監獄を訪ねて、留守中に色々の不幸に會ひ、家も焼けて子供を連れて乞食して歩いてゐることなどを告げたので一層彼の世の中に對する憎惡の念は募つた、反則も世の中に、それで刑期も延びた、その中に妻も死んだ、彼はそれを知つた。
刑期が過ぎると、呼出されて、入獄の際着て来た衣服を渡された。
「俺はこれから何處へ行くのです」
「分つてゐるぢやないか、家へ行くんだ」
「家はありませんん復つて歩かになりますまい、他人の所有物でも掻つ拂つて歩かにならぬまい、」
「掻つ拂つて見る、再た此處へ來なけれやならぬぞ」
「だがそりや詮方がありませんよ」
ステパンは監獄を去つた。矢張り何處へも行く處がなかつた。
或る知り合の宿屋へ入つた、その商人も彼を知つてゐたので泊らせた。彼はこの商人は隣家の百姓の妻を奪つて何不自由

由なく暮してゐる事も知つてゐた、この晩料理部屋に寝かせられたが、便々たる商人の腹や、てぶく／＼肥つたその妻の体軀が彼の顔を断えず襲ふて残忍性が呼出され、遂々兩人を殺して有金を奪つて逃がした。

或る郡の町の人家離れた處に酒肆をもつた老人が二人の娘と一人の婿と一精に暮してゐた、亭主を持つてゐる方の妹娘はふしだらな生活向をしてゐたが、寡婦なる姉のマリヤ、セメノヅナといふ敏だらけの瘦せた五十代の婆さんがたつた一人で一家の切り盛りをしてゐた、彼女は二百五十留の恩給で此の一家を支へ、家の中で働く者はたゞマリヤだけであつた、彼女は酔ひ痴れてゐる弱々しい老父や、妹の赤兒の面倒を見たり、食事の仕度をしてたり洗濯をしたりしてゐた、斯う云ふ場合に乾度一家の者は皆何んな用事でも發らずマリヤへ押し付けた、三人が／＼も彼女に悪たれ口を利いた、妹の婿などには酔つ拂つて、彼女を打擲することさへあつた、それでも彼女は素直に凝つと堪

へてゐた、彼女は用事が殖えればそれだけ益手遅くその用事を片附けるやうに食ふ物も食はず、着る物も着ないで貧乏人に施しをしたり、病人の用事を手傳つてやつたりしてゐた。

或日、マリヤは會計局から恩給を受取つて歸つた。この後をつけて来たのがステパンであつた、ステパンは宿屋の夫妻を殺して町へ出た、彼はこの兇行を不快に感じない計りでなく、甘くいつたことが愉快でならなかつた彼は居酒屋でお茶や火酒を飲むでゐる間も絶へずこのやうなことを考へてゐた、それから彼は泊めて貰はうとして行つた辻馬車屋の内儀さんと、子供を又も殺して村へ走つてその居酒屋で眠り翌日町へ再び入り込むと街道でマリヤに道遇したのであつた、ステパンはマリヤの家に忍び入つて、最初に物音を聞付けて叫んだ妹を切つた次に婿と格闘してやつ付けた、次の室に入つた、其室にはマリヤが寢床の上に寝て居た。

彼女は起上ると、吃驚したやうな優しい眼付でステパンを見ながら十字を切つた、彼女の眼付はステパンを吃驚させた、彼は彼日になつた、

「金を出せ！」と、彼は眼を伏せたまま云つた、マリヤは黙つてゐた、

「金を出せ！」と、ステパンは小刀を突附けながら云つた、

「何です、お前さん、そんな事が出来ると思つてゐるのかね！」と、マリヤは言つた、

「出来ないで何うする」

ステパンは彼女が抵抗しないうちに彼女の手を掴まうとして、彼女の傍へ近づいた、けれども彼女は手を振上げもしなければ、抵抗もせずたゞ両手を自分の胸に押し當てたまま、重々しく溜息を吐いて、繰返した、

「あゝ、大きな罪だ、お前さんは本當に氣の毒な人だね、他人の生命をとるのは、自分を減ぼすことなんです、あゝ、あゝ！」と彼女は叫んだ、

ステパンはもう彼女の聲と眼付とを忍

ぶことが出来なかつた、彼は彼女の咽喉に小刀を突通した、一／＼なんとでもほざきやがれ、彼女は枕の上に突伏して枕に血を滲ぎながら喉れ聲をたてた、ステパンは後すざりをした、唾敷へ入つて品物を掻き集めると、巻煙草を一本呷み、暫時其處へ腰を下したまゝ自分の衣服に着いてゐる血痕を拭ひ落して外へ出た。

ステパンは宿屋へ着かないうちに、急に疲勞を覺え手足を動かすことさへ出来なくなつたので溝の中へ横はり、其の夜の残りど翌日と、その夜が迫るまで其處を動かさなかつた、が絶へず自分の眼前にマリヤの吃驚した優しい顔を見た、彼女の聲も聞いた、彼は彼女になした事を幾らず思ひ出した、彼は怖ろしくなつた、眼を閉ぢて、自分の頭の中から、この記憶を拂ひ退けやうとして房々とした頭髪に覆はれてゐる頭を振つた、彼はほんの一分間だけ怖ろしい記憶から運れることが出来た、がその代り最初一つの黒い像が彼の頭の中へ現れた、次にまた同じ黒い像が現れた、とその像に似て

赤い眼を有つた他の黒い像が入つて来てまた一つの像を作つた、そして其の黒い像がどれもこれも皆な（お前はあの女を殺した！お前も自殺しろ、でない、お前は到底安心することは出来ないぞ）と言つた、彼は眼をあけると、またマリヤを見た、彼女の聲を聞いた、彼はマリヤを可哀相に思ひ出した、と同時に自分が穢らはしく、そして怖ろしくなつて来た、彼は再び眼を閉ぢた、また黒い像が現はれた、

町に灯が入つて彼は漸く起上つて酒場へはいつた、すぐ酒を飲み始めた、併し幾らのもんでも少しも酔はなかつた、彼は黙つてまた一杯々々と重ねた、そこへ一人の麗卒が入つて来た、

「貴様は何者だ？」

「俺は、昨日ドブコツツアオーロフの家で一家の者をみな殺しにした男だ」

彼は捕縛された、一日警察の留置場で留められ、監獄へ運送された、

典獄は、ステパンを知つて居たので警戒した、彼は（俺は逃げたりなぞしませんが自分自身で捉まつたんですからね）と悪

びれなかつた、そして典獄の前でも絶へずマリヤが現れた、彼女の聲も聞いた、監房では何時も、薄つべ々な罵詈雑言の上に坐つたまま、兩手で頭を支へて何やら日の中で唄いてゐた、

列事の訊問を受けた時も、たゞ茫然として居て、列事の聲が耳に入ると眞直に白狀した、遠き記憶から呼出す如く努めながらすつかり打明けた、

それで列事は拍子抜けがしたやうに感

じた、検事が監房巡視の時にも（何も必要な物はない、また別段腹立たしく思ふ事もない）と答へた、實際上に彼は、温順であつた、典獄はそれを氣遣つた、

監房での一ヶ月間といふもの、ステパンは絶へず例の幻影に苦しめられた、彼女の姿や、彼女の眼付や、彼が扱つた瘦せた敏だらけの頭などを目にしたり、又（他人の生命をとるのは、自分を減ぼすことなんです、そんなことが出来ると思つてゐるのかね？）と言つた、哀訴するやうな囁き聲を耳にしたりした、やがて其聲が聞えなくなると黒い像が現れたしかも其の像は、眼を閉ぢてゐても眼を

開けてゐても現れた眼を開けると扉や壁の間に消えて行くが、やがてまた現れて、列然した彼女の姿になる。そして、(自殺しろ、自殺しろ、首を絞つてもよい、縛り死んでもよい)と彼に迫る、かう云ふ場合には、開懐ひをしながら、「神の母よ」「天に存す父よ」何を捧はず自分の知つて居るかぎりの祈禱文を誦した、祈禱文を誦しながら、過去のことを想ひ出した。父だの、母だの、村だの子供の時代のことだの、馬を盗まれた事だの、その盗人を石で打殺した事だの、入獄した時だの、宿屋や辻馬車屋の事件だのを想ひ出し、それから彼女を想ひ出した。彼は悲しくなつた。自から夜衣を脱捨て、臥床から飛降りて、櫛の中の野獣のやうに狭い監房の中を歩き廻つた。そしてまた祈禱文を誦したが何の役にも立たなかつた。

或る夜のこと、監房の中を歩き、遂に黒い像に降参して了つた。彼は疾くから燈炬の通風栓に眼を附けてゐた。自分の焼けて居た蓬蒲團の布を取つて布紐を作りにかゝつた。二日がかりに出来上ると寢台に上つて首を絞つた。けれども紐が断れて彼は落ちた。此の物語を聞けて看守が来た、他の者も呼ばれ、病院へ運ばれ、翌日は大監房へ移され二十人の囚人と雜居したが矢張り獨りの時と同じく誰にも眼を呉れず相變らず苦んだ、殊に皆が眠つて居る時は以前と同じやうに惱まされた。

或る時 祈禱して了ふとまたも彼女が眼前に現れた。彼は彼女の靈にもう教して貰ひたいと云つて祈り始めた。夜明になつて蓬蒲團の上に横になるとぐつすり眠つた。彼は彼女が自分の許へ来た夢を見た。「何ふです、教して呉れますか?」彼女は彼を見詰めただけで何とも言はなかつた。「教して呉れますか?」彼は三度もかう言つて教しを乞ふた。けれども彼女は矢張り何とも言はなかつた。彼は眼を覺ました。その時から余程氣が楽になり同房囚に近づいて話をするやうになつた。その監房には、アシーリイとチユーエフといふのがつた。

アシーリイは田舎に父親と妻が有つたが仕送るもせず、神會の生活に馴染んでだらなくやつて居たところへ、贖造手形事件で五箇、十箇と儲かつてから、たゞ自分の満足のため生きて行きさすればよいと考へた。

彼は僅少の収入を補ふには手當り次第同居人の金だのエウゲニイの財布を盗んだ。エウゲニイは裁判沙汰にしないて彼を解雇した。解雇された彼は情婦と英新科に往つて屋敷番に住込んだが幾何もなく遊みかけたのが見附つて追拂はれた、勤め口もなく金は費ひ果し、衣服も賣り拂ひ、情婦も捨てて、外套一枚になつた彼は家へ歸ることにした。

乞食して旅を續けて居たがオルロフ縣の或る村で果樹園の番人がいることを聞込で、その番人に雇はれた。

番小屋の生活は彼にとつて面白いものであつた。同時に世の中は金次第と考へることが深くなり一攫千金を夢見るやうになつた。彼は以前の悪行を想ひ起すと共に巧妙にやりたいと思つた。

その内に番人の期限が切れ給金を受取つて其處を去つた。が自分の家へは行か

ずら自分と一緒に果樹園の番人をしてゐた兵卒を語らぬ町へ入り、以前雇はれて居た主人の店を襲ひ三百七十箇の金を盗み出し、百箇疋を兵卒に遣つて、他の町へ逃げ一時は酒色に浸りしたが捕へられた。

監房内でアシーリイは始終歌を歌つたり、或は自分の罪狀を他の者に誇つたりしてゐたが、チユーエフと云ふ男は労働したり、上衣や下衣などを縫つたり、圖書や詩篇を讀んだりしてゐた。

ステパンはチユーエフから圖書のことを聞き

「だが悪い事をしたら、一體何んな目に會ふだらうね?」

「圖書には種々に書いてある」かう言つてチユーエフは馬太傳二十五章の中を讀み聞かせた。この時傍のアシーリイは感心したらしく

「全くだ——どれ貸して呉れ、俺が讀まう」

「ちや、自分の犯した罪は許されないうんかね?」

とステパンは此狀を破つた。チユーエフは更に他の頁をめくり路加傳の二十三章の中を讀んだ。

ステパンは何にも言はずに、涙と思案に耽りながら座つてゐた。(成程、眞實の信仰といふものはかう云ふものかな——貧乏者に食はせたり、飲ませたりした者と、獄に入れられた者を見舞つた者とだけが救はれて、それをしなかつた者が地獄へ遣られるんだ、あの罪人も十字架の上で悔ひ改めたばかりに樂園へ行つた。)彼は何うして今迄かうした事情が自分に隠されてゐたのだらうと驚いた。

これから彼は暇さへあれば始終チユーエフの傳へ行つて種々の話を訊ねたり、聞いたりしながら時を送つた。かういふ風で以前知つてゐた事を其後一時忘れて再び知り得たやうに自分の心に領得すると同時に全然別人間になつた。

ステパンの動作は貞觀、看守乃至仲間囚人達の目にとまつた。彼は當香以外の時もあるで骨の折る仕事をした。囚人には尊敬された。圖書へ移されてから

チユーエフと圖書に離れることを悲しんだが、看守から綴字の法を教はつて讀むことを覚えて圖書に熟中した。大監房へ戻されたときはチユーエフ以上に圖書を讀むので、半數の囚人達は彼の朗讀や講釋を聞いた。その中でも人殺しをした刑手の囚人マホールキンとアシーリイは注意深く聞ひてゐたが、マホールキンは刑手の職務を抛つて至つた。

ステパンを裁判した判事はマーヒンといふ贖造手形を作り行使した學生が大學迄卒業してから立身したのであつたが、ステパンの態度と答辨に驚き却て自分が裁かれてゐるやうな氣もした、その後刑手のマホールキンがステパンの感化を受けたことを聞いて益自分自身を責めて別な世界精神的な世界を選擇するに至つた。

アシーリイは脱獄した、そして自分の爲たいと思つてゐた事を強らした、彼は仲間とクラスノブゾフといふ金満家——番書家で放蕩者だといふことを知つてゐた——を騙して三萬箇を盗んだ、彼は酒

を飲む事さへ止めた、貧乏な娘達には金を與へて結婚させた、借金で首の廻らない者にはその借金を拂つて遣つた。彼が骨を折つたであつた。適當な人に金を配け與へる事だであつた。彼の心は満足した。けれども捕まつた。彼は法廷で笑ひながら、あの男は數へ切れない程金を持つてゐる、だから自分は其の金を運轉させて善良な人々を助けたのだと自慢した。彼の辯解が痛快だつたので陪審官達はも少しで彼を無罪に宣告する所であつた、けれども遂に追放の宣告を受けた。

製造手形をイランに押付たニウゲニイの商賣は次第に悲境に陥つて行つた、店も抵當に入れ、その上借金は殖えた、夫妻が恢復に必死となつたが及ばなかつた一樓の望をかけてゐたクラスノブゾフは五十萬留も盜まれたと云ふ噂である、その盗んだのは、家に居つた屋敷番のブシリーイであると話合つてゐる處へ異様な老人が手紙を届けた。ニウゲニイはその厚い封筒を破ると、百留紙幣四枚と、手

紙が入つてゐた、まづい文字で、(福音書には、惡に酬ゆるに善を以てせよと書いてあります、あなたは手形の爲めに、わたしに種々な惡事をさせました、わたしは殘酷に百姓を苦しめました、けれどもわたしは今あなたをお氣の毒に思ひます。此の四枚の百留紙幣をお納め下さい、そしてブシリーイと云ふ屋敷番を想ひ出して下さい。)夫妻は驚くとともに眼には涙が溢れ出した。

ミーチャは友人から借金をして、それが父からの小遣錢では償ふことが出来ずれるし、困つた末、墨友のマーヒンに相談すると、一も二もなく父が振出した手形に赤字記入することを餘儀なくされ、それでマーヒンが額縁を購ひ、その剰余錢が懐ろに入つて、その當座は救はれたのであつた。けれども後に繪葉書屋の女房が額を覚えてた處から、學校へ告げられ、爲に修身教師は轉職になつた。その金

でミーチャは工科學校は卒業出来た、技師になつた、聘されて西比利亞の金坑へ行くことになつた。旅行しなければならぬ、その供に校長の推薦でステパシを連れて、四人であることと氣遣ひながら行くことになつた。

途中ステパンはミーチャを自分の子供のやうに、應分の世話を焼いた。その上自分の身上話もした、また自分は今ではこの心掛けで暮してゐるといふことも物語つた。

之はミーチャにしては驚くべき事柄であつた。これまで只飲食したり、骨牌をしたたり、酒に酔ひしれたリしたのであつたが、此時初めて人生といふものを考へさせられた、これが彼の心を啓いて行つた。彼は利益のある地位を自ら拒んで、所持の金で土地を買ひ、結婚して、出来るだけ人々の爲に盡す決心をして、それを實行した。(終)

刑務作業の研究 (未完)

司法書記官 正木 亮

第三章 作業の種類

作業はその經營の方法に従つて之を大別して三種とする。その一は官司業である。その二は受負業である。その三は委託業である。便宜上節を分ちて説明することとする。

第一節 官司業

官司業 Reichsbetrieb とは専ら行刑官廳の指揮監督の下に行ふべき作業を指稱するものであつて、原料を購入し器具を供給し、同時に刑務所の製作品及び農作物の販賣に付ては材料の價格及作業賃等を參酌し市價に依り刑務所か之を行ふものを謂ふ。(作業章程第十七條) その經費は全然國費によるものである。

その原料購入より賣却に至るまで官廳の手によつて實施するが故に刑罰執行の統一及び執行の原則の統一を爲すに有效である。のみならず感化思想は實に此の種の方法によつて始めて實現し得るといふも過言でない。現今諸國の行刑に於て官司業の發展しつつあるを見るは蓋し此の趣旨に他ならない。されど官司業は次の諸點に於てその欠點を具有して居ることを考慮しなければならぬ。

一、民業を壓迫すること。

二、官吏の性質を商人及び工業者の性質に應化せしめねばならぬこと。

三、制限せられて居る作業經營を市況の高低に伴はしめねばならぬこと。

第一の問題は官司業が建物、設備の如き民間工場の方の如く補填の要なきものを使用し、加ふるに低廉なる受刑者を就役せしむる結果、勢、成品を廉價に販賣し得るを以て自ら市場に於て民間製品を壓迫するの狀態となる。茲に於て學者或は官司業は能ふ限り官廳用品を製して以つて競業を避くるに如かずとなし、イギリスの如きは機械力による製作品の市場販賣を爲さざることとして居る。ドイツは最近に至り特に法律に於て收容者は他刑務所並に他官廳の需要品を製すべし、如斯作業を爲す爲め監督官廳はドイツ及び州官廳と接渉すべしと規定し、アメリカに於ては官用主義が實施せられ、また大正十三年九月以來我が行刑局が官用主義を實施するに至り

たるも要は作業に於ける民業壓迫の弊害を避けんとしたるに外ならない。

(1) Kriegsmann a. O. S. 215.

(II) Kriegsmann, ibid.; Buggles Friso, The English Prison System p. 131. Aschrott, Sankensystem und Geldstrafenwesen in England, S. 245 ff.

(III) Grundriss der den Vollzug von Freiheitsstrafen, Von 7. Juni 1923, S. 64, Ab II.

(IV) アメリカに於ては受自作業のみを有する州五、受自官用併用の州十、官用制度のみによる州十一、官用及び官司制度を併用する州十七、官司制度のみの州四であつて大多数の州は官司業を採用して居る。刑政第三八卷第參號刑務所作業調査特別委員会の報告参照

(五) 大正十三年九月官用主義採用の結果民間事業家より民業壓迫なりとの反對起りたるに對し同年十二月行刑局長は各刑務所長に對し刑務所作業能力には自ら制限があり之に従事する技能者の如き極めて少数に止り其の社會民業に及ぼす影響は少いから民間事業家の誤解なき様にするべき旨通牒された

第二の問題は官吏の性質及び職能が民間の商人や工業家の性質及職能と懸隔を有する點に歸着する。即ち刑務官吏は一定の職務規範に拘束され、商人及工業家の如く廣汎なる權能を與へられて居らない。例へば作業官と雖素品代金、之に對する利益及工錢は豫定せられたる計劃に追従することを餘儀なくせられ、市場の好況も不況も之を如何ともすることが出来ないのに反し商人は不況に際してダンピングすら實施する權能を有する。殊に需要者に對する見本の贈與が時に高價に及び得るに反し、作業官は必要ある場合に於ては本省の認可を得たる後始めて贈與拂の形式に於て僅かに見本を提供し得るに過ぎない。此の様な事例は作業官の職能自體が既に作業の獨立經營即ち官司業の困難を生ぜしむる所以であるとも云へる。故に官司業の發展を期するにはその先決問題として作業官の職能を擴張する必要を生ずる。大正十四年七月我が行刑制度に作業技師の職制が敷かれたことであつた。その趣旨は作業の企劃及び受刑者に對する専門的指導なりしことは勿論である。けれども作業の成果は單に物品の作製のみを以て足れりとするものではない。圓滿なる販賣も亦その成果の要點でなくてはならぬ。而して作業技師の職能は少くともかかる點迄も包含されなければ官司業の活潑なる發達は到底期する事は出来ない。

官司業に於ける第三の欠點は市況の高低である。行刑作業は市況の高低に伴ふべく餘りに複雑である。加ふるに好景氣時代に於て高價なる材料を購入するときは素品高價なる爲めに物價下落の時代に反つて市價よりも高價なる販賣を爲さざる可らざるの苦境に陥ることは吾人の常に經驗するところである。

如斯觀察し來れば官司業と雖その經營方法に於て行刑作業として不適當なる點の存することは時を俟ない。けれども、官司業は他の勞務の提供のみをこととする作業に比しその方法が自ら教訓的となり。就業者に作業の趣味を喚起し、經營方法を組織的ならしむるの利益があるから前述の弊害を避け計劃の宜敷を得て官司業の發展を來さしむることは行刑作業上緊要のことといはねばならぬ。詳言すれば民業壓迫の弊害を惹起せず、また比較的價格の安定なる業種を選んで之を營むことは行刑作業上考慮に價するものである。現に實施しつつある官用主義は實に此の趣旨に基いたものといはねばならない。

(六) 行刑局が最近各刑務所より官用主義に對し希望事項を徴した中に「見本品」贈與を許され度希望が多数であつた。明治三十四年十二月二十八日司法省會計課長監獄局長通牒檢甲四三八號官域集治監監獄照會ニ對スル回答

製作品販賣擴張ノ爲メ標品無代價交付方ノ件ハ贈與拂トシテ製作品ヲ拂出ニ止リ別段購入支出ノ手續ヲ要スル條得共贈與ハ「監獄會計處規程」中明文ナキ事項ナルヲ以テ必要ナル場合ニハ其ノ時々品目數量價格及理由並ニ受贈者ノ會社名又氏名ヲ明ニシ經何ノ上處理相成可然

(七) 小河博士監獄學六四七頁以下には此の趣旨に基いて官司業を主張して居られる。尙大正十三年八月に次官會議に於て官用主義を採用し官應用品の製作修理を刑務所に於てなすべき事を決議し次で九月十日司法次官より各省次官に對し次年度より各省需要品の製作修理に應じ度き旨の紹介あり翌十四年一月廿六日には更に各省次官に對しその實行方の依頼を爲し同日行刑局長通牒を以て各刑務所長に對し儘に次官會議に於て官應需要品は成べく刑務所製作品を利用することに協定に付爾來之か實行方法等調査中の處今回同省次官より各省次官に對し照會相成候間此の際進んで地方關係官廳と折衝の上努めて其の需要に應ずる豫御取計相成度候

官司業は經理作業と然らざるものと分つことが出来る。經理作業とは炊事夫、掃除夫、看病夫といふ様に専ら刑務所の用務に就くを謂ひ然らざるものは其他の生産作業を指稱する。刑務作業の本質は前述するが如く受刑

者に對する職業的訓練を主たる目的とするものであるから經理作業は可及的に限定することを必要とするも、刑務所はその性質上或は自營を必要とし或は他の使用人の入るを許さざる場合少からざるを以て之に使役する人工の多數に於けるは止むを得ない。大正十三年度に於ける我が官司業に使役したる延人員は男三百二十七萬六千七百二十七人中經理作業に就かしめたる者は實に二百二十五萬七千二百二十九人の多きに達し女は七萬二千二百五十一人中六萬七千五百八十八人は經理作業に従事した者であつた。故に經理作業に非ざる官司業就業者は百一萬九千五百九十六人であつて同年の受負業就業者五百七十九萬五、八、九十九人に對し五分の一にも足りない有様である。故に官司業は現在に於ては未だ充分なる發達を爲したりと謂ふことを得ない。

官司業は我が國に於ては如く不振であるが之を外國の制度に見るに今や行刑作業に重要な地位を占むに至つた。アメリカに於ては官司制度、官司制度及び官用主義併用の州實に三十二州を算し、ドイツに於ては收容力七百人を有するラウフェン、Laufen 刑務所は主として官司業により農夫として僅かに受負業を爲し、リヒテナウ、Lichtenau 又僅少なる農辱受負の外官司業によつて居る。その他ニーダーシェ、ネンフェルト、Niederschönau、feld は全部官司業ストラウビン、Straubing は官司業十八種に對し受負業は僅かに六種に過ぎない。ザルツバッハ、Salzbach 短期監は全部官司業ブラウンシュワイツ、Braunschweig は官司業十四種に對し受負業僅かに六種、ブレメンのオスレプス、ハウゼン刑務所は極外農業を除く外全部官司業、ハムブルグ、フュールスプユツテル第二區は官司就業者平均一日五百六十五人に對し受負就業者は五十五人第三區は全部官司業に就かしめハーネフェルザンド、Hanöfersand 第四區(バラツク刑務所)は官司就業者三百二十七人に對し受負就業者は二十九人、同第五區(婦女及び少年區)は二百四十七人の全部が官司就業者フュールスプユツテル第七區は全部官司就業者ベールのテーゲルも亦主として官司業による。如斯今日のドイツに於ける行刑作業も亦官司業を以て作業の主たるものとなして居ると見ることが出来る。

(八)註(四)參照

(九)J. Strafanstalten in Deutschland (1925) 參照

行刑作業を官司業に化することは最早理論の問題ではなく、只實行の問題とされて居る。今日我が受負作業就業者男五百七十九萬五千八百九十九人中機織工(大部分分工)百九十九萬七、千六十二人麻工百二十二萬四千五百九十七人といふ統計が表はれて居ることは今日の作業に職業訓練といふ問題が實行上閑却されて居ることを何人も認め得ることであると同時に如斯業程の排斥は官司業の擴張によつてのみ實現し得る問題であると思ふ。

第二節 受負業

受負業 *Unternehmerbetrieb* (Enterprise) とは刑務所と一私人との契約により刑務所が受刑者の就業人員と就業日数によつて定めた報酬を得る代りに受刑者の勞力の使用を一私人に委ねるものを謂ふ。受負業者は勞務を分配し、之を管理する。材料の提供は勿論機具機械も亦受負業者が設備せねばならない。(作業章程第十八條) 只受負業が賃貸制 *Lease-oder-Pacht-system* と異なるところは就業者が戒護上または其の他の處遇上刑務官吏の監督に服し、作業技師または技手の教導に服さねばならぬ事である。所謂賃貸制は刑の執行全部例へば懲罰、收容、被服及び糧食に至る迄受負業者に委ねたものであつたが國權の發動たる刑罰が一人の手に委ねべからざること認められた今日に於ては例令受負業と雖、規則的職業訓練を閑却することが出来なくなつた。故に大正十一年十月十四日以來受負業に於ても亦原則として技師及び技手の教導に服し例外として特別の技術を要する作業に付てのみ受負業者の負擔に於て作業指導者を命ずることを得ることゝ爲した。

(一) *Kriegsmann, a. a. O. S. 210 ff.* 作業章程第十八條第十九條

(二) 拙著作業の發達に就て(監獄協和雜誌第三十五卷第一號)小河博士監獄學六三三頁以下 *Kriegsmann, a. a. O. S. 210 Anm. 1.*

(三) 大正十一年十月十四日司法大臣訓令行甲第一五三三號作業技師及作業技手職務規程、件第一條作業技師及作業技手入官ノ指揮ヲ承ケ作業ノ教導及原動機ノ取扱ノ事務ニ從事スヘシ

(四) 作業章程第二十三條特別ノ技術ヲ要スル作業ニ付テハ受負業者ノ負擔ニ於テ作業指導者ヲ命ズルコトヲ得

受負業は上述の如く賃貸制と異り規則的職業訓練を閑却することが出来ない結果として一私人と受負契約を爲し之を刑務作業と爲す場合は左の諸點を考慮することを必要とする。

一、受負期は一年以下の範囲に於て之を定むること。

但しその受負業にして不適當ならざる場合に限りその期間を更新し又は司法大臣の認可を受けて一年以上の範囲で契約することが出来る。作業章程第二十條)

二、人員は二十人以上百人以下の範囲に限定すること。(同第二十一條)

三、指導は原則として之を作業技師又は技手に司らしめ特に必要ある場合の外受負業者の派遣する指導者を許さぬこと。(同第二十三條)

四、作業の方法及取締は總て法規及官吏の命する所によらしむること。(同第二十五條)

五、作業の休止、契約の解除を爲す權利を留保すること。(同第二十六條第二十七條)

六、受負業者の身分関係性格等を調査すること。(同第二十七條)

その期間を限定する必要は、期間短きに失するときは業種の變轉常なく職業訓練の旨趣に背き、また長きに失するときは受負業者が往々にして諸官吏に馴れ諸種の弊害を伴ふ虞なきを保し難く官紀の紊亂之より始まるからである。

その人員を制限する所以は作業の個別化に由來する。人員多數に過ぐれば業種は從つて限定せられ監獄法第二十四條の法意と矛盾し、人員寡少なれば一面に民間企業者間の競争を惹起し行刑作業の不統一無方針を來す虞れがあるからである。

その指導を刑務官吏に司どらしむる所以は受刑者の作業訓練は能ふべくんば國家の機關によらしむるを以て刑の本質上當然のことと爲さねばならぬのみならず受刑者をして自由人に接觸せしむることが或は外部との交通の媒介の機會と爲り或は行刑規律を紊る素因と爲る虞れがあるからである。

その經營方法及び取締を法規及官吏の命に従はしむる所以は一に行刑規律の保全と刑罰の本質を害せざらしむるに他ならない。

その作業休止契約解除の權利を留保する所以は或は行刑方針の變更或は天災事變傳染病流行等その事業の繼續

が行政的事實又は偶然の事實若くは行刑の紀律上許されざる場合を豫定したるに他ならない。

その受負業者の身分其他を調査することは行刑作業經營上當然の理であつて、受負業者たらんとする者にして事業經營の資格なきか(禁治産又は準禁治産宣告、破産)または受負賃金を支拂はず其他契約上の義務に違背する虞れあるか、不當の要求を爲す虞あるか若くは禁錮以上の刑に處せられたる者に非ざるかに付ては豫め調査しなければならぬ。

尙受負業にありては受負者かその契約後と雖或は受負賃金の不拂或は市況の如何等によつて違約する如き場合なしとしない。かゝる場合に於て受刑者を休業せしむるが如きは定役を科することを前提とせる懲役作業上許すべからざることであるから之を確保する爲め受負業には少くとも二ヶ月分の受負賃金に相當する現金又は國債を提供せしめ(同上第二十八條)ねばならぬ。

(2)(3) 小河博士前掲第六三三頁以下

行刑に於ける受負は民法の請負と全然その性質を異にし單に勞務の提供に過ぎないから其報酬は仕事の結果に對する者(民法第六三二條)でなくて勞力そのものに對するものである(作業章程第十八條)従つて仕事の目的物に瑕疵があつてもその修補、損害賠償、契約の解除に應ずる義務がない。(民法第六三四條六三五條作業章程第三十條)如斯行刑作業に於て特殊の契約を強制し民法上の請負を許さざる所以は刑罰執行の内容たる作業の性質上當然のことといはねばならぬ。

受負業は今日の我が刑務所に於ては上述の如く作業の大部分を占めて居る、そうして受負業に依るときは刑務所は只賃金を得るに止るを以て官司業の如く相場の變動による經營困難に遭遇する危険を避けることが出来る。販賣の責任かないから手数ははぶける國家財政上就業費を節約することか出来る等消極的利益が多い。それ故にアメリカに於ては一八六六年同國の刑務協會の特別委員會 The special commission of the Prison Association が總ての州刑務所に於ては受負業 Contract Labour は不適當だと報告した以前に於ては特に利益で肝要なものだとされて居つた。特にアルバニー州刑務所 Albany County penitentiary に於ける受負業の如きは作業上の

成功者と認められて居たのであつた。

けれども受負業には利益よりも不利益の點が多い。今その不利益とする點を列擧すれば概ね左の通りである。

一、刑罰執行の特殊目的よりも一人の利益に傾くことが多い。
二、企業家は能率増進の爲めの特別賞與として行刑の原則的處遇に反する利益を與へる。
三、感化目的は受負業者の關せざるところであるから之に對しその目的に添ふ様に經營することを強ふることが六ヶ敷い。

四、受負業者は成るべく多くの利益を得る爲めに訓練の急造を爲しその知識が受刑者の將來に禍することが多

五、受刑者の惡意、不時の災難を避ける爲に粗惡な材料や機工を搬入すると作業趣味、嗜好を害する弊がある。

六、賃金が低廉である爲め相場の變動によつて受負業者に不當の利益を受けしむることがある。

七、受負業者は一刑務所に止まらず數刑務所と契約し得るが故に地方的職業訓練を害することが多い。
數え來れば上述に止まらない、そうして之れ等の弊害は正にクローネの謂つた様に「刑罰は國家機關の手に置くべきのみといふ原則に反する」總ての場合である。例令財政的危險が少からうとも國家財政が節約されようとも感化目的を離れて行刑作業なく、刑罰の豫防作用は存在しないから少くとも上述の弊害を理由として受負業は之を排斥しなければならぬ。

(9) Philip Klein, Ph. D. *Prison Methods in New York State* (1910) p. 354.

(10) Kriegsmann, n. n. O. S. 211 ff.; Kothne, *Tahrhuch der Gefängnisstrafe*, S. 391 ff.

(11) 三池刑務所の炭坑受負業に於て坑内就業者は受負業者より特別來の支給を受けて居るが、わか國に於ける此の種の不合理は本所に僅かにその影を残して居る。

(12) 久留米耕の受負は殆んど日本全國に及んで居る。そうして九州特産であるべき餅か遠く北海道に於て製作さるゝか如きは地方的職業訓練上極めて不合理であると考へられる。

(13) Philip Klein, Ph. D. 1907. アメリカ刑務協會委員會は一八七一年九ヶ條の報告を發表して受負業を排斥した。

イギリスは行刑作業による民業の壓迫に就て甚に深甚なる注意を拂つて居るから官司業と雖刑務所の自給 Selbstversorgung、官廳用品の作製の他は少量の競賣を行ふのみであつて機械力に依る製品の市場販賣は之を行はない。況んや受刑者の低廉なる工賃を以つて自由労働者の報酬を低下せしむる弊を來し又は受刑者の勞役と自由労働との間の競争を來すが如きは特に注意を拂つて居るから所謂コントラクト即ち受負業は之を實行しない。
しかし我が行刑制度に於て果してイギリスの夫れの如く受負業を廢止し得るやに就ては頗る懸念なきを得ない。何となれば我が現狀は受負業就業者の數半數以上に亘り之を以て官司業に變更せしむるべく勞役の供給は餘りに少量であつて假に受負業を廢止したりとせんか受刑者は定役を失ふの結果を惹起するに至るであらう。加之國家財政は官司業を擴張すべき充分なる餘裕を與へない、例へば大正十三年の豫算に於ては延人員三百萬人餘に對し僅々二百四十萬圓の就業費を與へたるのみであるから、右勞役の供給が圓滑になると就業費の豫算が充分に認めらるゝに非ざれば此の弊害多き受負業も到底廢止の機運に向ふことは出來ない。故に今後に於ける我が行刑作業の改良は漸進的に受負業を整理し官司業に變更するを策の得たるものと考へることが出来る。

(14) Ruggles-Brisson, *The English Prison System* pp. 123; Aschrott, *Strafensystem und Gefängniswesen in England*, S. 245 ff.

第三節 委託業

委託業 Das Akkerdaystem は受負業と官司業の折衷である。私人が素品を提供しその作製に關しては刑務所の支配監督を受ける。その官司業と異なる所以は私人が素品を提供する(作業章程第三十二條第二項)ところであつて受負業と異なる所以は製作に要したる期間の如何に拘はらず引渡されたる成品の數量により報酬を支拂ふ點に存する。故に受負業は日々工錢 Tageslohn を標準とするも官司業は成品一個に對する賃金 Stücklohn を標準とする。

委託業は受負業と異り製作に關する指導監督は専ら刑務所が行ふ故に受負業の如く素品供給、成品の引受に關して制限を受くることがないのみならず作業經營に關する干渉を避けることが出来る。従つて行刑の紀律、刑罰執

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

December 1, 1926

PRINCIPAL CONTENTS

The Fate of the Defective Delinquents . . .	Pro. Dr. Aschaffenburg
On the Indeterminate Sentence	Dr. S. Motoji
Juvenile Delinquents	K. Yoshida
Retrospective View of Our Prison System (Continued)	M. Kagawa
Motion Picture and the age	R. Kondo
<hr/>	
A Study of Prison Labour in Our Penal Institutions	A. Masaki, Assistant Secretary, Min. of Justice
<hr/>	
Foreign News	
Prison Statistics	
<hr/>	
Honouring of Prison Officials	
General Athletic Meeting of Prison Officials of the Country	

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.